

時は、内地炭に比し操業容易にして重油揮發油の外に高價なパラフィンを比較的少量に包含し、人造石油工業原料として頗る好適なる事が判明するに至つたので、昭和七年朝鮮窒素肥料株式會社は吉州、明川及鏡城炭田（共に咸鏡北道所在）の褐炭を原料として永安（咸鏡北道）に低溫乾溜による人造石油工業を興し、工業原料として有煙炭の積極的開發に着手した。續いて同社系朝鮮石炭工業株式會社は阿吾地炭田（咸鏡北道所在）に於て海軍式による直接液化工業原料として褐炭を使用するに及び、褐炭新利用法の開拓と共に、有煙炭資源の利用價値も數倍増加するに至つた。かくて鮮内諸工業の勃興に伴ふ有煙炭の需要増大と、事變以後に於ける内地滿洲炭の輪移入激減とは有煙炭田の開發を一段と拍車づけることとなつたので、ここに總督府の慫慂に依り、咸鏡北道所在小規模炭鑛の資本合同の機運が生じ、大資本による合理的開發手段として十四年十一月朝鮮有煙炭株式會社が設立されるに至つた。

b 無煙炭 朝鮮の無煙炭は平安南道、江原道、慶尙北道、全羅南道等に廣く分布し、其の埋藏量は十三億五千萬噸と推定される。而して鮮産無煙炭の大部分は微粉狀をなす特有の性質上、從來は煉炭原料に供され、専ら家庭燃料として重視されて來たが、漸次用途も増大し來り發電燃料、工場燃料として、一般有煙炭と同様ポイラー及鑛石焙燒用に使われるに至つた。然して事變の進展に因る國防産業原料自給の必要と輸入の制限に伴ひ、佛印炭の輸入は最早今後その増大を期待し難き實情となり、ここに鮮産無煙炭が國策的使命の下に登場するに至つた。現に無煙炭の八割以上は平壤を中心とする平安南部炭田の產出で、主として昭和二年設立された朝鮮無煙炭株式會社が合理的經營に當つてゐる。而して同社の現稼行鑛區は最早老齡期に達したので、今後は同炭田の未開發地區たる黑嶺、徳山區域の採掘に主力を注ぐ外、更に平安北部炭田の積極的開發に當る豫定で、これが輸送路線たる西鮮中央鐵道は十四年七月開通を見るに至つた。かくして新炭田の開發は、石炭増産四箇年計畫遂行途上に於ける鮮産無煙炭の一大推進力として、數段と其の地位を強化するものと考へられるが、最近に至り江原道寧越及三陟兩炭田の開發が、急速に實現した

事は特筆すべき事項と謂はなければならぬ。前者は朝鮮電力株式會社の手に依り、既に同社火力發電用に供されて居り、後者は三陟開發株式會社の手に依り開發が進行し、十四年夏季より市販を見るに至つた。三陟炭田はその埋藏量實に平壤炭田に匹敵する大炭田であつて、加ふるに其の炭質は頗る良好で、中には佛印鴻基炭に劣らぬ優良のものもあり、特に灰分少くカロリーが大で、コークス代用炭にも適する點から特に注目されるに至つた。十四年は約〇〇萬噸を、更に十五年は〇〇萬噸以上を出炭の見込で、當炭田の開發進展は、朝鮮の無煙炭増産上裨益する所が多いであらう。

昭和十六年に於ける鮮内石炭需要量は約〇〇萬噸（推定）にして、之に應ずべき生産額は〇〇〇〇萬噸内外、其の内譯は無煙炭〇〇萬噸、有煙炭〇〇〇〇萬噸内外と推定される。而して從來主として内地に於ける家庭用燃料を對象として發展するに至つた朝鮮の無煙炭は、完全燃焼法の研究進展と良質無煙炭の出現に伴ひ、漸次有煙炭の分野に進出するに至り、殊に今次事變勃發後に於ける重工業の發達就中製鐵、輕金屬工業、肥料、各種機械製作工場の續出に刺戟されて急速に需要増大し、特に火力發電事業の興隆に伴ひ其の需要量の増大は一層顯著になつた。現に寧越に於ては十萬キロ火力發電が設備中で、中七萬五千キロは十四年末竣工を見るに至つたが、最近平安南道徳川無煙炭田の開發に伴ひ同炭田を中心として火力發電事業が計畫されつつある。又清津に於ては三菱製鋼所が一部操業を開始したので、鮮内の需要は單に火力發電及右製鋼所のみより見るも、前者に於て〇〇〇萬噸（推定）、後者に於て〇〇萬噸（推定）計〇〇〇萬噸を急増する見込である。而して日鐵清津製鐵所に於ては専ら北海道、九州炭に依存するので、無煙炭の需要は見込まれぬが工場完成の曉は雜用炭として有煙炭の需要は相當額に上る豫定である。

又無煙炭を原料とするガソリン製造も着々研究中であるから、早晚具體化の上は需要急増の筈であり、その他カーバイト、金屬製鍊工業も着々計畫中であるから、實現の上は需要増大に一段と拍車づけるであらう。

輕金屬

a アルミニウム アルミニウムも事變の進展に伴ひ急速に需要を増加したる金屬である。現に航空機、船舶、交通機關のあらゆる部門或は銅の代用品として用途は廣汎に亘り其の需要量は年を追ふて増大し、其の消費高より見たる重要非鐵金屬中に於ける地位は急テンポを以て上昇するに至つた。我國に於けるアルミ製造工業は昭和九年以來急激なる發展を遂げ、其の生産額も著しく増加し昭和十二年に於て約一萬噸（推定）に達するに至つたが、主原料たるボーキサイトは我國に産出せず従つて其の殆んど全部を海外に仰いでゐる状態である。然しながらボーキサイトに代るべきものとして朝鮮の明礬石は全羅南道多島海に豊富に賦有し、其の埋藏量三千二百萬噸と推定されて居り、アルミ含有量並に埋藏量共に豊富で、これが開發は既に日本電工（昭和電工前身）、住友アルミ兩會社によりて行はれ、其の後不幸中絶するに至つたが、現に飾磨化學工業株式會社が玉埋山を中心として一手に採掘し、アルミナ製造用として内地に移出してゐる。而して今日國產原料に依るアルミ事業の企業化は不可避のもので、商工省のアルミ政策としても今後はボーキサイトによる製造は原則として許可せざる方針と仄聞するので、今後アルミ工業は國產原料の使用を餘儀なくさるるものと思はれる。既に朝奎は加沙島（全羅南道）の明礬石を原料として、國產原料に依る獨特の方法により製造すべく、工場建設其の他諸般の準備を急ぎつあつたが、最近漸くアルミ塊を産出するに至つた。其の製品は頗る良質で純度九九・五%以上と稱されてゐるので、鮮產アルミ工業の尖端を行くものとして、其の將來は頗る期待されてゐる。

更にアルミナ原料として礬土頁岩及霞石の豊富なる分布も明瞭になつた事は力強い極みである。前者は平壤炭田中の無煙炭と互層をなして存在し、アルミ含有量四十乃至五十%のものは其の埋藏量頗る豊富である。現在は専ら耐火物製造用に供され年産二萬噸内外に過ぎないが、既にアルミ製錬の工業化も計畫されるに至り、朝鮮理研金屬株式

會社は同炭田長山區域産の礬土頁岩を原料とするアルミナ製造を企圖し、目下鎮南浦に工場を建設中である。

霞石は江原道平康郡、金化郡に無盡藏とも稱すべき埋藏量あり、其の他慶尙北道鬱陵島、咸鏡北道吉州郡に於ても發見され、アルミナ製造上、技術的に容易なる點よりアルミニウム資源として最近重視されるに至つた礦物である。

既に大阪窯業セメント株式會社及飾磨化學工業株式會社に於ては、鮮產霞石を原料としてアルミナ製造に乗出すこととなり技術的には既に成功してゐるのでこれが企業化も近いであらう。

尙此の外慶尙南道金海郡、統營郡に産するダイアスポーアもアルミナの含有量多く、其の品質ボーキサイトに匹敵するもので、アルミニウム原料として有望視されるに至つたことは特筆に値ひする。

而してここに注目すべきは、明礬石及霞石は共に加里分を相當多量に含有する點である。現に我國は苦汁より加里分を採取してゐるが、其の産額僅少で十數萬噸に達する國內需要額の大部分は輸入に俟つ状態である。従つて明礬石及霞石よりのアルミナ抽出を督勵せば、これらは將來有力なる加里資源ともなり得るので、此の點からも明礬石、霞石の工業化は緊急の問題と言ふべきである。

し マグネシウム マグネシウムも亦輕合金用としてアルミニウムと共に重要性を増大した輕金屬である。マグネシウムは苦汁及マグネサイト鑛に含有されるが、從來我國にはマグネサイト鑛を産出せず、従つてマグネシウムの製造は専ら苦汁によつてゐた。然るに先年滿洲國大石橋附近に於て一大マグネサイト鑛床が發見され急速に開發されるに至つたが、朝鮮に於ても咸鏡南北道界に當る端川郡北斗日面に於て重要部分のみにて六億五千萬噸と稱さるる一大マグネサイト鑛床が發見され、更に昭和十二年に至り右鑛床に隣接して埋藏量約三十億噸、世界第一の賦存量を有する大鑛床が發見されるに至つた。本鑛床は爾來政府の出願に屬し未開發のまま放置されてゐたが、時勢はこれが急速なる開發を要請するに至つたので、總督府 特別法令を公布し、これに基き特殊會社を設立してこれに當らしむる

こととし、十四年四月朝鮮マグネサイト開發株式會社令を公布し、續いて同年六月同會社の設立を見るに至つた。同社は右鑛床の開發と鑛石の販賣其の他の附隨業務を目的とするので、今後同社の活動によつて我國マグネシウム原料は頗る潤澤となるのみならず、炭酸マグネシウム含有量四十乃至五十%の高品位鑛であるから、今後は單に國內原料自給可能の域より進んで海外輸出の餘力を有するに至るべきで、マグネシウム工業の將來は全世界に對して朝鮮が誇り得る第一のものとなるであらう。因に同社は十五年十二、三萬噸(推定)の鑛石を産出する豫定である。現在鮮産マグネサイト鑛の産出額は滿洲國の二十分の一にも達しない少額で、昭和十一年に於ける産額も僅に一萬四千噸に過ぎないが、今後は各鑛床の積極的開發によつて數段と生産額を増加すると思はれる。

現に鮮内に於てマグネサイトの採掘に従事するものは、昭和九年設立された日本マグネシウム金屬株式會社(朝窓系)及昭和十年に設立された日本マグネサイト化學工業株式會社である。前者は朝窓所有の端川鑛床のマグネサイトを原料として、既に興南に工場を建設し金屬マグネシウムの製造に着手してゐるし、後者も城津に工場を設置して同社所有白岩(咸鏡北道)マグネサイト鑛床を採掘してマグネサイトクリンカー及耐火煉瓦を製造してゐるが、未だ金屬マグネシウム製造には着手してゐない。その他朝鮮理研金屬株式會社も鑛區を設定して採掘に着手せんとしてゐる模様である。

非鐵金屬

a 銅 銅も軍需資材擴充上不可缺の金屬であるが、鮮内には單獨にて銅鑛を賦存する大鑛床は極めて稀で、僅に金、銀、鉛、亜鉛と隨伴して産出するに過ぎない。而して現に銅生産額は巨額に上つて居り、一見銅鑛の産出が豊富であるやうに考へられるが、これらは多く金の乾式製鍊の所産であり、其の原鑛の大部分は輸入に俟つ實情である。銅鑛は金乾式製鍊に不可缺なる原料であるが故に、金増産計畫の進行に伴ひ、既設日本鑛業株式會社鎮南浦製鍊所(平

安南道)、朝鮮鑛業開發株式會社興南製鍊所(咸鏡南道)、朝鮮製鍊株式會社長項製鍊所(忠清南道)、住友本社文坪製鍊所(咸鏡南道)の四製鍊所の銅鑛所要量は著しく増大しつつあり、更に中外鑛業株式會社海州製鍊所(黃海道)は十五年六月、三成鑛業株式會社龍岩浦製鍊所(平安北道)は十五年十月竣功の豫定なるを以て、これら二製鍊所が新たに操業開始の曉は、銅鑛所要量は一層増大する見込で、年額〇〇〇〇〇〇〇〇萬圓に達するものと推定さる。

鮮内に於ける銅鑛資源の調査は未だ不充分で賦存状態も詳かならず、今後尙探鑛の結果を見ねば不明であるが、平安北道厚昌鑛山に於て藤田組が積極的に採鑛を開始して居り、又咸鏡南道檢德鑛山に於ても日本鑛業が積極的開發に當ることとなつてゐる。

b 鉛 鉛は概して建築及電氣の兩分野に使用される物資で、現に世界に於ける鉛の消費は主要工業國就中化學工業及電氣事業の發達せる國に集中してゐる實情であるが、更に近年は軍需用として著しく重要な地位を占むるに至つた。而して我國の産出額は未だ微々たるもので需要額の一割にも達せず、専ら海外に仰いでゐる状態である。

由來鉛は單獨に賦存する事少く、多くは金、銀、銅、亜鉛に夾雜隨伴して産出するを通例とするが故に、これが増産を圖ることは頗る困難と謂はねばならない。然しながら鉛鑛は鮮内廣範圍に亘つて分布して居り有望なる鑛區も尠くないが、現に平安南道成川鑛山、咸鏡南道檢德鑛山等代表的のものである。

c 亞鉛 亞鉛は多く亞鉛引鐵板用に供せられてゐるが、軍需資材として眞鍮の製造に不可缺の材料である關係から、近時其の重要性は著しく増大するに至つた。鉛と同様金銀鑛に夾雜隨伴して産出されるが、我國に於ける産額は極めて少く、其の殆んど全部を外國に仰ぐ状態である。時局下に於ける其の重要性に鑑み、開發に着手するもの増加するに至つたが、現に平安南道成川鑛山、咸鏡南道檢德鑛山、江原道女美山鑛山等有名である。

擬て亞鉛の増産に關し特記すべきは、慶尙北道英陽郡所在金、銀、鉛、亞鉛を豊富に埋藏する中川日月鑛山及才山

鑛山が、愈々時代の脚光を浴びて積極的開發に着手することとなつた事で、既に其の具體化が報せられてゐるので、遠からず開發會社の設立を見るであらうと思はれる。同鑛山は亜鉛の外鉛、銅を包含するので、これが開發の曉は我國非鐵金屬の自給化に一大貢獻をなすものと期待されてゐる。

d タングステン(重石) 重石は高速度鋼、各種兵器及工具鋼、強磁性鋼等特殊鋼合金用原料として不可欠なる鑛物資源で、時局の進展に伴ひ著しく重視されるに至つた事は周知の通りである。現に總産額の九割は特殊鋼製造原料として消費されてゐる状態で、重石鑛業が軍需工業と其の盛衰を共にする所以も亦ここにある。

今日世界生産額は約四萬萬噸内外と推定され、我國は近年四位に上昇して居り世界的に有名な産地であるが、産出量はさして巨額ではなく其の×割を占めるに過ぎず、然も大部分は朝鮮より産出してゐる實情である。

然して一面我國は歐米諸國と比肩し得る重石消費國で、最近に於ける消費高は〇、〇〇噸内外と推定される。従つて我國は殆んど自給し得る状態にあると稱し得るが、現にフェロタングステン、タングステン鋼として相當額の輸入をなしてゐるので、必ずしも充分とは稱し難い。而して歐洲大戰後に於ける世界の重石鑛産額と鐵鋼産額との關係を見るに、略々増減状態が軌を一にしてゐるので、今後來るべき我國鐵鋼産額の増加と特殊鋼の増産を急務とする状態より推測するときは、重石鑛の消費量は著しく増大し、一箇年需要量數千噸に達するものと謂はねばならぬ。現に稼行中の鑛山としては黃海道百年鑛山、箕州鑛山、平安南道鯨水鑛山、忠清南道青陽鑛山、江原道稻葉、順鏡、内金剛鑛山が主たるものである。

e モリブデン(水鉛) 水鉛もタングステンと同様特殊鋼原料として重要性を有するのであるが、現今世界に於ける産額を見るに僅かに一萬五千噸内外に過ぎず、然も其の資源は米國を除く殆んど總ての國に不足してゐる状態である。

我國に於ける産出量も亦極めて微々たるものであるが、それでも朝鮮は水鉛鑛の精鑛年〇、〇〇噸を産出して本邦に於ける重要な生産地域をなしてゐる(内地産額は年々精鑛〇〇噸に過ぎない)。而して其の鑛産物價額も年額〇〇〇圓内外(推定)の少額に過ぎぬが、所謂必需鑛物の立場に於ては頗る貴重な資源と稱すべきで、特に我國が最近數年に於て精鑛〇〇噸、〇〇圓内外を輸入に仰ぐ状態に鑑みるときは、朝鮮に於ける水鉛鑛の産出は實に國防産業資源の充實上特異の存在を示すものと謂はねばならぬ。現に朝鮮に於て水鉛の大資源と稱し得るものは、全羅南道長水鑛山、これに亞いで江原道金剛鑛山、慶尙北道龍鳳鑛山のみであるが、全鮮を通じて水鉛鑛床の分布は頗る廣く、稼行中のもも十數山を算する程である。加ふるに平安北道より咸鏡南北道に及ぶ地方には水鉛鑛床の分布が尠くないので、將來其の調査を充分なすに於ては其の産額を倍蓰するものも困難ではあるまい。

其の他非金屬工業原料鑛物として黒鉛、重晶石、螢石、硫化鐵鑛、雲母等がある。

黒鉛 我國には黒鉛資源乏しく需要高の五%、約二千噸を産出するに過ぎない。然るに朝鮮に於ては黒鉛鑛業が鮮内各地に分布し、其の總面積一億七千餘萬坪に及び正に世界的産地と稱するも過言ではない。而して平安北道、咸鏡南道、慶尙北道の諸道に多く賦存し、昭和十一年四萬一千噸世界一の産額を示したが、其の約九割は土狀黒鉛で、電極及坩堝用として需要多き鱗狀黒鉛の産額は一割餘に過ぎない。

従つて最近金屬製鍊工業の隆盛と鱗狀黒鉛の需要増大に伴ひ、鱗狀黒鉛鑛床の積極的開發が着々進捗するに至つたので、黒鉛の生産額は一層増大する見込である。

重晶石 重晶石も亦塗料、顔料、紙の充填劑等第二義的の軍需資材として重要性を認めらるるに至つた鑛物であるが、朝鮮は其の生産地として世界的に著名である。現に江原道金化郡中川昌道鑛山産の重晶石は品質の優良なる點に於て、米國産に比し些も劣らざる特性を有してゐる。

其の他黃海道銀積嶺山も優秀なる重晶石の産出地として著名である。

螢石 螢石は製鋼用、硝子、セメント製造用熔劑として又はアルミニウム製造用其の他の水晶石原料として、近時軍需産業の興隆に伴ひ需要急増したる礦物である。元來我國には賦存量僅少で、需要の大部分は外國産に依存してゐたので、朝鮮の螢石礦床が我國に於て重視されるに至つたのも實に最近の事に屬し、其の開發に着手されたのも昭和三年以降の事である。而して時局の影響を受けて昭和七年以來其の産額は急増し、昭和九年一萬二千噸に達するに至つた。十三年に於ては詳細不明なるも〇〇〇〇噸内外を産出したのではないかと推定される。黃海道三菱下聖螢石嶺山、咸鏡南道玉巖山嶺山、江原道金康嶺山に多量に産する。

硫化鐵 朝鮮に於ける硫化鐵は殆んど硫化鐵礦である。既に大正末期以來咸鏡南道端川郡に於て極めて小規模ながら採掘を見たが、産出額も微量に過ぎなかつたので、朝鮮に於ける硫化鐵礦床は内地に比し極めて僅少なりと考へられてゐた。然るに昭和七年來江原道金化郡に於て硫化鐵礦山が開發されて産出額の急増を見るに至り、續いて咸鏡南道端川郡下に於ても最近二、三年間に硫化鐵の一大礦床が発見され、其の優良礦床なる事が判明するに至つたので、從來に於けるが如き朝鮮の硫化鐵礦床に對する觀念は著しく是正せられ、本邦に於ける硫化鐵礦床の主要賦存地として着目せらるるに至つた。既に朝鮮窒素肥料興南工場では硫酸原料として鮮産硫化鐵礦を多量に使用してゐるが、これが鑛滓の利用法として十三年十二月製鐵許可を受け、直接製鋼工場の建設を急ぎつつある。

雲母 雲母は電氣絶縁用、耐熱用、硝子代用、保温用として近時其の需要急増するに至つた礦物であるが、本邦には其の産出微々たるのみならず何れも白雲母、黒雲母の類で、金雲母に至つては産出稀有に屬する。然も雲母は賦存状態區々として一定せず、従つて同一産地に於て永續的に採掘し得る如き箇所は殆んどないので、雲母礦業は其の經營著しく困難と見られ、これが又斯業の發展を妨げる原因となつて、從來其の供給を殆んど海外に仰いでゐた。

然るに朝鮮には雲母の分布が廣範圍に亘つて居り、且金雲母を主とし、其の品質外國品に比し何等遜色なき良好のものなるを以て、我國雲母資源供給地として朝鮮の雲母礦業は近時著しく囑望されるに至つた。

咸鏡南北道界附近及平安北道等は金雲母産出地として著名であり、咸鏡北道砲手、林洞各嶺山、平安北道東洋雲母嶺山は主要なるものである。又白雲母は平安南道金剛雲母嶺山に産する。

窯業原料礦物 以上は時局下に於ける朝鮮地下資源中特に重要にして急速に増産をなすべき數種の概要を摘記したに過ぎぬが、これら重要礦物に關聯して積極的開發をなすべきものに窯業原料礦物がある。

窯業原料となるべき礦物は頗る多く、現に數十種を算するが、朝鮮には其の過半を地下資源として賦存してゐるので、陶磁器に於ては既に其の原料に於て豊富な産出があり、硝子に於ても其の原料たる硅砂は品質必ずしも良好ではないが、窓硝子以下の製造原料として充分使用し得る豊富な埋藏量を有する。又石灰石は極めて豊富で、且つ其の上部に無煙炭、砂岩及粘土を隨伴することが多いので、セメント製造には極めて好都合の事情にある。

然しながらここに特記すべきは粘土質及蠟石質耐火煉瓦原料並に近時盛んに開發さるるに至つたマグネサイト及礬土頁岩等耐火材料原料として優秀なる礦物が豊富に賦存することである。而して其の原料で稍局部的に集中してゐるのは、咸鏡北道の木節及蛙目粘土、平壤附近の硬質耐火粘土及礬土頁岩、平安南道、咸鏡南道、江原道、慶尙北道の石灰石、咸鏡南北道境界地域のマグネサイト、黃海道、全羅南道の硅砂、南鮮一帯の蠟石等で、現にこれらの地方には間接原料たる豊富な燃料、電力を基礎として耐火材、磁器、セメント工業が發展を極めつつある。

今や事變の進展と共に我國耐火煉瓦の需要は急激に増加して年額百數十萬噸に達するに至つた。其の中の六割は製鋼、化學工業に消費さるるところであるが、將來我國工業の動向が高熱高壓工業化にあることを考へるときは、該數年間には年額三百萬噸を要することは火を賭るよりも明であつて、これが爲めには所要原料も四百萬噸以上に達する

ものと推定されるので、朝鮮窯業原料礦物の積極的開發は我國重工業の發展上喫緊の要事であると謂はねばならぬ。

第四節 重要礦物の統制概況

生産力擴充計畫の樹立に伴ひ朝鮮に於ける重要礦物増産の必要性は愈々増大するに至つたので、總督府に於ても十
四年初來重要礦物増産に關し、銳意其の具體策を講究中であつたが、各般の鑛業用器材並に技術勞力等の全面的不足
の現狀に鑑み、これが合理的配給の方途を講じて必要物資其の他の配給統制をなすと共に、弱小鑛業資本の合同と企
業規模の擴大に力め、以て積極的開發をなし増産計畫の圓滑なる遂行に邁進するに至つた。勿論該計畫の内容に就て
は發表の限りでないもので具體的に述べる事は困難であるが、要するに朝鮮の鑛業は昭和十四年度を劃して量的又は質
的に一大轉換を遂げた事は顯著なる事實であつて、重要礦物の開發を目的とする企業の特興と鑛業用資材の配給並に
重要礦物の配給統制等に關し、各種の特殊會社並に統制團體の出現を見た事は注目に値ひする事象である。
然してここでは十四年度に於て強化された重要礦物増産計畫の具體的進行と、統制諸團體の結成に就き概要を述ぶ
るに止める。

鐵鑛 日滿支を通ずる鐵鋼自給計畫に於て、茂山鐵山開發の意義は實に大きい。既に茂山に於ては十二年九月以來
選採第一期計畫に着手しつゝあつたが十四年末完成の運びに至つた。而して十四年初來一部精鑛の産出をなして居
り、これを原料とする三菱清津製鐵所第一鑛爐も去る五月四日火入式を舉行した。又茂山開發にタイアップして日
鐵清津製鐵所も十六年四月第一期計畫完成を目指して着々工を急ぎつゝある。

斯の如く茂山鐵山の開發は我國鐵鋼政策上一大劃期的事業と謂ふべきであるが、これが開發に關し、最近茂山鑛業

開發株式會社の設立が具體化しつゝある事は前節に述べた所である。

石炭 石炭に就ては既に昭和十二年増産五箇年計畫を樹立し、續いて生産力擴充計畫の要擴充品目としてこれが目
的達成に邁進しつゝあるが、更に十四年四月一日鮮内産業發展に伴ふ石炭需要の激増とこれが計畫數量の確保並に配
給の圓滑を圖る爲め、朝鮮石炭組合聯合會の結成を見るに至つた。

朝鮮に於ける石炭鑛業者の團體としては昭和二年無煙炭鑛業者の有志を以て結成されたる朝鮮無煙炭鑛組合及び降
つて昭和十二年咸鏡北道所在の有煙炭鑛業者を以て組織されたる咸北石炭鑛業會があり、共に炭價の調整、官公署及
關係團體との連絡、業者間の親睦を目的として夫々業者間の提携を圖つてゐたが、元來任意團體たるに過ぎず生産、
配給、價格等に付一貫的統制力を有しなかつた。然るに四圍の情勢は石炭の増産を急務とし、これに伴ひ一貫せる統
制計畫の樹立を必要とするに至つたので、總督府の慫慂により十四年四月新たに内地炭移入組合、石炭輸入商組合の
設立を見、同時にこれら組合と從來の朝鮮有煙炭組合（咸北石炭鑛業會は十四年四月朝鮮有煙炭組合と改稱し全鮮有
煙炭鑛業者を組合員とするに至る）及朝鮮無煙炭鑛組合を以て朝鮮石炭組合聯合會を組織するに至つた。本聯合會は

一、供給計畫の樹立及實行

二、需給關係の調査研究

三、炭價調整

四、官公署及關係團體との連絡

五、其の他組合の共同福利増進に關する事項

を目的とするもので、今後石炭の生産配給の全般に亘つて總督府監督の下に其の統制方針に協力することとなつた。

現在本聯合會並に各組合は共に任意團體であるが、朝鮮重要物産同業組合令による組合並に聯合會となすべく改組

が研究されてゐるから、近く實現することとならう。

他方咸北地方所在有煙炭鑛合理化の手段として、十四年十一月に朝鮮有煙炭株式會社設立の運びに至つた経緯は既に述べたところであるが、同社創立趣意書によれば事業其他大要次の通りである。

一、公稱資本金一千五百萬圓、内拂込八百七十六萬圓（現物出資六百六十八萬圓、現金出資二百八萬圓）

二、業 務

(一) 石炭其の他の鑛物の探掘並に販賣

(二) 石炭を原料とする製造工業及其の製産品の販賣

(三) 前各號の業務を目的とする他の會社の株式の取得

(四) 前各號に附帶する一切の業務

三、事業概要

北鮮炭礦を主體として北鮮炭礦株式會社より其の所有鑛區及其の鑛區に屬する設備一切を、東洋拓殖株式會社、東拓鑛業株式會社及麻生鑛産株式會社より其の所有鑛區計六十六區を、現物出資合同せしむると共に北鮮地方に於ける朝鮮總督府の保留鑛區を譲り受け、之に東拓の現金出資をなして合同會社を設立し、稼行鑛區の増産、未探掘鑛の開發を行ひ、同地方に於ける有煙炭の増産をなさんとするものである。

同社の出炭目標は十六年度末鮮産有煙炭の二五%内外を産出するにあるが、更に將來は有煙炭の中樞開發會社として積極的増産に邁進し、以て國防産業の充實を期する豫定である。

鑛石 鑛石は十四年三月朝鮮總督によりて朝鮮重要物産同業組合令に基く重要物産に認定された鑛物で、朝鮮に於ける鑛産物中かく認定されたものは鑛石を以て嚆矢とする。尙同令に基き同年四月二十八日鑛石鑛業者によつて朝鮮

鑛石同業組合が設置さるるに至つた。

黒鉛(鱗狀) 鱗狀黒鉛の需要増大により、朝鮮に於ける鱗狀黒鉛の開發を目的とする朝鮮黒鉛開發株式會社が十四年四月五日設立さるるに至つた。同社は日本坩堝、大阪坩堝、彦島坩堝各株式會社及井上坩堝製造所等内地に於ける坩堝製造業者四社の出資に成り、公稱資本金百萬圓、拂込四分の一で其の業務は左の通りである。

一、黒鉛鑛石の探掘並に賣買

二、黒鉛の精鍊並に賣買

三、鑛業權の賣買

四、黒鉛鑛業に對する資金の貸付

五、前各號に附隨する一切の業務並に投資

降つて五月二十六日總督府令第八十二號鑛業設備獎勵金交付規則改正により鱗狀黒鉛も新たに追加され、爾今鑿岩機、選鍊、製鍊の諸設備に對して獎勵金が交付せらるることとなつた。

マグネサイト 金屬マグネシウムの重要性に鑑み總督府に於ては咸鏡南道端川郡所在三十億噸に亘るマグネサイト保留鑛區の積極的開發を企圖し、一大開發會社設立の計畫を樹立したが、これが準據法規たる朝鮮マグネサイト開發株式會社令は十四年四月二十八日制令第七號を以て公布され、これに基き同年六月、日本製鐵、三菱鑛業、東京芝浦電氣、品川白煉瓦、日本マグネサイト化學工業、日本マグネシウム、東洋拓殖各株式會社、株式會社神戸製鋼所、古河合名會社等九社の出資に依り同社の設立を見るに至つた。今同社の組織、業務の概要を述べれば次の通りであるが、同社の今後に於ける活動は我國輕金屬界に貢獻するところ尠くあるまい。

一、資本金一千五百萬圓、内五百萬圓は政府の現物出資、一千萬圓は民間の出資とす。第一回拂込七百五十萬圓。

- 二、社長は朝鮮總督之を命じ、取締役たる理事は株主中より選舉したる候補者中より朝鮮總督之を命ずる。
- 三、本會社の事業としてはマグネサイトの採掘販賣を行ふものとし、又朝鮮總督の認可を受けて右に附帶する事業をも行ふことを得。然し本鑛床の存する地域は運搬施設の存せざる高山地帯なる關係上、採掘したるマグネサイトを搬出するには相當距離の運搬施設を要するが、大體山元より索道及鐵道に依り端豐鐵道龍源驛に連絡し、これより端豐鐵道を利用して端川又は城津に於て各關係會社に鑛石を分配し輸送す。
- 四、本會社をして事務の經營を容易ならしめ且其の堅實なる發展を期するため、政府に於て適當なる監督助成の方法を講ずる。
- イ、政府の所有する株式に對しては、政府以外の者の所有する株式に對する配當年六分の割合に達するまで利益の配當をなすことを要せぬこと。
- ロ、開業の年及其の翌年より十年間鑛産税を免除すること。
- 等の助長方法を講ずると共に
- イ、朝鮮總督は本會社の業務を監督すること。
- ロ、會社は毎營業年度の事業計畫を定め朝鮮總督の認可を受けるを要すること。
- ハ、其の他本會社の主要なる事項に關しては朝鮮總督の認可を受けしむること。

雲母 雲母鑛業の重要性に鑑みこれが積極的開發と販賣の統制を目的とする朝鮮雲母開發販賣株式會社が十四年九月創立されるに至つた。同社は内地に於ける電氣機具製造業者たる大阪變壓器、東洋電機製造、東京芝浦電氣、三菱電機、富士電機製造各株式會社及株式會社小穴製作所、川崎造船所、神戸製鋼所、高岡製作所、日立製作所、安川電機製作所、明電舎等十二社の出資に係るものにして、公稱資本金百五十萬圓 拂込四分の一で、左の業務を營むものである。

一、雲母鑛業及其他の鑛業

二、雲母鑛業に關係ある製造工業

三、雲母及其他の鑛物の賣買

四、前各號に關聯する事業

五、以上の事業に關し融資又は投資を爲す事

更に右會社の設立にタイアップして十月二十四日朝鮮雲母鑛業組合の設置を見るに至つた。

輕金屬製造事業法施行規則の發布 水力電氣事業の隆盛に伴ひ輕金屬工業が徐々々に勃興しつつあつたが、最近に至り鴨綠江水力發電事業が計畫着手されるに及び、これが完成を目指して西鮮地方に大規模なる輕金屬工業が計畫されるに至つたので、總督府は内地に於ける輕金屬製造事業施行令の公布に伴ひ、九月二十日府令第五百一十一號を以て輕金屬製造事業法施行規則を發布した。而して該規則は輕金屬事業の免許制及該事業に對する補助金の交付並に免稅等を認むるもので、これにより今後朝鮮に於ける該事業は急速度を以て進展するであらう。

タングステン・水鉛 軍需用並に生産力擴充に要する資材の製造原料として、タングステン鑛の需要は急激に増加し、鮮産タングステン鑛の増産並に配給如何は軍民需工業に至大な關係を有するに至つたので、總督府は極力これが増産を慫慂すると共に、其の配給を統制して最必要部門に於ける必需量の確保に力めることとし、十三年八月タングステン鑛業者の團體として朝鮮タングステン鑛業組合及同十月重石水鉛買鑛業者の團體として朝鮮重石水鉛商組合を組成せしめた。又水鉛鑛は概ね少量であり、従つて今日までタングステンの如き統制方法を採用されるに至らなかつたが、朝鮮は我國に於ける水鉛鑛業の主たる産地であり、且つ從來に於ける統制は不都合の點多く、必要部門に對する配給の適正を期し難い事情にあるに鑑み、タングステン及水鉛鑛に就て止むを得ず法令による統制を行ふことと

なり、十四年十月二十三日付を以て輸出入品等に関する臨時措置に関する法律に基きタングステン鑛及水鉛鑛配給調整規則の發布を見るに至つた。

同令によればタングステン鑛又は水鉛鑛を取得した者は朝鮮總督の指定したる團體の割當に基き、これを朝鮮總督の指定又は免許買入業者に譲渡せねばならぬのであつて、十月三十日右規則の施行に先立ち統制團體として朝鮮タングステン水鉛鑛業組合が指定され、同時にタングステン鑛の譲渡を受ける者として日本高周波重工業、三菱鑛業、日本鑛業、日本曹達、日本電興、昭和電工、福山合金、三徳工業各株式會社及株式會社栗村鑛業所の九社が、又水鉛鑛の譲渡を受ける者としては日本高周波重工業、日本電氣冶金、昭和電工、三徳工業、日本電興、日本曹達各株式會社及株式會社栗村鑛業所の七社が、各々指定された。

第五節 結 語

以上を以て朝鮮鑛業の概観と事變第三年たる十四年に於ける鑛業資源の開発、鑛物生産の増加並にこれに對する配給統制の強化概要に就て略述したつもりであるが、更に新しき問題として産金買上値の引上或は産金割増金交付制度の創設が具體化しつつある。物價の高騰に因る金生産費の増嵩は避くべからざる現象なるが故に、何等かの應急策が講ぜらるるであらう。又石炭、雲母の重要性に鑑みこれが増産計畫に着手するに至つた事は既述の通りであるが、これに伴ひ配給統制に對する臨時措置も講究中と仄聞するし、鮮産石綿も最近急速に注視的となり、既に積極的开发策も確立した模様である。而してかかる情勢にタイアップして、金以外の重要鑛物に對する國策的开发會社として朝鮮鑛業開發株式會社(假稱)の設立問題が登場しつつある。

今これら新問題は別として既往に於ける朝鮮鑛業に就て約言すれば、昭和十二年を基準とする重要鑛物増産四箇年計畫第一年たる十三年に於ては、鑛産物の増加に重點を置、諸立法並に助長獎勵策の立案實施が行はれ、所謂増産四箇年計畫の準備時代をなしたが、十四年に入るや生産の増加に對する政府の諸施設は一段と強化されると共に、鑛産物の配給統制が新たに實施されるに至つた(金に關する限り既に一段と強力なる統制が實施されてゐる事は周知の通りである)。而して鑛産物の配給統制は、所謂必需部門へのより圓滑なる配給を法的に指導し、軍需並に生産力擴充部門への供給を確保するに他ならず、従つて其の統制は未だ全面的ではないが、兎に角十四年中に於て金以外の重要鑛物の分野にまでも、かくの如き強化策が浸潤するに至つた事は、それ自體我國生産力擴充計畫に於ける半島の役割を明示するものであり、従つて鑛業政策上に於ける新動向の一端として、瞠目するに足るものであつて、此の趨勢は今後數段と拍車づけらるるであらう。

第六章 朝鮮に於ける工業

事變後の躍進的發展——工業種類別展望——結言

第一節 事變後の躍進的發展

朝鮮經濟の近代化は工業の發達と同異語にして、兵站基地的發達も亦工業の充實をその内容とし、朝鮮經濟の戰時再編成過程これ亦重工業化に集約せられ、かくて内外に對する朝鮮工業の産業上の比重は愈々重視せられてゐるが、事變後に於ける工業發展は正に期待に反せぬものがある。

朝鮮工業の振興に關しては總督府當局は夙に留意する所あり、既に昭和十一年秋に開催された朝鮮産業經濟調査會に於て、これに關する根本方針を決定し、これを朝鮮總督に答申したのであつたが、當局はそれを全的に採用しその實現に邁進し來つた。而して事變後の昭和十三年秋に時局對策委員會は開催せられたが、その主目標は工業の積極的振興に置かれ、これが實踐的方策としては産業經濟調査會案の實現を促進するにあつた。従つて經濟調査會の工業對策は朝鮮工業政策の指導原理をなすものとみられ、その資料的意義は大なるものあるを以て、先づそれを紹介する。

朝鮮産業經濟調査會工業關係答申

(一) 工業統制ニ關スル件

これは産業統制法の實施に依つて解消したるを以てここには省略する。

(二) 國策上重要ナル工業ニ付テハ特別ノ振興策ヲ講ズルコト

國策上特ニ國防上ノ見地ヨリ重要ト認ムル工業ニ付テハ現下ノ情勢ニ鑑ミ特別ノ振興策ヲ講ジ以テ急速且ツ積極的ニ其ノ發達ヲ圖ルノ要アリ

施設計畫

朝鮮ノ地位並ニ資源其他ノ企業條件ニ鑑ミ内地及滿洲ニ於ケル對策ト連繫ヲ保チ製鐵業、輕金屬工業、造船業、自動車及飛行機組立修理工業、鑛業用機械製造工業等ノ振興ヲ圖ルノ外、帝國液體燃料政策ノ一部ヲ分擔シテ、計畫的ニ石炭系液體燃料工業及燃料「アルコール」工業ノ確立ヲ期スル等ノ爲大要左ニ掲ゲル施設ヲ急スルノ要アリ

1、必要ニ應ジ獎勵金ヲ交附スルノ外事業ニ要スル動力料金及運賃ノ輕減、運輸施設ノ整備、原料ノ確保、用水調査等ニ付出來得ル限りノ特典又ハ便宜ヲ與フルコト

2、事業ニ對スル認可制ノ設定、事業ノ爲必要ナル土地收用權ノ附與、租稅ニ關スル特典及保護關稅ノ設定等ニ付テハ其ノ事業ニ應ジ機宜ノ方策ヲ講ズルコト

3、薪炭自動車及電氣自動車ノ普及ヲ獎勵スルコト

(三) 工業ノ合理的分布ヲ圖ルコト

工業地帯タルノ素地ヲ有スル地方ニ對シテハ豫メ適當ナル施設ヲ講ジ以テ工業ノ成立及經營ヲ容易且ツ經濟的ナラシムルト共ニ右工業地帯以外ニ於テ有利ナル企業條件ヲ有スル地方ニ對シテモ適當ナル施設ヲ講ジテ工業ノ地方的發達ヲ促スノ要アリ

施設計畫

イ、工業地帯ヲ設ケルコト

第六章 朝鮮に於ける工業

工業ノ成立及經營ヲ容易且ツ經濟的ナラシムル爲、工業地帯ノ地價ノ暴騰ヲ抑制スルニ必要ナル方途ヲ講ズルノ外交通、運輸、電力、用水、産業教育等ニ關スル集約且ツ合理的施設ヲ爲スノ要アリ

地方化ノ可能ナル工業ニ付テハ可及的之ガ地方的分散ヲ圖ル爲、其ノ種目、地域及施設スベキ事項ニ付調査研究ヲ遂ゲ其ノ結果ニ基キ適當ナル施設ヲ爲スノ要アリ

(四) 中小工業ノ振興ヲ期シ併セテ大工業トノ調整的發達ヲ圖ルコト

朝鮮ニ於ケル中小工業ハ未ダ不振ノ域ヲ脱セザルガ工業全般ノ健全ナル發展上並ニ現下ノ社會的情勢ニ鑑ミ今後一層中小工業ノ振興ト副業的工業ノ普及ニ努ムルノ要アルト共ニ一面大工業ト此等工業トノ調整ヲ圖リ以テ兩者ノ保存的發達ヲ期スルノ要アリ

イ、工業組合制度ヲ設クルコト
ロ、資金融通損失補償制度ヲ設クルコト
ハ、助成施設ヲ擴充スルコト

中小工業ノ振興上及副業的工業ノ普及上必要ナル經費ニ付テハ一層普遍的ニ助成金ヲ交附スルコトトシ尙助成業種ノ選定ニ當リテハ特大工業トノ關聯ヲ考慮シ兩者ノ調整的發達ヲ期スルノ要アリ

(五) 勞働効率ノ昂上ト勞資間ノ融和ヲ圖ルコト
勞働効率ノ昂上ヲ促スト共ニ勞資間ノ融和ヲ圖リ以テ工業ノ順調ナル發達ニ資スルノ要アリ

施設計畫
イ 工業勞働ニ關スル調査ヲナスコト
ロ、勞資間ノ融和ニ努ムルコト

工場主ヲシテ一層勞働者ノ保健、慰安、教養其ノ他生活ノ向上ト能率ノ増進等ヲ圖ルニ必要ナル施設ヲ講ゼシメ一面勞働者ノ自律精神ノ涵養ニ努ムルノ要アリ

以上は工業に關する産業經濟調査會の答申内容であるが、事變後に於ける工業の伸展狀況は大體右の線に沿ふ發展をなして居り、殊に國防工業の建設は生産力擴充計畫の中核をなし、その實績は見るべきものがある。先づ工業の躍進的發展を表徴する工産額の推移を観る。

朝鮮工産額

年	工産額	對前年增加額	對前年增加率
昭和十一年	700,000,000	100,000,000	16.7%
昭和十二年	990,000,000	290,000,000	41.4%
昭和十三年	1,100,000,000	110,000,000	11.1%

右の如く工産額は逐年増加の傾向にあるが、對前年の増加額及増加率共に昭和十二年を最高とし、十三年は前年に比し工産額は増加こそすれ、増加の絶対額は前年に劣り、増加率又前年に比し停頓してゐる。これは一見工業發展のテンポが停頓したことを語るが、昭和十三年資金調整法實施以來不急事業は抑止されたる反面、生産擴充を進めつつある時局産業はその建設に日數を要し、十三年には操業をみざるもの多く、是等の原因に依つて工業發達のテンポが緩慢となつたと目せられ、多分に一時的現象の感がある。

工業會社の増減

年	社數	公稱資本	拂込資本	工業會社公稱資本現在高	會社公稱資本現在高
昭和十一年	79	63,995,000	44,875,000	382,189,000	1,147,345,000
昭和十二年	74	74,433,000	104,110,000	544,488,000	1,400,466,000

第六章 朝鮮に於ける工業

昭和十三年	一一〇	二六、五五	九一、四四	六六、九五	一、六七九、四〇八
昭和十四年	九八	七五、六五	八九、三三	七三、六六〇	一、九〇六、四三三

(製造工業にして電気及瓦斯業を含む)

傾向を同くしてゐるが、十三年以降に於ける工業計畫は、大資本に依るものは内地の支社又は工場形態に依るもの多く、工業の計畫資本は實質的には必ずしも減少してゐないと推定される。

鮮内會社計畫資本の増加に於ては、事變前より工業會社のそれが壓倒的部分を占めて居り、その昭和十四年末全會社との比率は、社數に於て二割五分、公稱資本金に於ては三割八分、拂込資本金に於て四割一分を占め、鑛業と相俟つて企業の王座に位して居り、然も逐年その地位は向上しつつあつて、工業化の進行を遺憾なく物語つてゐる。

工業額増加状況をその生産形式からみるに、民間工場工業額の増加が最大にして、その全工業額に於ける比率は逐年増大し、工業の發達は工場工業の旺盛に負ふことを語つてゐる。即ち次の如し。

	民間工場	官營工場	家内工業	合計
昭和十一年	四四、六三二	六、一	三、七〇七	七〇、三四〇
昭和十二年	六八、八三三	六、七	三〇、八〇〇	一〇六、三四〇
昭和十三年	七九、二一〇	六、九	三六、三三三	一二二、四五二

然し家内工業工業額の全工業額に於ける比率は、昭和十三年に於て依然二割五分といふ比較的高位を示してゐる。これは家内工業が發達してゐるに

依るものではなく、寧ろ工場工業が内地程に發達せず、従つて相對的に家内工業の地位を高めてゐると觀るべきであつて、勿論家内工業工業額の絶對額の増加は望む所であるが、その全工業額に對する相對的地位の低下することが、工場工業の發展を示すものとして歓迎せられる。官營工場とは、刑務所、專賣局、鐵道局及警務局分室工場を謂ひ、従つてその生産額は餘り増大を望まれない。

轉じて工業額を業種別推移からみるに、時局産業は金屬工業、機械器具工業、化學工業等の所謂重工業を概稱するを以て、これ等工業の生産増加が大なることは怪しむに足りない。而して過去に於ては工業額中食品工業の比率が最大にして、輕工業中心又は工業水準の低位を語つてゐたが、最近に於ては化學工業が筆頭にして、これを含む重工業の全工業額に對する比率は四割一分の高位に達し、工業額の増加と共に工業構成の内容が變化して來て居り、その高度化現象が觀られることは指摘するに足る。

今右の推移を昭和十二年と十三年との比較に於てみることにする。そこには時局色が多分に反映してゐる。

工業額の業種別推移

業種	昭和十二年			同十三年		
	産額 千円	總額に對 する%	對前年 増加額	産額 千円	總額に對 する%	對前年 増加額
紡織工業	一〇、一五三	三	一、六七六	一六、四二二	一五	三三、二六七
金屬工業	五、〇七六	五	一、七〇三	九、九六六	八	四、一九九
機械器具工業	一六、六四〇	二	一、〇六一	二六、七九八	二	一〇、三三三
鑛業	二五、〇一〇	二	一、一七九	三五、八七七	三	一〇、〇五〇
化學工業	一〇、九四八	三	一、〇七九	三五、二八九	二	四、七三〇
木製品工業	一一、七六六	一	一、〇〇〇	一五、〇〇〇	一	三、三三七
印刷製本業	一、六〇〇	二	一、一七三	一六、九四八	二	六、四三三
食料品工業	三三、八〇三	三	三、一四二	三七、七〇七	三	三、九一七
瓦斯及電氣業	四、〇〇〇	四	一、一四二	一五、一〇一	二	一、五九七
其他工業	一一、六三三	三	一、〇一〇	一三、三三三	二	一、七〇七
合計	九、九三八	一〇〇	三、三三三	一、〇一〇	一〇〇	一、〇一〇

(因に工産額中には、精穀、製材、織以外の金屬精鍊、加工賃及修理料を含まず)

即ち、昭和十二年に於て既に重工業化の傾向は明に看取せられ、工業種類別の對前年生産増加額は化學工業を筆頭に、食料品工業、紡織工業、金屬工業等が顯著にして、化學工業の増加額は全工産額増加の略半を占めて居り、金屬工業と共に、時局産業としての發展を示して餘りあるものがある。平和工業と目せられる食料品工業、紡織工業の伸張率も亦注目すべきものがあつたが、これ等の發展は前年來の傾向であると共に、これ等民需産業とても朝鮮の特殊事情に鑑み未だその生産振興の餘地があり、従つて平和産業の増大も意義あるものと云ふべきである。而して各種工業工産額の増加は生産設備の擴張、即ち生産力擴充の成果の表はれであるが、製品の値上りに依る部分も亦尠くはない。工産額の量的増加と製品値上りとの比率實狀はその詳細を明にし得ないし、又、生産量の増加が幾許勞働力の外延的擴張(勞働時間の延長)に負ふかも明にし得ないが、工場建設が完了し、操業過程に入つたものも尠くはない故に、生産設備の擴張が工産額の増加原因として大なる要素を與へてゐることは疑ひ得ない。

昭和十三年に於ける工産額の業種別推移も、傾向的には前年同様であるが、重工業化に拍車を入れたことは客觀情勢の當然である。前年に對する増加額は依然化學工業を第一とするが、金屬工業が第二位に躍進し、然もその對前年増加額は化學工業のそれに接近する増大を示し、金屬工業もその増加額は十二年に比し三倍の盛況となつて居り、重工業化の進行が遺憾なく語られてゐる。食料品工業、紡織工業の増加額は依然好調裡にあり、これ等は價格高にも基因するが、生産量も増加して居り、その事象は國民生活及輸出貿易の見地から歓迎せらるる事由を有つことは、既に説いた通りである。瓦斯及電氣業の生産激減は、電氣料金の引下の結果であつて、生産設備の擴張は進みつつあり、又、發電量は前年に比し増大してゐることは敢て指摘すべき事柄であらう。

右の結果として工業構成には若干の變化が表はれ、金屬工業は工業構成比に於て前年の五%に對し十三年は八%に

躍進し、食料品工業は二五%より二四%に低下した。電氣及瓦斯業の位置の低下は實質的には無意味であつて、寧ろ時局産業の華形として重視されてゐることはいふまでもない。

目を轉じて工業種類別に計畫資本の推移を観るに、資本額の増加は電氣工業を別とするならば、化學工業を筆頭とし、金屬機械器具工業これに次ぎ、第三位として紡織工業、第四位醸造及其原料工業となつて居る。即ち次の如くである。

工業種類別	社 數		公 稱 資 本 金		拂 込 資 本 金	
	昭和十三年末	同十一年末	昭和十三年末	同十一年末	昭和十三年末	同十一年末
紡 織	七六	六七	四三、一三六	三三、〇〇六	二九、一七六	一五、八八〇
金屬機械器具	一五三	一一二	五〇、三三七	三三、一四四	三五、〇五八	三三、七五九
醸造及原料	四九九	三六二	五九、七二二	三七、〇三三	三五、八二六	一六、八八八
製 藥	五	四	六、四四三	三、七九四	三、〇一〇	一、五六八
窯業及同製品	五三	四三	七、七四九	一、〇七二	一六、三三三	五、九九八
精穀及製粉	一四四	一四四	一八、九五五	一三、七〇六	一一、三六六	七、二七四
食 料 品	九三	七七	一一、一七一	一三、一五三	九、八三八	九、五九七
製材及木製品	一〇一	一〇九	二〇、七六九	一八、〇九三	一一、一四七	四、八八三
印 刷	六六	八三	四、七七一	四、六九六	三、〇六六	一、九七三
化學工業	一一	八	一五八、〇〇七	一一三、八四九	一〇三、六九〇	八〇、一一一
其他の工業	一〇一	〇七	一一、四二九	八、八九九	六、四三三	四、八三三

右は鮮内に本店を有する會社計數であつて、實質的な工業計畫資本を表徴するものではないが、大勢としては工業

の發展狀況を種類別に示すものといふことが出来るだらう。

更に經營形態別に工業發展の狀況を窺ふに、前述した如く工業發展は民營工場に依存することは明である。

民營工場生産額

業種	昭和十二年		同十三年	
	生産額 千円	前年対比 %	生産額 千円	前年対比 %
紡織工業	108,577	117	118,933	116
金屬工業	45,283	77	87,926	112
機械器具工業	10,508	27	10,943	103
窯業	2,253	33	3,155	142
化學工業	267,177	33	37,593	14
木製品工業	4,918	43	5,866	118
印刷製本業	15,538	1	15,811	102
食料品工業	11,206	2	14,330	128
瓦斯及電氣業	40,075	26	24,801	62
其他工業	1,779	0	13,802	773
合計	638,254	100	791,130	100

即ち、民營工場生産額は全生産額の大半を占むるを以て、全生産額の推移は民營工場のそれに反映してゐることけ當然である。

民營工場に於ける金屬工業、機械器具工業、窯業の伸張率は極めて大であつて、これ等は事業そのものの性質が近代工場工業に依存することは當然である。即ち、重工業は近代工場工業として發達すべきものであつて、このことが

實績の上に表はれてゐるのである。

官營工場はその特殊事情からして左して變化のあるべき筈がない。従つて、この點は深く觸れる必要がない。今、工場工業に次ぐ家内工業の推移をみるに、食料品工業が構成比率に於て略半を占めてゐるのは、自家用消費が相當多大であるからと目せられる。

家内工業生産額の推移

業種	昭和十二年		同十三年	
	生産額 千円	前年対比 %	生産額 千円	前年対比 %
紡織工業	33,376	13	35,625	107
金屬工業	5,439	2	3,975	73
機械器具工業	3,678	1	4,193	114
窯業	3,785	1	4,194	111
化學工業	35,399	14	113,136	320
木製品工業	6,188	3	8,110	131
印刷製本業	25,833	3	13,857	54
食料品工業	47,711	18	59,663	125
瓦斯及電氣業	4,771	1	28,660	601
其他工業	2,023	100	2,660	131
合計	210,211	100	281,660	134

右の如く、工業性質が家内工業に適應するものは生産額を増加してゐる。木製品工業、機械器具工業（鍛冶屋的なもの）の如きは、その最著例である。他面、工場工業に發展すべき性質を有する機械器具工業、化學工業の如きは、

その経営規模技術が家内工業たるを許さざることからして、當然に工場工業に轉化しなくてはならない。それ等家内工業生産額が減少してゐることはその反映に外ならぬだらう。次に民營工場の生産額、工場数及職工数等より総合的に工場工業の構成的變化を觀るに、その計数は次の如くである。

朝鮮工場工業の發展状況

業種	昭和十一年		昭和十二年	
	生産額 千円	工場数	生産額 千円	工場数
紡織工業	90,356	1,277	133,732	1,337
金屬工業	26,565	400	45,283	426
機械器具工業	7,398	100	10,505	100
窯業	19,033	27	22,255	27
化學工業	12,242	339	26,777	311
製材及木製品工業	19,230	27	26,334	27
印刷及製本業	1,232	18	1,538	18
食料品工業	30,580	2,258	39,349	2,273
瓦斯及電氣業	9,988	56	12,273	56
其他工業	10,001	10	10,075	10
合計	209,885	100.0	295,179	100.0

（右は民營工場工業なるも精穀、製綿、製材工業を含む、従つて前記の工場生産額とは異なるものがある。）

未だ右に關する昭和十三年の計数は公表されてゐないが故に、右の如く昭和十二年を主題として工場構成の變化を

窺ふ外ない。即ち、十二年の工場工業は前年に比較して目立つた點は、

- (イ) 生産額に於ては化學工業の躍進、金屬工業の向上が顯著なる反面、食料品工業は地位を低下し來つたことが特徴をなし、これは前年來の傾向である。
- (ロ) 工場數に於ても、略生産額と同様の傾向にあるが、中小工業の勃興もありて、必ずしも生産額と同一の變化とはなつてゐない。
- (ハ) 職工數に於ても(イ)と同様のことが云へるのであつて、歸する所、生産額と工場數、職工數と相關關係にあることが看取せられる。

従つて工場數の増加は朝鮮工業の水準を高むるものであつて、これは新設工場が近代的經營と技術とに依存するかである。而して各種類別に觀た工場數及び職工數の増減とその比率は次の如くであつて、ここにも亦時代色が強く反映してゐる。

昭和十二年末現在工場數の對前年増加状況 (△印は減少を示す)

業種別	昭和十二年	昭和十一年	對前年増加數	同増減率
紡織工業	46	43	3	6.9%
金屬工業	24	25	-1	-3.8%
機械器具工業	47	44	3	6.8%
窯業	34	33	1	3.0%

工場數の増加は化學工業を最大とするが、これは大工場そのそれではない。機械器具工業亦然りであつて、家内工業が多い。紡織工業、金屬工業は近代的工場増加をその内容としてゐる。瓦斯及電氣業の減少は、企業集中の反映に外ならない。かくて、近代的大工場が建設せられつつある間に、中小工場が漸増してゐることが窺知される。

瓦斯及電氣業	一、一九九	一、三三三	△三五	△二三八	れてゐたことは、總督府當局の明を誇るものと云ふことが
其他の工業	七、二五六	六、〇〇九	一、二四九	二〇八	出来る。これに對しては何人も滿腔の敬意を拂ふべきであ
合 計	一〇七、〇〇三	一八八、三三〇	一八、七三三	九・一	らう。

しかしながら、全生産額に於ける工産額の割合、工業構成の状況、民營工場に於ける相対的低位等は、これを内地と比較するに未だ誇るに足らず、況や所謂兵站基地の根幹をなすものが工業の充實にあるとしたならば、今後の伸展に一切を期待すべきであらう。

第二節 工業種類別展望

1 紡織工業

朝鮮に於ける紡織工業は資本投下額、工場規模、工場設備及び地方的分布等に於いて、近代工場工業として刮目すべきものの一つである。されば昭和十三年の紡織工業工産額は一億六千四百八十二萬一千餘圓に上り、化學工業の第一位、食料品工業の第二位に次いで第三位に在り、その地位は極めて重視せらるべきものである。朝鮮の紡織工業が近代工場工業として最初に發生したのは製絲工業である。これは併合後養蠶業が急速に發達し産繭高が増加するに連れ、家内工業的製絲業に内地資本が滲透し、工場工業の成立を可能ならしめたことに因る。然し近代的製絲工場工業は、産繭なる原料關係に制限せられ、一定段階に達するに従ひ發展性を阻止せられた。従つて製絲工業を中樞とする紡織工業の發展は停頓せざるを得なかつたのであるが、所謂輕工業時代が現出するに及んで、綿紡織工業が俄然勃興し、ここに紡織工業は其工業上の地位を増大したのである。最近に於いては、紡織工業は戰時統制の影響を受け、所

謂平和産業として發展の抑止を餘儀なくされてゐるが、鮮内需要を確保する國民生活安定の見地より、人造纖維工業の如きは資金統制上の特例が認められ、這次事變後に於ても新設となつたものである。かくて朝鮮の紡織工業は凡有る立地條件、殊に勞力、氣候、交通上等に於て、その將來性は期待すべきものであるが、現在の戰時經濟下に於ては必然的發展が抑止されるのも已むを得ない。

(イ) 綿糸紡織工業

綿糸紡織工業は朝鮮に於ける高度の近代工場の典型的な存在として發達してゐる。而して斯業は古くから家内工業として全鮮各地に發達してゐたものである。蓋し、朝鮮は棉花の栽培に適し、當局亦その増産を奨励し、その生産高は漸増しつつある他面、必需品たる綿布の需要は民度の向上に伴ひ増大し、かくて原料及び消費の二面からして斯業は勃興すべき運命にあつた。紡織工業が近代工場工業として誕生したのは、大正六年朝鮮紡織株式會社が資本金五百萬圓、地元工業の大會社として釜山に工場を設置（大正十一年操業）したことを以て嚆矢とするは、本年報前輯に説述した通りである。その後大正八年に資本金百萬圓の京城紡織會社が設立され、當時京城郊外たる永登浦にその工場が設立された。爾來棉花の生産と綿布の需要は概して逐年増大してゐたに拘らず、右二工場以外に新設をみなかつた。これは内地紡績資本が永年に亘り朝鮮を有力な販賣市場として獨占し、その歴史的地盤に對抗して新に鮮内企業を爲すことが危険であり、而も前記二工場とても内地紡績資本の重壓には抗し難く、當局の補助金政策に依り經營が確保されてゐた實狀にあつた。

然るに昭和八年に至り東洋紡績株式會社が仁川工場を設置したることを契機に、半島に於ける紡織工業は近代的工場工業の華形として登場するに至つた。即ち、昭和十年には鐘淵紡績株式會社は全羅南道光州に、昭和十一年には京城に工場を設置し、昭和十二年には東洋紡績會社が京城工場を新設し、この間朝鮮紡織及京城紡織會社も工場の増設

を行ひ、而もこれ等新増設工場は何れも最新式設備且つ大規模なものにして、これに依り朝鮮工業は技術的水準を昂むると共に、工産品の自給自足の第一歩が築かれた。最近朝鮮に於ける綿紡織工業は、主要工場のみにて紡機錠数は二十一萬三千七百七十六錠、織機七千九百六臺を示し、その粗布年産能力は三十三萬梱に達し、數量的には鮮内綿織物の需要を充すに足るに至つた。尤も需要織物品種の向上に依り、依然移入が行はれてゐるが、他面輸出も行はれて居る。

斯くの如く近年に至り綿紡織工業が急激に發展した根因は、根本的には消費地工業化の表現と見得られるが、婦女子勞力の豊富なることが、内地紡績資本の現地企業化の牽引力となつたことも見逃せない。更に副次的には當時産業統制立法の未施行にあつたこと及び現に勞働立法が施行されてゐないといふが如き法制上の原因にも求められる。綿紡織工場数は三十内外に上つてゐるが、その多くは小幅綿織物を營む共同作業場であつて、主たる工場は次の如きものにして、これ等主要工場の産額は全産額の大半を占めてゐる。

朝鮮紡織株式會社釜山工場

紡機四萬錠、織機一千二百十三臺

京城紡織株式會社永登浦工場

紡機二萬五千六百錠、織機八百九十六臺

東洋紡績株式會社仁川工場

紡機三萬一千四百八十八錠、織機一千二百九十二臺

東洋紡績株式會社京城工場

紡機四萬五千三百二十八錠、織機一千四百四十臺

鐘淵紡績株式會社全南工場（光州）

紡機三萬一千八百四十錠、織機一千四百四十臺

鐘淵紡績株式會社京城工場

紡機三萬九千五百二十錠、織機一千五百二十五臺

朝鮮棉花株式會社（木浦）

織機百臺

計 紡機二十一萬三千七百七十六錠、織機七千九百六臺

朝鮮は綿紡織工業の立地條件に富み、右工場の進出以後内鮮各社共に新計畫を目論んだが、事變後は資金調整法に依り新設を抑止せられてゐる。従つて事變前に旺盛を極めた斯業の擴張運動は停頓を餘儀なくされてゐるが、鮮内民需綿布が内地の如くオイル・スフに非ずして三割混紡に止つてゐる特殊性は、斯業の新増設にも適用せらるべき理論的根據を有ち、これを内地同様に抑止するは疑義の餘地がある。即ち鮮内生産棉花を生産品として鮮内農村に還元する趣旨と、時局下に於ける婦女子勞力の活用方針からして、綿紡織工業を一概に平和産業としてその發展を抑止するは考慮に價し、内地斯業の移駐の如きはこれが對策の一たるものであらう。而してかかる見地に出發したるものなりや否やは不明であるが、事變前から計畫されてゐた綿紡織工業の新増設は、その殆ど大半は實現を中止された間に於て、獨り京城紡織株式會社始興工場の新設は許可され目下工事進捗中である。因みに輸出物にはリンク制が採られ、最近第三國輸出が僅少なが行はれるに至つた。

(ロ) 人造纖維工業

朝鮮は原料、水質及勞力の生産條件並に民度向上に伴ふ絹織物の需要増大、更に圓ブロック輸出に至便なる地位

にある等の市場性の擴大に依つて、人造纖維工業は當然に勃興すべき運命にあつた。事實事變前より企業計畫は多數に上つてゐたのであるが、例の資金調整法はこれを抑止して終つた。

然し平和産業なるの故を以て、斯業の朝鮮に於ける企業を斥けるには、朝鮮は餘りに立地條件に富んでゐた。かくて事變後に於ても斯業の成立となつた。

現在既に操業中のものは次の二工場である。即ち、

鐘淵紡績株式会社平壤工場（日産ス・フ二十七噸）

大日本紡績株式会社清津工場（日産人絹二十四噸、ス・フ五噸）

の二工場に過ぎないが、事變後許可せられ目下工事中のものとして、

太陽レーヨン株式会社咸興工場（日産人絹八噸、ス・フ十噸）

倉敷絹織株式会社群山工場（日産ス・フ十噸）

が擧げられ、これらが完成操業の時は、朝鮮の人造纖維製品の内地全的依存は半ば止揚せられるに至るであらう。

(ハ) 人絹織物及染色工業

朝鮮に於ける人絹需要は近年急激に増大した。これは人絹が半島人の衣服嗜好に頗る適し、然も天絹に比して安價なるに因る。この需要の増大は人絹織物移入を消費地生産に轉化した。即ち、この移入大手筋と目せられる一連の綿絲布貿易商は、昭和八年朝鮮織物株式会社を創立した。これは朝鮮に於ける人絹工業の嚆矢をなし、爾來陸續と新設が行はれ、又、綿織物よりの轉向が行はれ、現在の工場数は三十七、その織機臺数は五千五百臺に上る盛況を呈し、中小工業として重きを爲してゐる。

現在に於いて織機百臺以上を有する主要工場は次の七工場である。

朝鮮織物株式会社	一、〇八四臺	安養
京畿染織株式会社	八六〇臺	京城
旭絹織株式会社釜山工場	三七八臺	釜山
朝鮮紡績株式会社	三一九臺	釜山
泰昌織物株式会社	三〇〇臺	京城
釜山織物工場	一四九臺	釜山
海東織物株式会社	一〇八臺	京城
合 計	三、一九八臺	

右七工場織機合計臺数は、全人絹織物工場の五割強を占めてゐることからして、他は共同作業場其他に分散されてゐることが窺へる。而して右七工場は設置新しきこととて、その設備は優秀なものが多く、殊に朝鮮織物會社の如きは、その規模は内鮮を通じ、人絹織物專業工場としては屈指すべきものである。これ等人絹織物工場の所在地が、京城、釜山に集中した原因は、釜山は原絲移入に便なること、京城は一大消費地を控へ、且つ交通に便なることに因つたと目せられる。然るに前述の如く鮮内に人絹工業が成立したことに依つて、今後の人絹織物工業の分布は多少變化を齎すであらうが、目下新增設は期待されない實狀にある。

染色工業は、人絹移入の増加、人絹織物工業の發達、色服獎勵運動の推進と併行して急激に勃興したものである。前記七工場の内海東織物會社を除いては、人絹染色工業を兼營してゐるが、これを專業（人絹織物を行はないことを指す）とするものは

鐘淵紡績株式会社京城工場

(綿紡織兼營)

- 株式會社柳町染工場 京城
- 昌和工業株式會社 京城
- 東洋紡績株式會社京城工場 (綿紡績兼營)
- 日鮮染工株式會社 仁川
- 丸和工業株式會社 釜山
- 大日本紡績會社京城工場 (綿紡績兼營)

の七工場を算へ、人絹織物を兼營するものを加ふるときは十三工場に上つてゐる。人絹、綿織物の色服化は普及し、他面國防色化運動も進みつつあれば、染色工業は確固たる基礎を有つと共に、今後有望な工業の一つであらう。

(二) 製絲工業

既述の如く、本業は鮮内紡織工業に於て近代化したものの最初のものであつて、既に大正年代の初期に大規模機械生産が行はれてゐた。而して朝鮮の氣候風土は植桑と養蠶に適し、然も養蠶は農家の副業とするものなれば、絲價の高低如何に關はらず概して産繭は増加の一途を辿り、従つて製絲業は發展的要素に富むものである。本業は當初に於いては家内工業にして原始的生産が營まれたことは内地に於けると同様であるが、今猶家内工業的な小設備の業者が多數存在することは一特色をなすものである。機械製絲工業は多くは内地同業資本に依つて經營せられてゐるが、絲價の亂高下に基因する過去數回に亘る製絲工業の混亂は、その度毎に企業を集中を齎し内地資本の獨占を樹立したのであつた。

昭和十三年末に於ける機械製絲工場數は七十四、その釜數九千二百四、生絲の生産高は百三十九萬一千八百二十疋を示し、他面、機械製絲に依らざる原始的生産方法に依る製絲工業者は、その戸數三十五萬四百二十一戸、釜數三十

三萬九千二百九十五、生産高は七十六萬八千五百九十疋となつてゐた。機械生産及原始生産の何れも、大勢としては發展を持續してゐるが、近代的製絲工場に對しては統制方針が採られ、三十釜以上の新設は事實上許可主義となつてゐるものの如くである。これは斯業の合理的發展と原料關係を考慮したことに基く。

製絲工業は比較的大規模經營工場が普遍的に分布して居るが、氣候其他の立地要因に於て、鮮内各地は何れも適性を有し、然も原料たる産繭は各地にみられ、この點内地と異り原料地工業としての特色を有つてゐる。近代的大規模工場は大半内地資本の經營する所であることは既述したが、職工數二百人以上を使用する工場は次の如くである。

- 鐘紡東大門工場 京城
- 同 光州工場 光州
- 同 鐵原工場 鐵原
- 片倉製絲京城製絲所 京城
- 同 大邱製絲所 大邱
- 同 咸興製絲所 咸興
- 郡是製絲清州工場 清州
- 同 大田工場 大田
- 同 全州工場 全州
- 朝鮮製絲會社 大邱
- 大邱製絲會社 大邱
- 東洋製絲鎮海工場 鎮海

同	沙里院工場	沙里院
同	平壤工場	平壤
東光生絲會社		京城
忠南製絲會社		禮山
全北製絲全州工場		全州
全南道是製絲工場		光州
若林製絲光州工場		同
岩村製絲所		京城

一工業部門に於て、二百人以上を使用する工場が二十工場に上るのは製絲工業を除いては他に發見せられず、從つて斯業は高度の發展段階にあると謂ひ得るであらう。

かくの如き製絲工業の發展は、産繭の増加をその主因とすることは勿論であるが、女工の操業能率が内地のそれに比し遜色をみず、効率賃銀が低廉なることも見逃せない。賃銀の絶対額は内地に比し低下してゐるに反し、能率を考慮しての相對的賃銀は餘り低率となつてゐないのが一般であるが、製絲工業に於ける實狀は右の如くであつて、朝鮮の賃銀安と婦女子の手先器用なことは、製絲工業に於ける事實がこれを實證するものとして強調して置く。

(ホ) 麻工業

宇垣前總督の北鮮開拓政策は漸く結實の段階に達した。西北鮮高地帯に於ける亞麻工業の成立の如きも、その表れの一つといふべきであらう。當局の亞麻栽培計畫に順應し、帝國製麻株式會社は北鮮の五ヶ所にその製絲工場を設置したのであつたが、未だその生産量は亞麻工業の生産單位を形成するに至らなかつた。然るに亞麻生産は漸増し工場

單位に達したるを以て、内地に移出してゐた製絲を原料とする製麻工場を設置することとなつた。而して當局は右の如き過去の事情と軍需上の必要に基き帝國製麻會社仁川工場の設置を許可し目下工事過程にあるが、この工場は漸次増設せられるであらう。帝國製麻會社と並立して、鐘紡も二、三年前より北鮮に於いて製絲工場を營み、これを原料に亞麻工業の設置を計畫中と聞く。

大麻は古來より栽培せられ、その收穫高は漸増してゐるが、農村に於いて手紡麻布原料に消化せられてゐる爲に、原料關係上未だその機械工場の成立となつてゐない。近き將來當然その實現を齎すものと豫想せられる。

(ヘ) 製網業

漁業の發達、船舶、陸上、其他の方面に於けるマニラロープ及マニラトワインの使用は逐年増加してゐた。然るにその大半は内地の移入に仰ぎ、従つて朝鮮に於ける製網工業は極めて有望なものであつたが、ここに着目してその工場工業として、昭和四年斯業を目的とする朝鮮製網株式會社が設置せられ、茲に初めて近代規模の製網工業が出現した。他面鮮内需要は漸増し到底一工場のみには供給不足なれば、内地同業資本の進出となつた。即ち、大阪に本店を有する前岡製網株式會社は昭和十二年釜山及び清津の二ヶ所に工場を設置し、これ等三工場が全運轉するとき、大體鮮内需要を充足する能力を有するに至つた。最近の生産狀況は、マニラ麻の輸入統制に依つて生産を抑止せられ、最大能力を發揮することなく、爲に依然内地依存となつてゐるのは遺憾である。

(ト) 製綿及繰綿業

朝鮮に於ては棉花の生産あることとして、製綿及び繰綿業は、比較的古くから發達してゐた。然し一般需要の製綿工場は小經營を主としてゐた。これは落綿其他の原料關係に基因する。鮮内の紡績業の發達後に於ては、落綿の供給潤澤となり、大經營の製綿工場の出現となつた。而して繰綿業は棉花生産とその市場廻りの増加とに依り發展し來つた

が、その新設擴張は統制されてゐた。

製綿及繰綿業に於て二百人以上の職工を使用する比較的大工場は次の如くである。

朝鮮棉花繰綿工場	木浦
全南棉花	同
南北棉業	同
朝鮮紡織大邱繰綿工場	大邱
株式會社本田製綿工場	馬山
おたふく綿仁川工場	仁川

右の如く繰綿工場は南鮮を主とするが、南鮮が棉花主産地たる關係に因る。最近朝鮮紡織會社は江原道鐵原に繰綿工場の新設を申請中と聞くが、最近棉花の市場出廻は激増しつつあれば、それに比例して製綿工業は發達の餘地があらう。製綿業は原料統制と價格關係上、紡績工場が落綿販賣を手控へつつあることによつて、時局的影響を受けてゐる。

(チ) 靴下工業

家内工業として全鮮各地に發達をみ、中には職工二百人以上を使用する工場もあり、低級品は自給自足し得るのみならず、圓ブロックには輸出する生産能力を有するに至つたが、圓ブロック輸出制限と材料獲得の困難なことで、事變後は苦境に立つて居り、斯業は解決を要する中小工業の一たるを失はないであらう。

以上に於て、紡織工業の現勢は判明したと信するが、その多くは所謂平和産業として、種々な制約条件下に置かれてゐる。然し綿紡織工業に觀られるやうに、朝鮮は内地に比し特殊性があることに依つて、生産制限其他の時局

的影響は比較的緩和され、經營狀況は概して好調とみられる。

2 金屬工業

朝鮮は褐鐵鑛、赤鐵鑛、磁鐵鑛等優良なる製鐵原料豊富にして、曾て第一次歐洲大戰當時に於ては、その開發は旺盛を告げ、大正七年には日鐵兼二浦製鐵所の前身たる三菱製鐵工場の操業をみた。その後製鋼界は波瀾激動があり、三菱製鐵は操短したことさへあつた。乍併滿洲事變後に於ては三菱製鐵は擴張せられる一方、原鑛石の増産が企圖せられ、その内地供給は漸増し内地製鐵業の發展に寄與する所あつた。

支那事變後に於ては鐵鑛の開發は一層進められてゐるが、歴大なる埋藏量を有する北鮮所在の茂山鐵鑛は二、三年前より本格的に開發に着手せられ、他面金屬工業の生産擴充は各部門に及び、今や時局産業の華形として時局の脚光を浴びてゐる。

(イ) 製鐵工業

家内工業的な銑鐵鑛物工場は多數存在するが、銑鋼一貫作業をなすものは、日本製鐵會社兼二浦工場のみに止つてゐた。然るに昭和十二年日本高周波重工業株式會社城津工場が操業をみ、高周波電氣に依る特殊鋼の生産をみるに至つた。他面日鐵兼二浦工場は増設せられると同時に、茂山鐵鑛の本格的開發に呼應し、三菱製鐵株式會社及日本製鐵會社の清津工場が新設せられ、既に前者は昨年夏より一部操業をみてゐる。更に朝鮮窒素會社及び朝鮮理研金屬工業會社の製鐵業も新設工事中にして、製鐵業の發展は著しきものがある。即ち、操業中のものとして、

日本製鐵株式會社兼二浦工場（銑鋼一貫作業）

日本高周波重工業株式會社城津工場（高周波電擊に依る特殊鋼生産）

三菱鑛業株式會社清津鑛業所（クルップ式に依りルツベ生産、完全操業に至らず）
建設中のものとして、

日本製鐵株式會社清津工場（銑鋼一貫、近く一部操業の見込み）
朝鮮窒素肥料株式會社與南製鐵所（ハッセー法に依る銑鋼一貫）
朝鮮理研金屬工業株式會社仁川工場（ロータリー・キルン式に依る特殊鋼生産）

右完成の曉に於ける製鐵能力は公表を憚るが、永く停滞してゐた製鐵工業はここに百花繚亂の様相を呈し、朝鮮が重工業地としての地位は確立するに至つた。

(ロ) 金製鍊工業

産金の増加に伴ひ金製鍊工業の發達は著しいものがある。五、六年前迄は日本鑛業會社鎮南浦工場のみに止まつたが、産金増産計畫に對應し新設工場が續出し、現に操業中のものは四工場を、建設計畫中のものは二工場を、算へる盛況である。

即ち、操業中のものは、

日本鑛業株式會社鎮南浦工場 (鎮南浦)

朝鮮鑛業開發株式會社(野口系) (與南)

朝鮮製鍊株式會社 (長項)

住友本社元山製鍊所 (元山)

建設工事中的ものは、

三成鑛業株式會社製鍊所(三井系) (平北、龍岩浦)

中外鑛業會社海州製鍊所 (海州)

が擧げられる。而して本業の發達は、産金計畫が順調に進行してゐることを語るに外ならないが、今後に於ける計畫の進行は更に製鍊所の新增設を必要とするに至らう。

(ハ) 輕金屬工業

朝鮮は輕金屬工業に最も恵まれ、この將來は刮目すべきものがある。現に操業中のものは一部分に止るが、建設及計畫中のものは多數あり、この完成の上は内外地を通じ斯業の最活動地域と化すであらう。而して企畫院その他の方面に於て、最近、輕金屬工業の内外地に亘る配分が論議せられたが、その結果、地域的重點主義の觀點より新增設の大半は朝鮮とすることに決したと傳へられる。それは、朝鮮が輕金屬工業立地條件に如何に恵まれてゐるかを雄辯に物語るものといふべく、その立地條件の優越性は、

イ、豐富低廉なる水力電源（これは最近の流行辭のアイロニカルなものではなく、眞正な意味に於てである）を有し、然もその開發は着々と進行してゐる。

ロ、原料鑛石たる明礬石、礬土頁岩、霞石、マグネサイトの賦存が豊富である。

ハ、廣大を要する工場敷地が安價に獲得せられる。

等に求められるであらう。

施政當局は夙に本業の發達助成に留意し、これが振興施設を採る所あつたが、昭和十四年九月輕金屬製造事業法を施行し、助成監督を強化し、以てその健全なる發達を致しつつある實狀である。而して朝鮮に於ける輕金屬工業は、野口系の日本マグネシウム金屬工業株式會社がマグネシウム製造を開始したるを嚆矢とし、アルミニウムも亦野口系の朝鮮窒素肥料會社に於て兼營せられて居り、これ等は何れも多年に亘り朝鮮窒素肥料會社に於て企業的實驗

を経たものであつて、製品の優秀性と企業經營の確實性は確認せられてゐる。輕金屬工業の發達狀況を一瞥するに、

操業中のものとしては、
朝鮮窒素肥料株式會社、アルミニウム製造、與南（製造設備殆ど完了し一部操業）
日本マグネシウム金屬工業株式會社、マグネシウム製造、與南（製造設備殆ど完了し一部操業）
工事中のもの、

朝鮮理研金屬工業株式會社、アルミニウム、マグネシウム製造、工場所在地、鎮南浦（製造設備近く完了の見込み）
大日本鹽業株式會社新義州工場、マグネシウム製造
西鮮化學工業株式會社、アルミニウム製造、工場所在地、多瀨島
計畫中のもの、

朝鮮電氣工業株式會社、アルミニウム製造、工場豫定地、洪原
朝鮮旭電化工業株式會社、マグネシウム製造、工場豫定地、龍岩浦
信越窒素肥料株式會社朝鮮工場、マグネシウム製造、工場豫定地、鎮南浦
日本マグネサイト化學工業株式會社、マグネシウム、城津（因みに當社は既にクリンカー耐火煉瓦、炭酸マグネシウム製造中である。）

斯様に建設中のものは數工場あり、然も認可を豫想せられて計畫中のものも多數あり、これ等が完全操業の上は、朝鮮は輕金屬工業地として東亞に誇るものであらう。

かくて朝鮮の金屬工業は、製鐵業の一工場を除き他は殆ど鍛冶屋的存在に止つてゐたのであるが、既に面目を一新

して近代的重工業を形成する段階に達し、然も計畫事業完成の上は、規模及び技術に於て、内地に肉迫し得る程度に發展し得る狀況にある。而して鍛冶屋的な家内工業的金屬工業とても、巨大工場の出現に依つて、これ等との結び付きを可能とし、以て彼我の調整的發展をみるに至らう。

3 機械器具工業

滿洲事變後に於ける鮮内地下資源の開發の促進と、近代的工場工業の建設とに伴ひ、機械器具の需要は急激に増大し、然もそれは大半内地移入に依存し、金屬製品、機械、車輛類の移入額は、昭和十三年二億二百餘萬圓、同十四年三億百餘萬圓の巨額に上り總移入額の二割五分内外を占め、移入貿易品として壓倒的地位に上るに至つた。かかる事象は朝鮮が所謂大陸前進基地たる使命を有つ限り、好ましからぬものとされるは當然であり、況んや、生産力擴充の進行に依る機械器具品の需要の増大は、内地メーカーをして、受註の旺盛に依つて、納入上朝鮮の發註者に満足と與へしめることなく、このことは延いて朝鮮の産業建設に影響を與ふる虞があり、政策的にも斯業の朝鮮に於ける振興が緊要を加へ來つた。これ金屬工業と相俟つて朝鮮重工業化の促進が行はれた所以である。又業者自體としても、需要量が工場單位を形成するに至り、加ふるに企業條件に適することが明かな以上、現地企業の策に出づるは賢明の方法であらねばならぬ。

過去朝鮮の近代的機械器具工場は、車輛製造を行ふ龍山工作株式會社、農業用機械生産を行ふ朝鮮商工株式會社、度量衡器生産を行ふ朝鮮計器株式會社を除いては、大半は家内工業的に小型船舶（内燃機械船）、農具用機械、自動車修理工業等を内容とするものであつて、數的には所謂小工業者が機械器具工業を構成し、その内容は貧弱極まるものであつた。

然るに當局の勸奨と業者の積極的態度により、昭和十二年以來近代的機械器具工場の新設が接踵する狀況を呈した。現に操業中の大工場としては、

- 朝鮮商工株式會社
 - 朝鮮計器株式會社
 - 株式會社商工鐵工所
 - 龍山工作株式會社
 - 株式會社朝鮮機械製作所
 - 株式會社朝鮮製鋼所
 - 朝鮮重工業株式會社
 - 株式會社朝鮮鑿岩機製作所
 - 日本車輛株式會社仁川工場
 - 弘中商工株式會社
 - 株式會社關東機械製作所
 - 日本精工株式會社
 - 日興社朝鮮工場
 - 東洋特殊鑄物株式會社新義州工場
 - 株式會社北鮮製鋼所
 - 西鮮重工業株式會社
 - 朝鮮釘鉄株式會社
- 農具及鑛山用機械生産を主とす、工場所在地、鎮南浦及平壤
 - 主として度量衡器生産、工場所在地、京城
 - 鑛山用機械、工場所在地、仁川
 - 主として車輛生産をなし、最近數度の擴張を行つた、工場所在地、京城
 - 鑛山用機械生産を主とし、昭和十二年操業以來數次の擴張をなす、工場所在地、仁川
 - 鑛山用機械生産を主とし昭和十二年操業、工場所在地、仁川
 - 各種船舶其他機械生産、昭和十二年操業、工場所在地、釜山
 - 鑿岩機、空氣壓縮機生産、昭和十三年操業、工場所在地、京城
 - 車輛生産、昭和十二年操業、工場所在地、仁川
 - 主として各種機械器具生産、工場所在地、京城及富平（昭和十四年新設）
 - 鑛山用機械生産、昭和十三年操業、工場所在地、京城
 - 鑿岩機生産、工場所在地、京城
 - 同右、工場所在地、素砂
 - チルドボール製造、工場所在地、新義州
 - 鑛山用機械生産、昭和十三年操業、工場所在地、川内里
 - 鑛山用機械、小型船舶生産、昭和十三年操業、更に目下擴張中、工場所在地、海州
 - 鉄、ボールト生産、工場所在地、素砂

朝鮮製釘工業株式會社
仁川製釘株式會社

丸鐵釘生産、工場所在地、平壤
同右、工場所在地、仁川

建設工事のもの、

- 株式會社芝浦製作所仁川工場
 - 朝鮮中央電機株式會社
 - 朝鮮金屬工業株式會社群山工場
 - 朝鮮化工株式會社
 - 朝鮮理研金屬株式會社大田工場
 - 東京自動車工業株式會社富平工場
 - 昭和飛行機株式會社平壤製作所
 - 朝鮮製鐵株式會社
 - 朝鮮鑄造株式會社
 - 朝鮮鋼業株式會社
 - 朝鮮造船造鐵株式會社
 - 釜山デイズル・エンヂン株式會社
 - 朝鮮協働海運株式會社
- 電動機、變壓機、其他電氣機械生産、工場所在地、仁川
 - 電動機、其他電氣器具、工場所在地、仁川
 - 船舶及鑛山用機械、工場所在地、群山
 - 電氣熔接棒及熔接機生産、工場所在地、仁川
 - ピストンリング生産、工場所在地、大田
 - 自動車の組立及修理、工場所在地、富平
 - 飛行機の製造、工場所在地、平壤
 - 各種空罐製造、工場所在地、釜山
 - 可鍛鑄鐵製品製造、工場所在地、梧柳洞
 - 鋼索及鋼線生産、工場所在地、仁川
 - 船舶生産、工場豫定地、仁川
 - 解船用デイズル生産、工場豫定地、釜山
 - 小型發動機船生産、工場豫定地、仁川

右の如く、鑛山用機械、鐵道車輛、小型船舶製造を目的とする比較的大規模な工場が陸續と新設されつつあつて、斯業の躍進は驚異に値し、然も芝浦日立等の所謂五大メーカーが進出し來り、前記新増設工場完成操業の上は、獨り鮮内の自給自足を可能とするに至るのみならず、滿洲及支那方面よりの發註引受も可能であるが、原材料の配給統制

の關係上、應諾困難な現状であることを遺憾とする。而して前述した如く中小の鍛冶屋的小鐵工業者は多數存在し、これ等は事變直後特殊下請に寄與する所あつたが、最近は原材料關係にて經營必すしも良好ならざる實狀にある。これ等中小鐵工業者を如何に措置すべきかは考慮を要する問題であつて、重點主義を以て部分品の製造又は修理工場として、大工場との調整的發展を企圖すべきではあるまいか。これ等の事情に關し、當局は緻密なる調査と周到なる用意を以て、計畫的に機械器具工業の健全なる發達を指導することが望ましい。

4 窯 業

朝鮮の窯業は陶磁器工業を中心に古來より發達してゐたが、李朝末期に至り政治的事由より衰微し、纔かに家内工業的陶磁器工業のみが存在するに至つた。併合後陶磁器及セメント業に近代設備を有する工場が二、三出現し、その好望性を思はせたが、その後新規に興ることなく發展は停頓してゐた。然るに近年に至りセメント工業の擴張が行はれ、今やセメント業は窯業の中心事業と化したのみならず、時局緊要の工業としてその活動は注目されてゐる。

(イ) セメント工業

セメント工業は多年内地に於て高率操短を實施し來りし爲、朝鮮に於ける斯業は、滿洲事變前に操業してゐた小野田セメント株式會社平壤及川内里工場以外に新增設はみられなかつた。滿洲事變後に於ては、滿洲國に於ける需要の増大、それに基く鮮産セメント對滿輸出好調並に鮮内事業界の活況とセメント需要の増加、更に朝鮮が産業統制法の區域外にありし等の事情は、原料たる石灰岩、粘土の豊富と相俟つて、昭和十年頃より斯業の旺盛なる新增設を齎した。

現に操業中のセメント工場は、

朝鮮小野田セメント會社平壤工場

同 川内里工場

同 古茂山工場

朝鮮セメント株式會社海州工場(宇部系)

朝鮮淺野セメント株式會社鳳山工場

の五工場に上り、その年産能力は〇〇萬噸に達するが、累年急増する需要には不足を告げ、されば朝鮮小野田セメント會社古茂山工場、朝鮮淺野セメント會社鳳山工場は増設中にして、新設中のもとしては朝鮮小野田セメント會社三陟工場及び鴨綠江水力電氣株式會社平壤セメント工場(水豊ダム使用セメント製造目的、十五年三月操業)がある。然しこれ等新增設が完成するも未だ生産不足にして、内地品の移入に俟たざるを得ない。而して昭和十四年に於けるセメントの貿易狀況は、輸出四百五十一萬三千圓、移出五十萬圓、移入五百八十二萬六千圓を示し、輸移出入は差引入超となつて居り、生産能力の不足を證してゐる。

當局は今日あるを豫期し、セメント業の設備擴張を奨励し來つたが、重要産業統制法施行後に於ては操短を餘儀なくされ、他面内地に於ては遊休設備多大なる爲に、遂に英斷的措施に出づることなかつたが、現下セメント需給の逼迫せる情勢に鑑み、内地遊休設備の朝鮮移駐の如きも一方法たるを失はないであらう。殊に、朝鮮の石炭開發が極めて良好なるに想到するならば、この際果斷の措置が望ましい。

(ロ) 陶磁器工業

陶磁器原料は優良豊富にして、曾ては技術的にも精巧なものがあつたが、大工業として發達するには至らず、家内工業として微々たる存在に終つてゐた。この間輸出及地元向の食器類生産を主とする日本硬質陶器株式會社のみが近

代的設備を有する大工場として獨り氣を吐いてゐた。而して戰時統制下の現状に於いては、斯業擴大は當分望み薄なるのみならず、第三國輸出生産以外には塗料關係より生産の停頓傾向さへ看取され、平和産業としての影響を受けて居る。

(ハ) 煉瓦工業

鮮内に於ける煉瓦工場は現在百五十内外を算し、最近普通煉瓦は需要激増に伴ひ活況を呈してゐる。過去に於ては業者の地方的偏在に依り部分的には競争状態にあつたが、最近は製品不足の状態にあることは前述の通りである。而して昭和十三年五月京畿道に於ては工業組合を組織し時局に即應する統制的發展となつて居り、各地もこれに順應の傾向にある。工場設備の多くは登窯に依るが、京城附近は輪換式に依つて居り、京城煉瓦株式會社永登浦工場の如きは職工二百人以上を有する大工場である。セメント不足其他の關係にて本業の將來は好望性を有つが主要原料たる石炭の配給統制にて急激なる發展は見込まれない。

耐火煉瓦は日鐵兼二浦工場其他の副生産の増産及日本マグネサイト株式會社の増産に依り、一部特殊品を除き、自給自足より進んで既に相當量の移出をみて居る。

(ニ) 珪礫鐵器工業

本業は近年迄小規模な一工場を有するに過ぎなかつたが、内地に於ける統制を回避してアウトサイダーが移駐し、急激に發展する結果となり、現在は八工場を算し、その中朝鮮珪礫株式會社(釜山)の如きは大工場として近代的設備を有してゐる。最近輸出統制は内鮮同様であるが、内地に比し朝鮮は絶對的なコスト安を示し、將來内地所在工場は朝鮮に移駐すべき運命に置かれてゐる。これは労働技術が半島人に適し、然も効率賃銀が低廉なるに基くものにして、勞賃が價格を支配する斯業では、内地工場は朝鮮に壓倒せらるべき運命を有つのである。目下は第三國輸出品は

リンク制を採られてゐるが、國內及圓ブロック向は原料制限に遭つて居り、以前の如き好調にあるとは云へない。而して本業は適地適業の主旨より、近き將來内鮮間の工場配置を再検討すべきものであらう。

(ホ) 硝子工業

硝子原料たる硅砂は多量に賦存するが、燻類、食器類、ランプ類を生産する小規模工場のみならず、板硝子生産の域に達しない。需要は工場單位を形成する量を示してゐる。原料たる曹達灰其他關係にて板硝子生産は前途遼遠であらう。

5 化學工業

化學工業の工場數は食品工業に次ぐ多數を有し、職工數に於ては第一位にあり、生産額は第二位を示し、鮮内工業として實に誇るべきものであるが、工場の多數なることは小規模原始的生産方法を以てする劣弱資本經營の魚油及縮粕工場が大半を占むる結果であつて、工場の多數は必ずしも近代的化學工業の發達を意味しない。職工數及生産額に於て重きをなすのは少數の近代的設備の巨大工場に負ふ。従つて化學工業は内面的には跋行的な發展となつて居り、極めて特異性を示すものである。而して最近の傾向としては、零細な縮粕及魚油工場は量的に發展の餘地なく、其他の部門に於ても然りであつて、今後は擧げて大工場の新增設に期待する外なく、事實亦、その方面に伸展の跡が觀られる。

(イ) 人造肥料工業

生産様式の高度なると、生産額に於て多額を占むる點に於て斯業は化學工業の筆頭に位置してゐる。いふまでもなく、斯業は朝鮮窒素肥料株式會社に依つて端緒を開かれたものであつて、その主たる生産品たる硫酸製造能力は本邦

全體の三分の一を占めて居り、他に硫磷安をも製造して居る。

現在操業中の大規模な人造肥料工場は、

朝鮮窒素肥料株式會社與南工場（主として硫安）

日本窒素肥料株式會社本宮工場（過燐酸石灰）

日本製鐵株式會社兼二浦製鐵所硫安工場（副生産）

三陟開發株式會社三陟工場（石灰窒素——現在は一部操業に止りカーバイト生産となつてゐる。近く建設完了豫定）
建設中のものとしては、

朝鮮化學工業株式會社順川工場（尿素石膏生産を主として近く操業見込み）

日産化學工業株式會社鎮南浦工場（過燐酸石灰）

朝鮮化學株式會社洪原工場（硫安生産を主とし目下建設中の江界水力電氣會社（東拓傍系）の姉妹會社）
計畫中のものとしては、

鐘紡化學工業株式會社、工場豫定地、群山（石灰窒素或はカーバイト）

片倉肥料株式會社仁川工場（過燐酸）

三陟開發株式會社開慶工場（石灰窒素又はカーバイト）

等が擧げられる。

朝鮮は現在の生産能力に於て、人造肥料は完全に自給自足するのみならず、相當量の移出をみて居るが、内地、滿洲及朝鮮を縦斷する配給統制の關係上、關東州より一部移入となつて居る。

而して朝鮮の金肥需要は漸増しつつあるが、右に掲げた建設及計畫中の工場が完成した曉に於ては、移出生産を主

とするに至るであらう。朝鮮が人造肥料工業の適地たる所以は、水力電氣が豊富且つ低廉なると同時に、石灰窒素の主要原料たる無煙炭の豊富なることにも依るものであつて、輕金屬工業同様に企業條件は内地及大陸の他の何れにも勝り、東亞に於ける人造肥料工業は將來朝鮮に集中するであらう。然も石灰窒素はその製造の事前工程に於てカーバイトたるものにして、カーバイトは實に化學品の基礎原料たるに止まらず、高級の石油原料たり得ることは周知の事實であり、かやうにして人造肥料工業の發達は軍事的にも重視されて居るが、この方面に於ても朝鮮は期待に反せぬ狀況にある。これ等のことは深く云ふを憚る。

（ロ）石炭液化工業

北鮮地方に於ては褐炭を多量に埋藏し、その産出も漸増しつつあるが、朝鮮の褐炭は熱量に乏しきのみならず貯藏中に脆化する等直接燃料として好適ではない。朝鮮窒素肥料會社に於ては豫てこの有効なる利用に着目し、遂に昭和七年低溫乾溜に成功し、各種石油類、パラフィン、ピッチ、半成コークスを生産するに至つた。これ同社の永安工場である。一方同社に於ては直接液化事業を進めつつあつたが、水素添加に依る直接液化に成功したる爲、阿吾地工場を母胎に子會社として朝鮮石炭工業株式會社を設立し、同社は海軍の後援の下に大規模に操業してゐることは當局が夙に發表した通りである。兩工場の能力その他は説述を憚るが、更に最近に於ては、無煙炭よりの石油液化が可能となつたことは前に示唆した通りであつて、石炭液化工業は倍々將來性を有つてゐる。

かやうに石炭液化事業は内鮮滿を通じ朝鮮は優越せる現状と多望なる將來を有つが、これを齎した原因は野口コンツェルンの努力と海軍の後援に負ふものにして、事業の大半は野口コンツェルンの掌握する所である。他に日鮮鑛業株式會社が石炭低溫乾溜を營んでゐるが、その生産品は家庭用コーライトタイルに止まつてゐる。而して石炭液化事業に對しては補助金政策を採り來つたが、昭和十三年一月二十五日より人造石油事業法を實施し、助長政策を濃厚に

してゐる。

(ハ) 石油精製工業

昭和九年七月朝鮮石油業令實施以來、石油工業は統制産業と化した。業令實施前は内外油業者の競争が激しかつたが、最近品不足なることは言を俟たない。精製工業者は昭和十年三月設立された日石を母胎とする特殊會社たる朝鮮石油株式會社(元山工場)及立石商店製油工場の二社のみである。兩者共に内外原油を精製し、前者はガソリン、重油、輕油、燈油、機械油、後者は機械油及輕油の精製に當つて居るが、未だ鮮内の供給を充すに足らず、内外油業者の勢力も侮り難い。而して販賣方面に於ては各段階系統的に量及價格の統制が行はれ、ガソリン、重油、輕油は最終消費者に切符制が採られてゐる。

(ニ) 油脂製造工業

A、植物油製造工業

朝鮮は荏胡麻、蓖麻、棉實、玉蜀黍等の採油原料に富むこととて、本業は有望な事業であるが、これを專業とするものは小規模なものが多く、又農村に於ては副業として植物油生産を行ひ自家消費に供してゐるが、比較的近代式大工場としては次の如きものが擧げられよう。即ち操業中のものは、

- 日華製油株式會社木浦工場(棉實油生産)
- 日所公司新義州工場(大豆油生産)
- 日本窒素肥料株式會社本宮工場(大豆油生産)
- 北鮮製油株式會社(清津)(大豆油生産)
- 日本穀産工業株式會社(平壤)(玉蜀黍を原料とする澱粉製造の副産物)

建設中のものは、

- 朝鮮製油株式會社(釜山)(糠油精製及棉實搾取油精製)
- 大日本セルロイド株式會社木浦工場(棉實よりリントナー生産)

等にして、亞麻仁油精製工業も企畫中と聞く。

因に朝鮮の近代的精米工場に於ては糠油を副生産し、之を原料とする日本最初の朝鮮製油會社が設立されたのであるが、節米運動は糠生産を減少に導き、ここに思はざる障礙が発生してゐる。而して大豆油工業は、滿洲の大豆統制を受けて原料難の現状にあると謂はれてゐる。

B、魚油製造業

東海岸に漁獲せられてゐる鱈は近來朝鮮の特産品として注目を惹くに至つたが、その處理事業たる魚油の生産は、漁家の原始的な生産様式に依るものが多く、慶尙南道蔚山より北鮮雄基に至る帶狀の漁村は、専ら本業に従事してゐる。従つて零細な家内工場を主とするが、最近近代設備を有する工場の出現となり、宮本商店及林兼商店の如きは著名であるが、硬化油業者が本業を兼營し一貫作業するに至り、原始的生産に依る遺利を僅少ならしめてゐることは注意すべきである。零細な魚油製造業の將來には考慮すべきものがあるが、系統的な團體(油脂聯)が結成され、全鮮千餘に餘る群小業者の統制に衝つてゐることは、漁村に於ける中小經營者の擁護を齎してゐる。然し大勢としては整理せらるべき過程にあると觀らるるが、巾着漁船の統制に於て既得權益が認められる限り、現勢は當分續くであらう。

(ホ) 硬化油工業

前述した如き魚油は、從來はその儘内地に移出されてゐたものであるが、昭和七年朝鮮窒素肥料會社與南工場に於

て硬化油業を営むに至り、之を契機に本業は急速に發達をみた。現に操業中のものは、

- 朝鮮窒素肥料株式會社與南工場（硬化油、グリセリン、脂肪酸等）
- 朝鮮油脂株式會社清津工場（日産系）（硬化油、グリセリン、脂肪酸）
- 朝鮮協同油脂株式會社（魚油製造業者の統制團體たる油肥聯と三井とのタイアップせるもの）（硬化油及グリセリン、工場所在地、三陟）

等を擧げ得よう。而して原料關係から云へば、硬化油工業は今後更に發達する可能性を有つが、魚油の内地移出量を現状維持する限り、既に發達の飽和度に接近して來たと目せられる。

(ハ) 石鹼製造工業

朝鮮に於ては衣服の關係上洗濯用石鹼の需要は極めて多く、他面化粧用石鹼も民度の向上につれ急激に増加してゐる。従來洗濯石鹼は京城、釜山、平壤等にて、中小規模の工場により生産されてゐたが、鮮内需要を充足することなく、又、價格上内地移入品に壓倒されて居た。化粧石鹼は全的に内地に依存したのであつたが、硬化油工業の發達に伴行して洗濯及化粧用石鹼の大量生産が行はれ、現在は自給自足は勿論移輸出生産の段階に進んでゐる。石鹼製造工場は十三を算するが、代表的大工場は次の三工場である。

- 朝鮮窒素肥料株式會社與南工場（チツソ石鹼）
- 朝鮮油脂株式會社清津工場（ニツサン石鹼）
- 朝鮮協同油脂株式會社三陟工場

右三工場生産品は各種品に及んでゐるが、最近は原料統制に依り全操業に達してゐない。

(ト) 火藥工業

朝鮮に於ける火藥製造は永年禁止されてゐたが、鑛山開發、鐵道及水力發電工事の發達に伴ひ火藥需要激増し、且つ硬化油工業の勃興を契機に、昭和十一年七月、火藥製造を目的とする朝鮮窒素火藥株式會社が設立され、ここに火藥工業の出現となつた。

現に操業中のものは、

- 朝鮮窒素肥料株式會社與南工場
- 朝鮮火藥製造株式會社（日本火藥系）
- 朝鮮淺野カーリット株式會社（一部操業のみ）

建設中のものとしては、

- 朝鮮油脂株式會社
- 三菱礦業株式會社

等にして、右が全運轉後に於ては、鮮内需要を充足するのみならず、移出し得る見込みである。

(チ) 護謨製造工業

朝鮮は民度の發達に伴ひ、護謨靴需要は急激に増加し、爲に従來阪神地方より移入してゐたものは現地企業に轉化し、現在移植された中小の護謨靴工場は六十餘の多數を算してゐる。曾ては濫立に依る競争を惹起して企業合同が行はれ、又、圓ブロック輸出の旺盛に依つて好調を呈してゐたが、支那事變後は原料制限著しく高率操短を已むなくされてゐるが、公定價格は比較的高位に置かれ、高率操短の割合に經營は悪化してゐない。最近廢品の回收利用として再生護謨工業が企業化された。即ち、

朝鮮理研護工業株式會社仁川工場
朝鮮護工業組合聯合會(工場、京城)

右兩者は古護謨靴を原料とするものであるが、これが原料は豊富なるを以て、將來發展の餘地多大である。而して護謨靴工場は過剩を呈し暫く新設をみなかつたが、地下足袋生産を主とするアサヒ護謨株式會社釜山工場、日星護謨工業株式會社大邱工場が建設中である。これは地下足袋の需要漸増しつつあるが、鮮内生産は殆どなかつた缺陷を補ふものであつて、將來性を有つとみられる。

(リ) 製紙及パルプ工業

朝鮮の製紙業は其の歴史頗る古く、今日に於てもその製紙場數は二百に垂んとする多數を算するが、一、二を除き他は全部手抄式朝鮮紙生産の家内工場である。近代的製紙工場、王子製紙株式會社新義州工場のみであるが、機械抄造工場は次の如くである。

王子製紙株式會社新義州工場(包装紙、洋紙)

龍山工作株式會社製紙工場(和紙)

朝鮮製紙株式會社(棉皮和紙)

パルプ工場の現に操業中のものは、

王子製紙株式會社新義州工場(サアルファイ・パルプ)

北鮮製紙化學工業株式會社吉州工場(王子系)(人絹用パルプ)

建設中のものとしては、

鐘淵實業株式會社新義州工場(蘆草を原料とする人絹用パルプ生産、昭和十五年初より操業を開始した。)

パルプ工業は伐材と關聯するが、北鮮製紙會社は逐次擴張中にして鐘淵會社も原料増産の上は擴張見込みにある。

(ヌ) 製革工業

朝鮮皮革株式會社(京城)、大田皮革株式會社の二工場のみに止まるが、原料關係より新増設は望み少ない。朝鮮皮革會社は相當規模を有し、時局下有用に活動してゐる。

(ル) 燐寸工業

朝鮮の燐寸需要は逐年増加し來たるに連れ、從來全く移入に依存したものが現地企業化し、最近の工場數は十を算してゐる。而して鮮内燐寸工業が今日に至る迄は荆棘の路を辿つたものといふべく、即ち強力な資本を背景とする内地會社との競争を餘儀なくされた。然るに昭和十三年十二月以來内地及總督府當局は斯業の統制を策し、他面昭和十四年三月、全鮮燐寸業者は工業組合を組織し、以て内鮮協定に依る生産及販賣比率を嚴守し、内鮮の相剋を絶滅し、斯業は安定するに至つた。

十工場は下記の如くにして、その生産能力は鮮内需要を超過するが、内鮮間の生産割當及原材料關係にて全操業に至らず、従つて生産不足、内地移入となつてゐる。

朝鮮燐寸株式會社仁川及平壤工場(仁川・平壤)

三共燐寸製造所(京城郊外)

水原燐寸株式會社(水原)

日鮮燐寸株式會社(全北沃溝郡)

木浦燐寸株式會社(木浦)

釜山燐寸株式會社(釜山)

南鮮燐寸株式會社（釜山郊外）

平安燐寸株式會社（新義州）

北鮮燐寸株式會社（清津）

かくて、燐寸工業は鮮内生産を目標とする限り發達の限界に達したが、圓ブロックは勿論、第三國輸出も行はれつつあれば、原料を確保し得るならば今後も發展の餘地がある。而して、朝鮮は當局の施策宜しきを得たる爲に、内地の如く燐寸飢饉は全く發生せず、又、今後の需給は樂觀見込みにある。

(ヲ) アルコール工業

前年より建設中の木屑を原料とする本邦最初の無水アルコール工業——東拓系の朝鮮無水酒精株式會社の新義州工場は、その後工事進捗し昭和十五年中には運轉開始の見込みである。更に東拓では、濟州島の馬鈴薯を原料とする無水アルコール工業を計畫中である。

(ワ) 工業藥品製造工業

この種藥品の生産は大半朝鮮窒素肥料會社の製造する所であるが、日産化學工業會社鎮南浦工場に於ても硫酸其他の生産をなし、他の大規模な人造肥料工場も、自家消費又は市販として工業藥品の製造をなすものが増加した。

右の外、醋酸アセトン、苛性曹達生産を副次的に營むものとしては、鐘實會社、北鮮酸素工業會社があり、タンニ生生産の朝鮮タンニ工業會社（朝鮮皮革會社系統）、硫酸ニコチン生産の大日本ニコチン工業株式會社、木材の防腐劑生産の日本木材工業株式會社等が設立中であつて、本業は工業發展の表徴として隆々たるものがある。

(カ) 電極工業

本業は最近勃興した企業であるが、既に朝鮮窒素會社は自社消費の生産を行つてゐた。獨立企業として日本高周波

會社系の日本炭素工業株式會社を嚆矢とし、同社は目下工事中である。三陟開發會社もこの生産に當つてゐる。

(ヨ) ペイント工業

斯業は從來全く存在しなかつたが、リトホン、群青ペイント其他塗料生産を目的とする京城化學工業株式會社が設立され、目下仁川工場を設立中である。

6 製材及木製品工業

鮮内製材業者は百二十餘工場を算するも、大規模なものは新義州を主とする。これら業者に對する原木は、鮮内品は官有材を主とし、これは滿洲事變後統制され、支那事變後は時局資材として統制は一層強化され、鮮内民需品供給木材は内地に依存する外なかつた。而して内地材の供給は漸減し、小規模工場は操業不振に陥り、爲に整理合同が進行してゐた。

従つて本業は發展をみることもなかつたが、各種事業の建設は木材需要の激増となり、必然的に木材需給を窮屈ならしめ、その価格は異常に昂騰し、業者はストックの値上り甚大と謂はれ、生産萎縮の割合に業態は良好を告げ、時局便乘産業として注視されてゐた。

木製品工業は建具、家具、木箱、下駄を主とするが、これ等は平和産業として取扱量に於ては時局的影響を受けたが、價格値上り益は尠からずあるものと觀られ、實質的な影響は今後に表はれるだらう。

7 印刷及製本業

本業は全鮮に三百餘の工場となつてゐるが、大規模工場は朝鮮印刷株式會社（京城）、朝鮮書籍印刷株式會社（京城）

二社に止まる。而して規模の大小に拘らず紙の統制、其他資材（活字、インク、油、ボロ衣）の入手困難となり、生産は逐次縮少しつつあつて、平和産業として影響を如實に痛感してゐる。

8 食料品工業

食料品工業部門は生産額、工場數及職工數等 工業構成上その比重は極めて大きく、有力な地位を占めてゐるのであるが、生産様式、經營規模等に於ては他の新興工業部門に比し劣り、比較的近代化の進歩は緩慢である。殊に事變後に於ては、所謂平和産業と目せらるる種類のもが多く、その新増設は不急不要事業として抑止されて居り、加之原材料の配給統制を甘受する立場のものも多く、この部門は概して發展を示してゐないのみならず業態不振を餘儀なくされて、所謂犠牲産業として銃後經濟戰線の脱落者と化しつつあるものもある。

(イ) 醸造工業

A、和酒醸造業

清酒醸造工場は百三十餘の多きを示すが、大半は家内工業的小工場である。滿洲事變後大規模な工場が設立されたが、最近では現狀維持に止まつてゐる。醸造高は自給自足し得られるも、輸移出と共に移入も行はれて居る。

B、焼酎醸造業

自給自足し得る程度の發達となつたが、中小工場が多い。尤も新式蒸溜設備を有する工場も數箇ある。最近では新増設は勿論、原料關係にて全運轉も不可能となつてゐる現狀にある。

C、朝鮮酒醸造業

藥酒、濁酒、殊に後者は半島人の常用酒として需要は激増してゐるが、時局關係にて工場の新増設はみられない。

D、麥酒醸造業

この製造工場は昭和八年設立の朝鮮麥酒株式会社（大日本麥酒會社系統）、昭和麒麟麥酒株式會社に止まるが、その生産能力は鮮内供給力を超過する實狀にあり、従つて内地よりの移入は激減した。最近では原料たるホップ、材料たる麥の關係にて全運轉に達しないが、鮮内需要は略満足せしめてゐる。

E、葡萄酒醸造業

依然慶尙北道所在の三ツ輪工場のみを屈指すべきであるが、小工場の生産は増加してゐる。

F、醬油味噌醸造業

順調なる業況を呈するが、圓ブロック輸出制限及原料關係にて當分増大は望めない。

(ロ) 清涼飲料工業

この工場は二十餘を算し、主としてサイダー生産に當つてゐる。従來は内地移入品に壓倒されてゐたが、空爆其他の關係で内地品の移入困難なる反面、景氣の上昇に伴つて需要激増せし爲業況は好調にあるが新増設は望めない。

(ハ) 製粉工業

製粉工場は十五を算するも、近代的鮮内設備工場は六工場にして、これ等工場は需要の漸増及圓ブロック輸出の増加に依り活況を呈してゐるが、資金調整法及小麥關係にて新増設は困難である。昭和十四年九月以降、圓ブロック輸出は禁止に等しい制限となつてゐるが、鮮内需要激増し、全運轉の現狀にある。而して近代的大工場は次の通りである。

朝鮮製粉株式會社（日清製粉系） 工場所在地、京城及鎮南浦

日本製粉株式會社

工場所在地、仁川、鎮南浦及沙里院

豊國製粉株式会社

工場所在地、京城及仁川

右五工場の生産能力は五千バレルにして未だ自給するには足らず、前述の如く當分新增設は望めないが、内地工場の移駐計畫が噂されてゐる。

(二) 澱粉工業

近代工場としては、澱粉、グルコース、澱粉糖、飼料油生産をなす日本穀産株式会社(米國コーン・プロダクト・レファイン會社系なるも現在三菱の委任經營)一社のみであつて、同社は三菱の委任經營以來その經營は順調と謂はれてゐる。

この外に朝鮮穀物工業社あるも小規模である。

(ホ) 製糖工業

大日本製糖株式會社平壤工場のみにして、臺灣原糖を原料に精製糖をなし、その能力は六十五萬俵と謂はれ、現在は全運轉し朝鮮の需要を確保するに努力してゐる。而して滿洲事變後滿洲輸出をなしてゐたが、圓ブロック輸出調整令實施後は、實際上輸出禁止に等しい現狀である。

(ヘ) 製菓工業

多くは家内工業的なものであるが、需要は逐年増加し、大規模工場の出現となつてゐる。業界は一般的に好調を呈してゐるが、新增設は許可されて居らず、且つ、原料たる砂糖の供給減は生産減を齎してゐるが、業態は價格の上昇にてカバーして餘りあるものがある。

(ト) 罐詰工業

鱈、蟹、鯖等の魚介、果實、蔬菜等の罐詰生産が行はれてゐる。魚介罐詰は輸移出餘力を有つが、其他は内地移入

が多い。最近材料たる鐵板の統制を受け、第三國以外は生産制限の現狀にあり、又、本工業の新增設は抑止され、當分は現狀維持の外ない。

(チ) 寒天製造業

寒天原料たる石花菜は多量に産し、従來はその大半を移出してゐたが、最近鮮内生産工場が増設され、製品として鮮内販賣及移出するものが多くなつた。寒天は單に食料品たるのみならず特殊需要あることなれば、當局は統制的にその生産の助長を期してゐる。

(リ) 精米工業

本業の工場数は食料品工業の壓倒的部分を占め、又、曾ては朝鮮工業の代表的なものであつたが、逐次整理合同せられたる反面、近代的設備の大工場の出現となつた。然し事變後は新增設はみられず、加ふるに米穀統制の強化に依り、企業的性質は喪失されつつあるは注目すべきである。

9 其の他の工業

(イ) 煉炭製造業

朝鮮煉炭株式會社が殆ど独占し、同社は増産策を採つてゐたが、ピッチ其他の原材料關係にて、増産計畫通りになつてゐない。

(ロ) 莞草製品工業

農家の副業生産を主としてゐたが、國內及海外需要増加し、大邱所在の鮮光副業組合の如く工場生産に發達したものがあつた。莞草スリツパは第三國輸出好望品として多大の期待を有たれ、將來有望である。

第三節 結 言

本年報前輯工業の項の結言に於て「戰時統制の進行に伴ひ、一面に於ては更に今後の飛躍を約束付けられたが、他面に於ては幾多の制約を餘儀なくされ、以て朝鮮工業は何處に行くのテーマを提供してゐるのである」として、樂悲を半ばする見透しを述べたのであるが、前述の如く今日迄の實績に於ては各工業部門を綜合して概して順調なる成果を擧げ、殊に生産力の擴充に於て顯著なるものがあつて、時局に寄與すること大なるものあり、以て大陸前進兵站基地としての名實を着々と具備しつつあることは誇るに足る。

就中強調すべきことは、内外地を通ずる生産力擴充計畫に於て、計畫に最も接近した實績を收めたのは朝鮮と謂はれ、この點、甚だ意を強ふる所と云はねばならない。

しかしながら、今後の見透しとしては、必ずしも過去の如く好調を辿るものとは云へない。特に建設資材、生産原料の入手調達が困難を加へ、更に經營方面に於ては九・一八ジェネラル・ストップ令に依つて價格は釘付されてゐるが、原材料の調達に際しては實際上市場價格に依らざるを得ず。かくて原料高の製品安といふ事象は一般化せんとする形勢にあつて、採算は過去の如く良好ではあり得ない。

されば朝鮮工業の飛躍的發展と業界の好調とは、今後に於ても依然持續するとは觀られない。況や、生産、配給の各段階に於ける統制の強化は、工業建設と經營とに制約條件を累加すると觀られるに於ては、朝鮮工業の健實なる發展を冀ふ見地より、今後慎重なる態度と細心の注意を要するものがある。

この反面、日滿支を通ずる綜合的産業建設計畫に於て、産業別は勿論、地域的焦點主義を實踐せんとするならば、

既往の生擴計畫の實績にみられるやうに、内地、滿洲、支那に比し、朝鮮は企業上の綜合的立地條件に於て、極めて優越なものが多いことが明瞭である。故に、朝鮮は今後の工業建設と物動計畫に於て、大いなる比重を容認せらるべきことを主張して差支へなからう。この點は、その衝に膺る内地當局に切に勘考を望む次第である。

翻つて朝鮮としては、内面的な反省をもなすべきであつて、殊に工業分布、勞力調整、勞働技術の向上、大工業と中小工業の結付、工場地價對策等、戰時平時を問はざる當然の工業統制政策に於て未だ十分ならざるものあるを遺憾とせられ、これ等は今後周到緻密なる計畫の下に、斷々乎として實行すべきものであらう。而して今後に於ける朝鮮工業の發展の確保は、眼前の對策のみに捉はれることなく、計畫的に長期建設の歩武を行進することに依つてのみ可能といふべきであらう。

第七章 朝鮮に於ける電氣及瓦斯事業

總説——大電力開發の概況——國有産金送電線の建設——電力調整令の施行——配電事業統制の一段落と將來——朝鮮に於ける瓦斯事業

第一節 總説

朝鮮に於ける電氣及瓦斯事業の發展段階並に電力統制計畫の諸問題等に就ては既に前年報にこれを記述したので、今回は時局に關聯して生じた新事實等に關し記述する。

先づ最近の狀勢を見るに、創始時代から次第に増加し來つた電氣事業者の數は昭和八年には六十三の多きに達したるも統制の進行と共に漸次減少し、昭和十四年十一月現在に於ては僅に十八に激減してゐる。然もそのうちには未開業のもの四を含んでゐるから、實際に營業を行つてゐるものは十四に過ぎないこととなる。

この電氣供給事業者は送電事業十、配電事業八で、未開業電氣事業はすべて水力を開發して、電氣化學工業などの大口需要家や配電事業者に電力の供給を行ふ發送電事業者である。而してこの十八の電氣供給事業者の殆ど全部が株式會社組織で經營され、公營事業は唯兼二浦邑が日本製鐵株式會社の自家用發電所の剩餘電力を受電して邑内に配電してゐるに過ぎない。

次に資本金の側よりこれを視れば、朝鮮窒素肥料株式會社を除外してもその總資本金は三億圓を越え、然も内地に於ける電氣事業者數の大半が百萬圓以下の小會社で一千萬圓以上の資本金を有するものは全體の一三、四パーセントに過ぎざるに對比し、朝鮮のそれは百萬圓未満のものは僅に一七パーセントに過ぎず一千萬圓以上の會社が實に七三パーセントの多きを占め、然もそのうち五千萬圓以上のものを二二パーセントも含んでゐるのである。これは實にここ數年の間に電力統制の線に沿ひ企業の中が行はれたことと、大資本による大水力地點開發の結果である。

又業績も順調な足どりを示しその純益金の拂込資本金に對する利益率は、配電會社が約一割五分、發送電會社が六分五厘前後となり、その配電率も創業未だ日淺きものを除いて、殆ど七分以上一割迄を占めてゐる状態である。

尙その普及も愈々一般化され、昭和十四年三月末に於ける電力の需用家總數は〇〇〇〇〇戸、その電力〇〇〇〇〇〇キロワットにして、前年に比し前者が〇〇戸、後者が〇〇〇〇キロワットの増加となり、又電燈に於てもその需用家の總數は五十四萬三千戸、電燈取附實燈數二百六萬三千燈にして、前年に比し前者は三萬八千六百戸、後者は十八萬五千燈の激増となつてゐる。その普及状態を見ても世帯戸數一戸當燈數が十三年度は〇・四四燈であつたのに對し本年度は〇・四八燈となり、人口百人當の燈數も前年八・四〇燈であつたのが本年度は九・一〇燈となつてゐる。

斯く累年順調な成長を遂げつつある朝鮮の電氣事業は最近諸工業の勃興と共に電力需要は益々熾烈となり、電源の開發は愈々緊急を要することとなつて來た。然し事變發生以來資材の缺乏は激しくその入手は漸く困難となりつつある。幸に當局の理解と援助とに依りこの障礙を除去し、着々とその進展をみせてゐることは誠に喜ばしいことである。殊に最近内地に於ける電力不足の對策として朝鮮の大電力開發促進及び内地の既設工場移駐等も眞面目に考慮せられつつあるので、昭和十五年度に於ける朝鮮電氣事業は必ずや新なる發展段階を展開するものと見られてゐる。

次に瓦斯事業にありては前年と大差なく、唯、新義州に於て新規開業を見たことや京城電氣株式會社のコークス製

造所計畫の外、新工業地帯に於ける瓦斯製造所新設計畫等が新しき事實であるが、瓦斯用炭入手難の爲前途に於ける發展の困難を思はせること甚しいものがある。

第二節 大電力開發の概況

(1) 鴨綠江水力發電株式會社の近狀

第一期計畫として水豐發電所七十萬キロワットの世界的大工事は着手以來再三の洪水に災ひされたるにも拘らず着々と進行し、昭和十三年末に於て既に基礎掘鑿は略々終了しコンクリート打込本工事に着手、本年十一月末にはダムの締切も可能の狀態に至つた。

(2) 長津江水電株式會社の虛川江開發

〇〇〇〇キロワットの能力を誇る虛川江の開發はその許可以來銳意完成を急ぎ——その間昭和十三年夏に於ける西朝鮮地方の大洪水により支障を來し、竣工期限の延長は免れざりしも——既に第一第二發電所はその準備工事を完了し、本工事も頗る進捗し十四年四月には七〇パーセントの工程を終へ、第三第四發電所工事は準備作業に着手、各作業坑並に隧道の掘鑿をなしつつある。

(3) 江界水力電氣株式會社の事業

長津江を横斷して設けらるる重力式堰堤は貯水量約六億六千萬立方メートルの貯水池を作りその水は第一第二第三發電所に、又禿魯江に築造せらるる約四億一千万立方メートルの貯水池の水は第四發電所に導かれ、併せて約三十萬キロワットの電力を發することとなる。

この發生電力は亘長約二百二十軒の二十二萬ボルト送電線により輸送せられ、受電變電所を経て化學工業並に一般の需要者に供給せられる豫定である。而してこの開發は目下準備工事を殆ど完成し昭和十六年末には發電可能となる筈である。

(4) 富寧水力電氣株式會社の完成

昭和十一年八月創立後直に着手せる開發工事はその後順調に進展し十四年十一月末既に發電可能となつた。この電力は傍系朝鮮電氣冶金株式會社に供給され、北朝鮮の電氣化學工業の開發に資することとなつた。

(5) 漢江水力電氣株式會社の事業

半島の樞軸中部朝鮮に於ける重工業の開發を目的とし昭和十四年二月創設せられたもので、既に華川、清平の二發電所はその工事に着手し、前者は十七年六月、後者は十六年十二月に各々その竣工を見る豫定である。第一期計畫完成後は十七萬キロワットの電力供給が可能である。

(6) 朝鮮電力株式會社の火力増設

寧越無煙炭田に建設せられたる半島第一の火力寧越發電所は昭和十二年秋五萬キロワットの發電設備を完了し、その後直に着手せる二萬五千キロワット増設工事も着々進行し、基礎工事は既に竣工を見、機械基礎工事も大體十四年末迄には全部完成の豫定である。

第三節 國有産金送電線の建設

1 産金送電線の目的と計畫概要

第四節 電力調整令の施行

近來未曾有の大旱魃のため、昭和十四年夏の電力不足は内地に於ける電氣事業創始以來最初の經驗であつた。これと共に全國的に電力需要が増加しつつあるにも拘らず設備の擴充がこれに伴はない状況にあるので、時局下重要産業の電力供給に支障を少なからしむることは勿論、事變以來必要となつた急激なる生産力擴充の需要に即應するため各種産業の原動力たる電力の生産、配給又は消費を時局の要求に應じ最も適當に行はんとする目的を以て國家總動員法第八條に基き十月十八日公布され二十日から施行せられたのが電力調整令であつて、朝鮮に於てはこれが施行規則を十月二十七日公布と共に即日實施を見たものである。

然し乍ら朝鮮に於ける電力は目下の處不足の状態に達してゐないので、本令の施行が直ちに一般電力の生産、配給又は消費に對し強力な制限を發揮するであらうことは考へられない。唯、朝鮮は大陸用兵の兵站基地の一として重大な使命を有し、その實現を目的とする各種産業の勃興に伴ひ電力需要の激増著しく、自然近き將來に於ては各種事業に對する電力の配給統制及一般の消費抑制等も必要となるであらう。

本令は斯る場合を豫想して實施せられたもので、差當り本令施行に依る電力の制限としては、一般需要者に對し、五百キロワット以上の消費に就き朝鮮總督の認可を受けることとし、又電氣供給事業者に對しては一定限度を越える消費裝置を新設又は増設して電力を受けんとする消費者との契約に當り逡信局長の認可を要することとなつてゐる。

第五節 配電事業統制の一段落と將來

電力統制問題の發生以來着々と進行し來つた配電會社の統制は略々完成の域に達し、北鮮合同電氣株式會社と咸南合同電氣株式會社との合併は最近その實現を見、唯、京城電氣株式會社と金剛山電氣鐵道株式會社との問題が残されるのみとなつた。尙その外羅老島電氣株式會社、江陵電氣株式會社及兼二浦邑營の配電事業等が、地域的關係その他の理由に依り統制の圏外にあるも、既に民營に屬するものは南鮮合同電氣株式會社に於て相當数の株式を保有せることとして、これ等は敢て今直ちに問題とするに足る程のものではないであらう。

北鮮合同電氣株式會社と咸南合同電氣株式會社

昭和十三年六月咸鏡北道に鼎立せる三配電會社は朝鮮電氣株式會社を中心として合併せられ、社名も北鮮合同電氣株式會社と改稱せらるるに至つた。一方昭和十年十一月咸鏡南道に於て統制成立をみた咸南合同電氣株式會社も、その後引續き買収を進め咸南地方の配電統制は略々實現を見るに至つたのである。而して更に北鮮地方に於ける電力の統制が積極化され兩者の合併が具體化し、昭和十四年夏假調印を終へ十一月より合同會社として開業するに至つた。

京城電氣株式會社と金剛山電氣鐵道株式會社

朝鮮に於ける電力統制の成行からするも兩者の合併は既に決定的なものとなり、近くその成立を見るに至るであらう。

次に朝鮮に於ける發電水力は概ね大規模にしてその發電設備一キロ當りの固定資本が僅少であるため、内地及滿洲に比較して原價の廉い豊富な電力を需め得る關係上、將來鴨綠江水力發電株式會社の完成による電力を新義州方面へ

送電するもの及び寧越火力の大擴張と同社系統の南朝鮮水力電氣株式會社の計畫せる錦江水力發電完成により南鮮地方の電源の安全性を確固たらしめんがため、京城・大田間に大規模の送電連絡設備の建設が必要となる。且又ここ二三年以内に完成する産金送電線の運用の如きも、各配電事業者に一任するよりも送電事業者として半官半民か國營によるものに統制された方がよいといふ意見も樹てられ得るので、從來の根本的統制方策を貫徹するためには十五萬四千ボルト級以上の送電幹線及産金送電線を含む一部の六萬六千ボルト級の送電線は全部現在の朝鮮送電株式會社を中心として合同統一せらるべきであらう。

發電事業にありては、既に述べた如く原價の廉い大電力を種々の點からみて有利に開發し得ることにより、日滿支東亞經濟ブロック内の生産力擴充に資することの如何に必要なかは、内地に於て未曾有の電力飢饉に因り生産力擴充が阻まれつつある際に、一層痛切に感ぜらるべきである。故に朝鮮に於ける發電開發は多々益々辨ずるの意氣を以て、大いにその起業を容易ならしむる方策を講ずべきである。尙又現に工事中のものにありてはその迅速なる竣功についてより一層の努力が拂はるべきものと思ふ。

第六節 朝鮮に於ける瓦斯事業

事變發生以來の極端なる物資の不足と輸送の困難とは各種の事業の進展に甚しい障礙を來してゐるが、殊に平和産業の部門に屬する斯業は一般薪炭石炭類入手困難のため、需要増加傾向極めて顯著なるにも不拘、瓦斯用炭入手困難なる事情により需要は極度に抑制せられ、その發展は著しく阻害せらるるのやなきに至り、一般的狀況は前年と殆ど變化なき状態に置かれてゐる。依つてここには唯二三の簡單な事業の推移を記述するに止める。

豫て新義州府に於て計畫せられてゐた公營瓦斯事業は昨十三年十二月末開業の運びに至つたのである。蓋しこれは多年鴨綠江の筏の「切れ端」が家庭燃料として使用せられつつあつたが、最近無水アルコール工場に於て使用せらるるやうになり燃料飢饉の招來を恐れたもので、新義州での製造は割高なるを以て滿洲瓦斯株式會社安東支店より購入することとなり、實に例外的に認められたものであつて、咸興府に於ける瓦斯事業公營計畫のごときも取消となり、その他今後に於ける公營事業は種々の理由よりして認められざることとなつた。

尙京城電氣株式會社のコークス製造所や新工業地帯に於ける瓦斯製造計畫その他各地に於ける民營の計畫も、資材の入手難或は石炭の供給不足等により、今後の新設或は擴張工事は抑制され早急の實現は困難であらう。

次に製造及供給設備に於ても殆ど變化なく、多少瓦斯發生窯の増設、引込管の延長等のみで、その業績等に於てもさしたる變化なしといふことが出来るであらう。唯釜山に於ては昭和十四年七月料金の改定（但し据置）と同時に標準熱量の決定をみた。釜山、京城の兩地は共に瓦斯事業取締規則施行前に營業を開始したるため、今まで標準熱量の設定なかりしも釜山にては今回決定せられ、京城は昭和十五年度に於て決定せられる豫定である。

標準熱量

釜山、平壤、大邱	三、六五〇キログラムカロリー
新義州、安東	三、五〇〇キログラムカロリー
京城（未決定）	三、六六六キログラムカロリー

尙、京城、釜山等大量の瓦斯發生装置を有する地方に於ける石炭瓦斯よりのベンゾール回收設備の設置も緊急を要することであり、その他内地に於て研究されつつある高壓瓦斯自動車の研究も、ガソリン節約の叫ばれつつある今日早急に着手の必要があると考へられる。

第八章 朝鮮に於ける陸運

概説——國鐵輸送狀況——私設鐵道其の他

第一節 概 説

朝鮮半島に對する一般的認識が今日程熾烈であつた事は過去に於て其の例を見ない。此の認識の根幹を爲す所のは半島が大陸への前進的、兵站的基地としての諸條件を具備してゐると謂ふことに外ならない。此の事は日本大陸政策の進展と共に朝鮮の各部門に對して大なる膨脹を招來した。殊に産業經濟部門に於ける膨脹は顯著なるものがある。産業經濟部門の膨脹の必然的結果として交通部門に於ける膨脹の度合も實に記録的のものであつた。従つて交通機關に對する整備擴充の要求も急なるものであつた。

斯くて國有鐵道に於ては新線の建設及既設幹線の複線化に依る輸送力増備計畫が樹立され、實行に移された。新線の建設計畫は既定計畫に基くものとは謂へ、其の實現に就いては幹線の複線化計畫と共に重大なる考慮が拂はれ、その速成化に努力が集注された。

一方國鐵の補助的地位に在る鮮内私鐵に於ては、新資源開發の意圖の下に其の建設を企圖し、工事中に屬するもの年度末三百餘軒を算する狀況であつた。他方地方交通機關として重要な地位に在る自動車運輸交通事業に於ては、ガ

ソリン其の他運轉用資材に對する使用制限等に依り輸送に尠からざる支障を受けたが、これは却つて企業間の合同、運營の合理化等の誘因となつて企業内容の堅實化を來す結果となつた。

斯くの如く鮮内に於ける陸上運輸交通機關は殆んど其の全機能を發揮して輸送の任に當つた。然し滿洲事變以來漸次擡頭し來つた内鮮連絡の問題は漸く其の濃度を増し、その早急なる解決の要求は絶對的のものとなつた。此の問題の解決は大陸ルートとしての朝鮮半島に取つて重大にして而も早急なる事を要する。然し之れが根本的對策確立の爲には當局者間に於て凡ゆる考慮が拂はれつつあるが故に、近い將來に於て解決され、圓滑なる連絡が行はれるものと見られる。

最近に於ける朝鮮陸上交通網の發展過程に就いての説明は、前年度版年報に於て既に爲されたところであるが、十三年度末に於ける狀況は次の如くである。

國有鐵道	
開業線	三、八三一・〇 ^{新設}
未開業線	八七二・七
委管鐵道	三三九・二
私設鐵道	
開業線	一、二五二・四
未開業線	七七二・〇
自動車路線	
國營自動車線	二七八・〇

同委管線

九七・〇

定期自動車線

旅客 二六、一九七・〇

貨物 四、九八六・三

斯くの如き交通網に於て輸送された客貨の年度中數量に就いて見れば次の如くである。

旅客	
國有鐵道	四四、七三一、七六九人
私設鐵道	一四、六三八、七一〇人
定期路線自動車	四七、〇九八、四四一人
貨物	
國有鐵道	一三、九二三、八九八噸
私設鐵道	六、〇五六、八七六噸
定期路線自動車	二、六六九、七一九噸

是等數量の内容に對する各方面からの検討は、朝鮮經濟の活動狀況を説明する有力な資料として役立つものと信ぜられる。

第二節 國鐵輸送狀況

1 國鐵輸送に現れた朝鮮産業の様相

前記した國鐵輸送數量は、過去のそれに比較して異常な膨脹を示してゐることは左表の如くである。此の事は膨脹した朝鮮産業經濟を完全に反映するものと見て支障ない。

旅客指數		貨物指數	
明治四三年	100	明治四三年	100
昭和七年	107	昭和七年	62
同八年	109	同八年	63
同九年	125	同九年	82
同一〇年	149	同一〇年	96
同一一年	165	同一一年	105
同一二年	174	同一二年	139
同一三年	210	同一三年	154

經濟活動の内容を最も如實に反映するものとして鐵道に依る貨物の荷動狀況が引例される。即ち鐵道荷動に依つて其の地の經濟活動の動向が窺知される。此の意味に於て、朝鮮に於ける國有鐵道の荷動に就いての解剖を爲せば以下の如くである。

滿洲事變以後國鐵の營業料程は約三割九分の増加をしてゐるが、貨物の輸送數量は實に二倍半と言ふ記録的數字を示してゐる。此の量的増加は鐵道省及滿鐵のそれに比較するときは未だ遠く及ばないであらうが、其の躍進過程は見逃し得ない。上掲表に見る如き輸送指數の飛躍的躍進の過程は、高度に發達した經濟機構内に在る鐵道に於ては發見し得ない状態である。然し之等輸送貨物の殆んどは朝鮮内のみの輸送であつて、鐵道省連帯は移入十九萬噸、滿鐵連帯輸入は六十一萬噸に過ぎない。

此の事は朝鮮産業が如何に躍進的上向過程を辿りつつあるかを物語つて十分なるものである。而して此の躍進の方向が如何なる方面に向ひつつあるかは左表に依つて知り得る。

品種別貨物輸送比率(百分比)

品種	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度
農産品	三三・一	一八・一	一六・四	一六・五	一四・三
林産品	八・八	九・八	一〇・七	九・一	九・〇
礦産品	三〇・一	三三・三	三三・九	三三・六	三七・〇
水産品	四・八	三・七	三・六	三・六	二・九
工業品	一七・〇	二〇・二	三三・一	一九・〇	一八・三
雑品	一四・五	一四・五	一四・八	一九・二	一五・一
局用品	二・七	一〇・六	一〇・四	一〇・〇	一四・四
計	100	100	100	100	100

即ち農業を其の基調として發展し來つた朝鮮であるが故に、鐵道輸送に於ても其首位を占める品種は農産品であつた。然し農産品の輸送上に占める地位は昭和九年を最後として第三位に轉落し、十三年度に於ては礦産品を首位として工業、雑品、農産の順位となり次第に其の間隔は増大しつつある。

2 品種別輸送状況

礦産品が其の首位を占める所以のものはそれが軍需工業の基本資源たるにある。即ち時局の進展に伴つて地下資源の需要は益々旺盛となり、當局の増産奨励と相俟つて、石炭を首位として金、鐵礦、黒鉛、マグネサイト、石油、石灰石其他各種礦石の出廻りは増加一途を辿つたのである。尙將來に於ては高周波製鐵所の本格的生産の開始、北鮮に於ける製鐵事業の開始等は本品目の増産に一層拍車を加へる事となるであらう。

工業品の輸送は前年度の第一位より第二位に轉位してゐる。此の現象は礦産品の激増に基因するもので工業品自體の衰勢を物語るものではない。勿論戦時下統制經濟強化の爲の平和産業に於ては、部分的の衰退を示してゐるとは謂

へ、他方セメント業、人造肥料業、製紙業、金屬業、機械器具業、製粉業等近代的産業の勃興を反映するそれ等産業の製品の輸送増加を見たのに加へて、地下資源、水力資源開發に要する建設資材の輸送が頗る旺盛であつた。此の事は明日の工業朝鮮を窺ふに足る十分な資料である。

農産品の荷動は昭和九年度の首位から第四位に轉落したとは謂へ、その實數に於て減少してはゐない。一般的に本年度に於ける農産物は不作であつた關係上其の出廻は幾分軟調を示してはゐるが、不作地方の需要を満たす爲の豐作地方及内地方面からの移入品の増加に依つて、その荷動は前年に比較して幾分の増加を示してゐるのである。

林産品に於ては一般建築用資材としての木材は物資調整の強化徹底に依り需要は減退してゐるが、地下資源開發用及生産力擴充用としての需要は著しく増加を示し従つて坑木、木材等の荷動は鮮滿を通じて相當數に上つた。その他

地方別貨物發送數量表(△印減)

地方別	本年度	前年度	對前年比較
釜山	一、三五九、四六八	一、三八五、一九三	△二二、七二五
順天	五七三、三八九	四八八、八三三	一四三、五五七
大田	九四七、九一五	七五、九四九	二二、九六六
京城	二、六六、五五九	二、四七、三六	四九、二三三
平壤	三、七〇、四六五	二、九五、六三二	七七四、八三三
元山	一、八七、一〇九	一、三六、八七	四四八、二三八
咸津	一、四八、八五〇	一、四六、〇九	三三、七五二
合計	二、九五、七五五	一、〇一、七九二	二、四七、八三三

代用燃料としての薪、木炭等旺盛な荷動も見逃し得ないところである。尙鐵道の建設及改良の爲の此の種目に對する需要も相當大なる數量である。

水産品、雑品等に就いては何れも前年のそれに比較して減少を示してゐる。水産品減少の原因とする所は鮮産鹽生産の中心地である貴城、廣梁灣、徳洞を縦貫する私鐵平安線の開通に依り、其の輸送経路に變化を來したものであつて、魚介類に於ては僅少なから増加を見てゐる。雑品の對前年減少は種々原因する所はあるが、特殊需要品の現地調辨方策の影響と見られる。

3 地方別輸送状況

地方別の鐵道貨物荷動状況はその地方に於ける生産及消費の兩面を如實に説明する。前表及次表は昭和十三年度中各鐵道事務所管内に於ける貨物の發送及品種別の數量を示すもので、該地方の一般的經濟狀況を窺知し得る。地方別品類別發送數量(單位千噸)

品類別	地方別							合計
	釜山	順天	大田	京城	平壤	元山	城津	
農産品	三〇〇	一五	一九一	三七	三九三	一〇一	六三	一、八〇五
林産品	三三	六	六	二二	三六三	一三四	二四八	一、一三八
鑛産品	一四〇	一三三	二二	四〇六	一、四三七	四八〇	六六六	三、三九七
水産品	〇	一五	一七	二九	四六	八九	三	三六〇
工業産品	一七〇	七	一三〇	五八	六三	六九	七	二、三〇六
雜産品	七	一	四	一四	八	三	二	三三
局用品	三九	六七	八七	五八	三六	三三	二	一、八五三
合計	一、三九	三三	九四七	三、六六	三、七六〇	一、八七	一、八八一	一三、五五

即ち平壤地方の發送貨物を第一位として京城、元山、城津、釜山、大田、順天の順であり、此の順位は前年に比較して元山、城津地方の進出 見たが釜山地方は軟調を示してゐる。此れが内容に就いては前表に於ける品類別數量の出貨狀勢に依り明かなる如く、釜山地方は林産、鑛産、局用品其他諸雜貨に於ては寧ろ増加してゐるが雜品に於て著しく減少を來した爲の軟調であり、之は同地方が他地方に比較して産業的進展の立遅れを意味するものではない。

釜山を除く他地方に於ける鑛産、工業品及局用品の増加は劃期的なものであつた。

以上十三年度中に於ける國有鐵道の輸送貨物に就いて其の概要を見たのであるが、既に説明した如く本年度に於ける出貨の狀態は記録的のものであり、當局に於ける輸送對應策も追越されの状態を現出し、輸送難に陥らざるを得なかつた。此の輸送難の理由とする所は第一に輪轉材料の不足である。第二は各驛設備の不備である。第三の理由としては線路容量の不足であつて、主要幹線が單線である關係上列車運行回數に掣肘を受けたのである。此等輸送力の不足に對する総合的輸送力の擴張に付いては當局に於て數年來鋭意努力中で、車輛の増備、各地操車場新設、幹線の複線化等諸設備をはじめ出貨統制、夜間作業の實施等各方面より對策に腐心しつつあるが故に近き將來に於ては大いに緩和されるであらう。

斯くの如く洪水的貨物の出廻りは朝鮮産業經濟の活潑なる活動を反映したものである。特に新興産業の勃興を前提としての工用材料、建築資材等の増送は明日の朝鮮産業經濟の目覺しい活動に對して期待を持たせるものである。

第三節 私設鐵道其他

私設鐵道及其他陸上交通に對しての沿革的説明は既に十四年度年報に於て詳細記述されてゐる。以下各交通機關に對する年間の狀況を記述する。

1 私設鐵道及軌道

昭和十三年度の各私設鐵道の成績概況は次表に示す如くである。

第二部 事業の進展と朝鮮經濟の動向

私設鐵道運輸營業狀態

會社名	種別	年度末營業額 千分	旅客人員 千人	貨物噸數 千噸	營業收入			營業費	益金	合計
					旅客	貨物	其他			
朝鮮鐵道		558.2	4,002	1,777	2,123	3,222	770	5,855	3,622	2,233
朝鮮京南鐵道		224.0	1,110	295	79	57	138	1,422	1,354	75
金剛山電氣鐵道		226.6	570	310	273	468	149	890	707	183
新興鐵道		271.9	5,326	51	580	628	40	1,328	1,328	0
朝鮮京東鐵道		125.4	4,444	247	328	392	55	628	628	0
朝鮮平安鐵道		34.7	166	47	9	7	4	66	66	0
計		1,367.7	11,425	2,930	3,958	5,399	214	10,367	7,704	2,663
北鮮鐵道		344.4	3,059	3,084	2,305	8,082	582	10,969	9,461	1,507
東滿洲鐵道		148.8	161	53	81	102	5	195	1	194

私設鐵道の免許未開業線延長は昭和十四年四月一日現在七百七十二軒にして其の内容は次の如くである。

- 朝鮮鐵道會社線
 - 忠北線 自忠州、至寧越、八三軒六分
 - 黃海線
 - 自翠野、至信川、五三軒三分
 - 自信川、至猪島、四七軒〇分
 - 池田佐忠(釜山臨港鐵道)
 - 自釜山鎮、至截嶺里、五軒五分
 - 三陟鐵道會社線

- 自望祥面、至道溪、四一軒七分
- 朝鮮京南鐵道會社線
 - 自長湖院、至原州、四六軒〇分
- 朝鮮京東鐵道會社線
 - 自驪州、至占東面、一四軒〇分
- 京春鐵道會社線
 - 自祭基町、至春川、九五軒六分
- 多獅島鐵道會社線
 - 自新義州、至多獅島、三七軒六分
 - 自南市、至楊市、一八軒〇分
- 平北鐵道會社線
 - 自定州、至水豐洞 一二八軒五分
 - 自富豐、至青水里 一二八軒五分
- 西鮮中央鐵道會社線
 - 自勝湖里、至德川、一二五軒六分
- 端豐鐵道會社線
 - 自端川、至天南面、七四軒五分

右各線の内京春鐵道、多獅島鐵道、平北鐵道、西鮮中央鐵道、端豐鐵道の各線は何れも昭和十四年度中に全線或は其の一部の營業開始を見る豫定である。

軌道狀況表

種別	開業料	建設費	營業收入	營業費	益金
京城電氣株式會社	三、九	五、六三五	四、七七八	三、七四九	九六九
南鮮合同電氣株式會社	二二・一	一、九四三	七六七	四三四	三三三
西鮮合同電氣株式會社	二二・九	二、二六二	五三三	三三七	一六五
咸平軌道株式會社	六・一	九八	三〇	三四	△三
京城軌道株式會社	一四・四	八六二	三三三	一五七	一六六
計	六四・四	一〇、七〇一	六、三三三	四、七三三	一、五〇〇

合理的經營を誘導する結果を來した事は既に説明した如くである。

自動車狀況(定期道路線) 十二月三十一日現在

道名	旅客自動車運輸事業		物品自動車運輸事業	
	業者數	路線延長杆程	業者數	路線延長杆程
京畿道	三三	三、四六四・八	五	六六三・六
忠清北道	五	一、三三三・二	〇	〇
忠清南道	九	一、四九七・九	三	三三・九
全羅北道	二二	一、七〇一・七	一	一九・三
全羅南道	一八	二、二七・一	一	國營 三六・一
慶尙北道	六	二、四一五・三	一	六五・〇

次に朝鮮に於ける小運送に就て見れば、此の事業は年間數十億圓、二千萬圓に上る財貨の運搬、取次、保管等を爲し、之が直接小運送費は年額四千萬圓、間接小運送費を加算するときは實に二億圓に達するのみならず之に關し巨額の貨物引換證の發行、荷爲替の取組、荷物代金の取立、運送保險契約を

道名	業者數	路線延長杆程	業者數	路線延長杆程
慶尙南道	一八	三、九二・八	六	三〇三・六
黄海道	三三	二、〇二八・二	〇	〇
平安南道	二六	二、一〇三・九	〇	〇
平安北道	六	三、七六・〇	六	一、八〇〇・九
江原道	一〇	二、五四二・一	〇	〇
咸鏡南道	八	一、五九五・五	二	九七〇・九
咸鏡北道	九	七三三・五	一	國營 九七・〇
計	一三二	二六、九七〇・〇	二六	四、九八六・三
		内國營 三三六・〇		内國營 一三三・一

爲す等産業經濟上極めて重要な機能を有する事業である。従つて此の事業の充實發展は現下諸般の情勢よりして必要缺くべからざるものである。依つて當局に於ては此の種事業に對する行政監督の制度確立の必要を認め、鋭意調査研究中にして近く業令の公布を見る筈である。その内容とする所は左の如

- 一、小運送業及之に關聯する計算事業を免許事業とすること
- 二、運賃、料金其の他の取扱條件を認可事項とすること
- 三、朝鮮總督は公益上必要ありと認むるときは事業の實施及改善に關し必要なる命令を爲し得ること
- 四、小運送業者は認可を受けた運賃、料金を公示すべき義務を負ふこと
- 五、監督官廳は小運送業者をして事業上の報告を爲さしめ又は官吏をして其の事業の状態を檢査せしめ得ること
- 六、法律、命令、條件の違反等の場合に於ては事業の取消又は停止を命じ得ること
- 七、免許を受けずして小運送業を営み又は免許名義を他人に利用せしめたる者、其の他違反者は刑罰に處せられること
- 八、計算事業に關し小運送業法中必要なる法條を準用したること

第九章 朝鮮に於ける海運

事變の朝鮮海運に及ぼせる影響——海運統制の動向——朝鮮海運の特質

第一節 事變の朝鮮海運に及ぼせる影響

朝鮮に於ける海運が、朝鮮總督府命令の補助航路を根幹として發達し來たつたことに就ては前回十四年版に於て概略解説されてゐる通りであるが、今次日支事變に際會し朝鮮置籍船も内地置籍船と同様、皇軍の渡洋作戰に直接參與するの光榮を擔ふもの相當數に上り、又一方軍需物資建設資材の海上輸送に當り以て東亞新秩序の建設に貢獻し、然も尙半島産業經濟の先驅者として海上運輸交通の使命を果しつつあることは寔に同慶の至りである。のみならず近時朝鮮航路の市場價値の増大は、内地大手筋定期航路の擴充その他不定期船の來航を促し、優秀船の配備と相俟つて半島重要物資の輸送に邁進して居り、これを過ぐる歐洲大戰當時に比するに全く面目を一新し、隔世の感一入切なるものがある。

今次事變勃發直前に於ける海運界は、世界的軍擴熱と歐洲穀物の不作等に刺戟せられて未曾有の荷動き幅輳し、船腹は世界的に不足を告げ、殊に我國に於ては龐大なる軍事豫算の實施に伴ふ軍需工業並にこれに伴ふ一般産業の活況

と、政府の船賃改善助成施設による老朽船の解體と相俟つて、著しく船腹を不足せしめ、必然的に市況の昂騰を招來し、本邦海運界は諸外國に兩三年を先んじて好況を呈するに至つたのである。

1 朝鮮航路に及ぼせる影響

斯く一般市況の硬化に伴ひ、朝鮮航路に配船してゐた自營内地船主その他他の有利な航路に轉出し或は配船を減少するものの輩出を見たことは、事變前に於ける朝鮮航路の運賃が一般市況に追隨し得なかつた必然の結果であり、この傾向は事變勃發により一層促進せられ、朝鮮航路の船腹は事變勃發前後可成り不足を來してゐたが、一方命令航路は昭和十二年度に於て新たに北鮮北海道航路を開設し、關係地方民多年の要望に副ふ外半島貿易の海外發展に對應して南洋、印度向對外航路の釜山寄港を實現し、更に既設の朝鮮上海線、城津大阪線の配船を夫々増加する等機宜の施設改善が圖られ、又定期航路經營各社に於ても漸次新造優秀船を以て各航路の輸送陣を擴充、内鮮滿貿易の伸展に備ふる所があつた爲、事變勃發の當初に於ては近海船腹の特殊筋への偏集も朝鮮航路に與へた影響は比較的輕微であつた。即ち事變直接の影響は先づ對支航路に現はれ、各種商品の對日不買、對日不當關稅の制定などの影響を受けて取引杜絶し、遂に昭和十二年八月以降朝鮮北支那線、朝鮮上海線の兩命令定期航路は當分の間休航の無已に至つたが、當時支那特産物は何れも出廻り一巡し夏枯閑散期に向ひ居り、已に事變前より爲替管理の強化により一般に取引見送りの状態であつたため些して打撃も蒙らず、兩航路の使用船は對内地航路に轉用し得て寧ろ内地向船腹不足の緩和に不尠役立つ所があつた。又對内地關係に於ては、事變の擴大に伴ひ海陸の特殊輸送激増し鐵道當局にては一般貨物の受託を制限、航路亦船腹不足のため輸送は全般的に不圓滑を來した一方時局を反映して物資の移動頓に活況を呈し、搦て鐵道輸送制限に因る海路迂回の貨物激増する等特異的荷動きを加へ海運界は殷賑繁忙を極めたのである。

然し事變の進展と長期戦化に伴ひ、定期航路に就航する船舶にして特殊用途に振向けられるもの漸次増加し、遂には命令航路の定期すら履踐至難の状態に立ち至つたため、航路、寄港地の比重により一部航路は缺航乃至配船を減少し、或は使用船型を縮小する外全般的に寄港地を整理改廢する等、所謂非常時配船を斷行、極力輸送能率の増大を期するところがあつた。一方當局に於ても、事變勃發と共に、從來禁止せられてゐた外國及び關東州置籍船に對する本邦沿岸貿易並に不開港地寄港を特許し、應急的船腹難の緩和を圖り、更に緊急の場合に備へて昭和十二年十月一日臨時船舶管理法を公布し、船腹の確保と造船の促進、市況の調整を期する所があつた。

然しながら昭和十二年末南京陥落に次いで、翌十三年初頭の山東攻略、次いで徐州の陥落、更らに廣東・漢口の攻略が續き、戦局擴大と長期建設の進展に伴ひ軍需關係原料品を中心として近海の荷動きは遠洋航路の不振に引換へ俄然旺盛を極め、大型船の近海歸航を促したる外所謂變態輸入船の内地轉籍、新造船の増加等により可成りの船腹が近海に集中を見るに至つたが、反面特殊船腹の需要は引續き増大の一途を辿る一方、物資動員並に生産力擴充兩計畫の遂行に伴ふ荷動きは愈々活潑なるに加へて、北中支の復興、滿洲の開発進捗に伴ひ對滿支航路は活況を呈し來る等、船腹の不足は一向に緩和せられず、搦て港灣の荷役施設の不完備、解荷役の滯滯等による稀有の船込みは一層輸送力を減殺せしむる等、全般的船腹難の深刻化に伴ひ、朝鮮航路の配船も愈々不調整裡に引續き非常時配船を繼續今日に及んでゐるのである。これを税關統計による朝鮮入港船舶噸數に就てみるに、

昭和十一年	一五、七一六、二九九噸
同十二年	一五、二一四、四八四噸
同十三年	一一、六一七、九四五噸

右の通り漸減し、殊に昭和十三年に於て著減を示してゐるのである。

斯くて朝鮮海運界は極度の船腹不足裡に輸送繁忙を呈するに至つたが、一方東亞新秩序建設は一日も忽諾に附するを得ず、北中支の治安確立、新政權の樹立により同方面の經濟建設は着々實行に移されんとする情勢に鑑み、對支航路の擴充強化が喫緊事となり、この氣運に乗じて半島對支航路の統制案すら擡頭するに至つた。然し此統制案は時機尙早のため不幸實現を見なかつたが、昭和十三年初頭山東攻略による青島の明朗化に伴ひ、同年三月先づ朝鮮北支那線が復活し、次いで四月には朝鮮上海線も復活を見た外、四月以降新年度に於ては、仁川を起點とする天津・青島向の兩直通航路と横濱天津線の釜山寄港が、新しき使命の下に命令航路として開設せられ、準定期船と視らるる自營航路の新規配船と共に、鮮産品の海路による大陸向進出は著しい躍進を示しその將來性を約束せらるるに至つた。更に輸出貿易の促進を期するため日本漢堡線の釜山寄港命令も同時に實現し、既設瓜哇・甲谷陀兩航路のそれと共に第三國貿易の助長促進に積極性を示す等正に劃期的伸展を見るに至り、尙翌十四年度に於ては西鮮青島線、西鮮天津線の擴充が圖られ、新事態に對應すべき半島に於ける對支海運の確立が期せられた。然し是等折角の施設も、特殊事情又は又爲替管理輸入統制等強化のため取引阻止せられ豫期の成績を收め得ない状態にあるが、兎に角半島海運の海外進出緒につき、その將來性を多分に有つことは、躍進途上の半島經濟界のため定に欣快とする所である。

朝鮮總督府命令航路狀況調

種別	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度
航路線數	一七	二〇	三三
使用船隻數	七〇	八〇	九〇
使用船隻噸數	七〇、九八八	六六、一七六	七四、六二二
航海回數	一、三三三	一、三三九	一、三六一
航海噸數	一、二八八、四四四	一、三〇一、一七六	一、三三三、八三六
搭載貨物噸數	一、六〇〇、〇八八	一、六八二、八六四	一、七二七、〇〇一
乗客人員	一五八、三六一	一三七、七九四	一三三、四六六

通りである。

最近三ヶ年間に於ける命令航路の伸展状態を示すと上の

(一) 昭和十二年度に於ける前年對比増減事由の概要

- 1 航路線數、使用船及び總噸數の増加は北鮮北海道線新設と甲谷陀線、瓜哇線の釜山寄港開始に因る。
 - 2 航海回數及び運量減少は支那事變に基く朝鮮上海線、朝鮮北支那線等支那關係航路の一時中止ありたると、使用船にして特殊任務に従事するものあり北鮮敦賀線、朝鮮長崎大連線、麗水下關線等に於て配船減少したるに因る。
 - 3 搭載貨物噸數の増加は一般海運界の船腹不足、告げる一方荷動き極めて活潑なりしたため滿船率の増加したるに因る。
 - 4 乗客人員の減少は對支關係航路各線に於て減少したるに因る。
- (二) 昭和十三年度に於ける前年對比増減事由の概要
- 1 航路線數、使用船及び總噸數の増加は西鮮青島線、西鮮天津線の新設と漢堡線の釜山寄港開始に因る。
 - 2 航海回數及び運量の増加は新設航路の増加と事變のため一時休止したる朝鮮上海線、朝鮮北支那線の復活に因る。
 - 3 搭載貨物噸數の減少は北鮮、伏木線の廢航に因る。
 - 4 乗客人員の増加は朝鮮上海線及び麗水下關線の利用者増加に因る。

2 市況に及ぼせる影響

朝鮮海運 近年に於ける半島の躍進的産業發展と、吞吐貿易量の異常なる増加といふ兩特殊事情を有するにも拘らず、内地市場に近接せるがために常に内地市場に於けるフリー船の不當な壓迫に悩まされてきた結果、從來市況の恢復は甚だ緩慢なるものがあつた。

然し遅れ馳せながら海運界好況の波に乗るに至り、朝鮮定期航路の運賃も事變直前に於て、先づ移入雜貨運賃の引締めを皮切りに大宗貨物鮮米・鰯油肥をはじめ何れも一割五分乃至二割程度の引上を見て、他の一般市況に追隨したるのであるが、近海市況の標準となるべき若松——横濱石炭運賃は、普通市況に於ては噸二圓乃至二圓五十錢程度のところ、事變前六月には四圓二十錢、事變後八月には五圓の高値を現し、備船料亦三千噸型にて普通市況の三圓五十錢程度より六月には七圓五十錢、八月には八圓五十錢乃至十圓近くの相場を唱へられ、事變の擴大に伴ひ市況の昂騰は止まる所なき形勢に立ち至つたため、豫て非常時局を認識し内地有力船主を以て結成せられてゐた海運自治聯盟に於ては、即時運賃・備船料の標準率として若松——横濱石炭運賃五圓、大型船備船料七圓五十錢と公表し、これ以上の取極めを行はざる様自製を申合せ自肅自戒に努める所があつた。

然しながら極度の輸送不圓滑は必然的に市況の硬化を促進し、海運自治聯盟折角の抑制を尻目に市況は遂に標準率を上廻るに至つたが、朝鮮航路に於ても一般市況の昂騰に追隨 各種運賃は數回に亘り引締められ、事變直前に比し可成り引上げられたのである。これを朝鮮航路の標準運賃視されてゐる鮮米百石建運賃に就てみるに、

仁川——大阪 基準運賃

昭和十一年八月 六五圓

同十二年六月 八〇圓

八月 九五圓(翌年一月迄の契約率)

十二月 一〇五圓(右契約期間内の中間引上げ)

同十三年一月 一一五圓(右同)

二月 一三一圓(七月迄の契約率なりし處七月以降は据置かる)

同十四年二月 一三六圓(滿船保證條件附にして七月迄の契約率なりし處七月以降今日迄据置かる)

右の通り事變勃發直前に於て二割三分引上げられ、次いで六回に亘り漸次引締められた結果、現行運賃は事變直

前に比し七割の引上をみてゐるのである。

斯くて時局の進展に伴ふ船腹難の深刻化は市況の騰勢に拍車をかけ、此儘放任されんか途に船舶管理法の發動を見るやも知れざる情勢に立ち至つたため、海運自治聯盟は日本船主協會と相協力して昭和十三年四月新たに海運自治統制委員會を組織し、全面的統制に積極的に乗り出し、政府の低物價政策の線に沿ひ幾度か標準率の増設乃至引下げを斷行、これが勵行を嚴重監視する等一層業界の自肅自戒に努める所があり、更に翌十四年九月には官民協力による強力なる新機構に改組せられる等、統制の強化に伴ひ市況は漸次安定をみるに至つたが、朝鮮航路の運賃も一般狀勢に従ひ凡て從來率を据置き、統制委員會の措置に協力、市況の抑制に努めてゐるのである。

(一) 石炭運賃(一噸に付)

仁川	揚	若松	内一港	伊勢灣	横濱	揚	關門	新居	三池	與南嶺(一噸に付)
群山	揚	保山	六、三〇	七、一〇	七、六〇	群山、仁川	定期船積	〇、三三〇	〇、三三〇	釜山揚
若松積	五、八〇	清津	五、八〇	六、八〇	七、一〇	定期船積	〇、二五〇	〇、二五〇	〇、二五〇	仁川揚
崎戸積	六、三〇	雄基	五、八〇	七、六〇	八、一〇	臨時船積	〇、二五〇	〇、二五〇	〇、二五〇	三池積
三池積	六、三〇					定期船積	〇、一〇〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	雄基

(二) 肥料運賃(十貫入一噸又は一袋に付)

金、銀、銅、鑛石運賃(一噸に付)	一、〇〇〇噸型	五、〇〇〇噸型	六、七五
湘戸内—鎮南浦	七、〇〇	一、三〇〇	六、三〇
鎮南浦—湘戸内	七、五〇	一、二〇〇	六、〇〇
備船料(普通レシプロ 期間六ヶ月)	同	同	同

第二節 海運統制の動向

蘆溝橋に擧つた硝煙は、吾國の凡ゆる産業部門に亘つて根本的革新の動機を與へた。即ち日本の經濟機構は、今次事變勃發と共に所謂戰時體制へと劇的な整備轉換が行はれたが、海運の形態も從來の自由主義を揚棄して戰時體制への改編を強行せられたのである。本邦海運の戰時體制下に於ける統制の方向と現段階、並にこれに對處して朝鮮は如何に進みつつあるかに就き考察を進める。

1 海運自治聯盟の結成

事變勃發前の所謂準戰時體制下にあつて、海運界モ諸種ノ情勢ニ鑑ミテ國家的見地ニ立チ、無用ナル競争ヲ避ケルタメ統制ヲ行フ必要アルヲ認メられ、本邦有力船主七社(日本郵船・大阪商船・三井船舶部・國際汽船・川崎汽船・山下汽船・大同海運)は相寄り、「帝國現下ノ非常時ニ即スル公正ナル船舶ノ運賃ヲ爲ス」ため、昭和十二年七月一日海運自治聯盟なる機關を設立し、他の産業界に率先して海運界の自治統制に乗り出したのであるが、偶々本聯盟設立直後に蘆溝橋事件が勃發し遂に支那全土に亘る大戦亂と化し、近海市況は輸送系統、船腹需給狀態の急變に遭遇して市況暴騰を招來するの重大事態に陥つた爲、本聯盟は即時運賃・備船料の標準率ヲ制定し、海運各團體の協力を求め、時局に對處する態度を明かにしたのである。

然しながらその後の戰局發展に伴ふ客觀狀勢の推移は、嘗に民間の自治統制にのみ期待することを許さざる事情に立ち至つたため、政府は同年九月召集の臨時帝國議會に臨時船舶管理法案を上程、無修正の協賛を得て十月一日より

實施するに至つた。本法は内外地同時に公布せられ、船腹の確保、運賃・備船料及び配船の調整、造船の促進等を圖り、以て海上に於ける一般交通運輸の調整を圖るの必要に出でたものであるが、本法による海運統制の實際上に於ける運営は未だ發動を見ることなく、自治の建前に於て推移し來つて居るのである。

2 海運自治統制委員會の成立

然しながら前節に於て述べた通り、時局の進展に伴ふ船腹飢饉は運賃・備船料に反映して市況は著しく昂騰し、海運自治聯盟折角の抑制にも拘らず硬化の一途を辿り、此儘放任する時は船舶管理法の發動を見るやも知れざる情勢に立ち至つたため、昭和十三年三月海運自治聯盟と日本船主協會は、「國策ニ順應シ自治的統制ノ下ニ市場ノ安定並ニ輸送ノ圓滑ヲ圖リ、非常時下海運ノ使命達成ヲ期スル目的ヲ以テ」市場對策協議會を組織し、次いで四月にはこれを將來に存置して時局の推移に順應し、益々自治統制の實を擧げべく海運自治統制委員會と改稱するに至つた。爾來同委員會は各種運賃・備船料に付てこれが標準率を査定公表すると共にその嚴重なる勵行を圖り、又政府の低物價政策に順應し數次に亘り標準率の引下げを斷行、市況の抑制に積極的に乗出し自肅自戒に努むる所があり、殊に標準率の査定等に關してはその妥當公正を期するため、特に此委員會に専門委員會を設置してその任務遂行上遺憾なきを期したのである。

3 海運統制委員會に改組

海運自治統制委員會の統制方針は、各種運賃・備船料の標準率制定による市況の抑制安定化であり、絶えず當局と密接なる連絡を圖り統制の完璧を期する所があつたため、市況は大體に於て安定せらるるに至つたが、物資輸送の滯

滯は尙依然として甚しく、船腹の需給著しく圓滑を缺き居るに鑑み、戰時國策の遂行上、此際計畫的配船により船腹を調整し、極力輸送力の擴充を圖り以て重要物資の輸送圓滑を期するため、海運統制は茲に新たなる段階即ち運賃・備船料の抑制を主とする價格統制中心より物資の輸送圓滑を主とする配給統制中心に移り、然も從來業界の自治に委ねられてゐた海運統制を官民協力による運賃及び配船兩方面に亘る強力なる統制に押進め、昭和十四年九月一日以降重要物資の圓滑なる輸送、運賃・備船料の抑制、對外航權の維持伸張を目的とする海運統制委員會なる新機構に改組せらるるに至つた。これと同時に小型船に對しても小型汽船統制委員會が組織せられ、茲に總噸數百噸以上の本邦船舶は、其の方針として内外地一括これらの統制に服することとなり、劃期的統制新機構の實現をみたのであるが、朝鮮郵船をはじめ朝鮮汽船、京仁商船、立石汽船等朝鮮置籍船主も夫々右統制委員會に加入し、戰時體制下に於ける海運統制の確立に協力してゐるのである。

4 海運組合法の公布

海運統制の目標は、要するに物資動員計畫及び生産力擴充計畫その他諸般の國策遂行上重要な物資の輸送に必要な船腹の需給調整を圖り、物價政策に即應せる運賃・備船料率の適正を期すると共に對外航權の維持伸張、外貨建運賃収入の増加を期することに在るが、これが徹底的強化の方策としては、海運業者の統制ある團體組織を必要とするがため、第七十四回帝國議會を通過し昭和十四年四月四日附を以て公布せられた海運組合法に基く組合の結成が急務とせられるのである。従つて前項の海運統制委員會並に小型汽船統制委員會の組織は應て法的根據を有つ海運組合としての組織に移行することは明かであり、斯くしてこそ海運統制の實行機關としての有力なる活動を期待し得られるのである。海運組合法は元來内外地同時に施行せらるべきものであるが、法域を異にするため一應内地のみに施行

せられることとなり、その施行勅令細則の實施の準備を急がれてゐるが、朝鮮に於てもこれと同一趣旨の内容を有する法令の準備に着手せられ、昭和十五年度より實施の豫定を以て進められてゐるのである。

斯くの如くにして朝鮮に於ても、國策上決定を見たる各般の政策に準據すると共に、内地に於ける海運統制の諸方策に照應して對策が講ぜらるべきことは勿論であるが、更に朝鮮としてはその行政的地理的特異性と帝國の大陸發展前進基地たる特殊使命とに鑑み、自らなる海運統制施策の善處あるべきを期待せられるのである。即ち此際朝鮮としては急速に朝鮮置籍船主に對する全面的統制を圖り、以てこれが統一的計畫的運営により船舶利用率の向上と配船の適正を期し、併せて適正運賃による海上運輸の圓滑を講ずることによつて、興亞海運國策の一翼として分擔する朝鮮の使命遂行に資すべきであり、この趣旨の下に朝鮮置籍船主の共同團結を圖り、戰時體制下に於ける海運の責務達成に萬全の措置が採らるべきである。

第三節 朝鮮海運の特質

朝鮮は今次事變勃發以來、眞に帝國の一環として、地域的將又資源的に日滿支ブロックの一翼として、且大陸兵站基地として、その地位は愈々重大を加ふるに至つたが、各般に亘る戰時經濟統制の進展に伴ひその特殊性は漸次稀薄化され、内鮮一體となつて國策の貫徹に際ふこととなつた。従つて朝鮮に於ける海運國策も、國家大局の海運政策の一環としてこれに順應し、これに協力し、その使命遂行に萬全を期せなければならぬことは云ふ迄もない。

然し外地に於ける交通行政は地方行政及び産業政策と密接不離なる關係にあり、従つて朝鮮の海運施設が朝鮮の社會的經濟的一般事情に即應したるが如く施策せらるることは交通政策の本旨とする所である。且内地の海運施設に比

し輕視せられざるが如く措置せられると共に朝鮮置籍船舶に對する諸壓迫の排除こそは朝鮮として最も望んで已まない所のものである。更に具體的に云ふならば内地海運の一環として朝鮮海運を一視同仁とする點にある。例へば内地海運の好況に際し朝鮮航路を經濟上不利とする場合があつても、射利に重きを置かず共に奉公的精神を以て、朝鮮産業の開發助長に貢獻するやう忠實なる義務が要求せられると共に朝鮮としては朝鮮を本位として航海運輸に従事する海運業者の存在が絶対に必要視されるのである。

朝鮮の産業は年々著しい發展を遂げつつあるが未だ搖籃の域を脱しない。劃一的な統制方法が幼稚産業を衰退せしむる虞あるが如く、朝鮮の海運が永久に内地船主に依存する傾向を馴致せしむることは朝鮮自體の海運の發展を阻止することとなり、大陸政策の遂行に事缺くに至る惧なしとは云へない。現事變に於て朝鮮は食糧雜貨等相當量の軍需物資を供出して幾分の効果を齎し得たが、元より斯かる程度に於て満足すべきではなく、將來更に大なる事態に直面したる場合に於ては、假に或期間大陸に對し内地よりの海上輸送路を遮斷せらるる場合があつても、朝鮮自體の能力を以てこれを充足し得る程度迄に朝鮮産業分野を多角化し、特に軍需工業の育成に力を注ぎ、これが萬全を期するの要があると共にこれに隨伴すべき輸送力の擴充が必要である。この見地からしても、朝鮮は朝鮮海運單獨の力を以て或程度の安全感を保有するの策を樹立して置く要がある。近時朝鮮貿易量の増大趨勢に對應し、朝鮮航路の配船は漸次増大且優秀化されつつあるが、これを朝鮮置籍船のみの輸送能力に就てみる時は尙著しく劣弱であり、依然内地船舶への依存の度強く、朝鮮船舶による輸送の安定は未だ望み得べくもなき現狀にあり、船舶自主化の如きは到底これを所期し得られざるやの感なきを得ないが、尠くとも朝鮮經濟の先驅者となるべき海運の自主確保といふことに萬般の政策の重點を傾倒すべきものと思はれる。

最近内外地の海事行政の統一といふことが可成り喧しく論議せられてゐるが、海運の中心問題は斯かる航路乃至經

營者の統一といふ事よりも、國內に於ける船腹の調整乃至配船の合理化こそ切實なる問題なりとすべきである。海運の統制は經營者の統一といふが如き局部的な點よりも、個々の業者の使命とその活動性と特質とを稽考して、全體的な配船統制計畫に置かれなければならない。朝鮮海運の弱體化政策の強要ではなくて、その有效的利用にあらねばならない。従つて朝鮮としては朝鮮自體として密接なる關係にある海運の、或は朝鮮なるが故に小規模ながら最大の効率を擧げてゐる海運の一部を、會社統制の名目のために供出することは、朝鮮海運の弱體化を誘致するといふ點に於て、これを忍び得ないのである。然るが故に、對支航路の統制會社として昭和十四年八月設立を見たる東亞海運會社への朝鮮側の参加は見合はされ、又日本海海運會社の創立に關しては、朝鮮は日本海經濟の重要性に鑑み、東北滿洲對裏日本交通の革新と、北鮮三港の開發をなすに必要な日本海航運の強化の必要を認め、幹線航路の擴充強化策に必要な凡ゆる協力を吝まなかつたのである。

次に對支海運問題に課せられた朝鮮の使命は、朝鮮が支那大陸に於ける帝國發展の前進基地若は兵站基地なる任務の完全なる遂行に遺憾なきを期することに在るのである。その基本要件としては、交通運輸施設の整備の要あることは言ふ迄もなく、就中支那大陸に對する一葦帶水の地理的優位を活用することを以て第一義とする。朝鮮の對支航路施設は、事變を中心として漸く活況を帯ぶるに至つた鮮支間貿易の促進を目標として、恒久的な定期航路の維持充實を圖り、航海の安全と定期の履踐、貨客の輸送圓滑を期し漸次擴充されつつあるが、特に天津航路に就ては白河遼航可能の最大限の船舶を運航して、内地航路の如く塘沽又は太沽止に因る諸經費の膨脹を避けしめ、運賃の低減により鮮産品の大陸向進出を容易ならしむべきである。今後に於ける朝鮮海運の新しい方向は、對支貿易の進展如何に懸つてゐるといふを憚らない。

尙朝鮮の所謂第三國貿易は甚だ微弱なる域を脱しないが、これはその産品が専ら内地輸出業者の手により内地に仲

繼せられ、朝鮮内に於ける業者對外直取引に習熟しないためにその發展が阻止せられてゐたことに因る反面、尙適當な直通航路を有たなかつたことも、重要な原因と考へられる。従つて朝鮮の航路補助政策の重點も漸次外國航路の開設誘致に移されることとなるであらう。

今や朝鮮の海運も内地海運の一翼として國策に協力すると共に、朝鮮の産業政策に順應して慎重なる考慮を必要とする時に際會してゐる。曰く朝鮮對外航路擴充、日本海航路強化協力、更に朝鮮對表日本間航路調整、鮮内沿岸航運業者統制の問題及びそれに對する朝鮮置籍船の擴充對策、配船の合理化等の諸問題を有つと共に、朝鮮海運は内には躍進朝鮮産業を控え、外には滿洲國の生成發展と北中支の經濟開發に環らされ、更に複雑な一般海運情勢に支配されつつ一つの新たな飛躍を遂げんとしつつあるものとみられるのである。

ては甚だ不利不便を免れないので明治三十八年七月、韓國政府は自國の現況に鑑み、その經營せる通信事業を擧げて帝國政府の管理に移し、從來併立せる日韓同種の機關を合同統一して朝鮮郵政史上に一時期を劃するに至つた。同年統監府が設置せらるるや、朝鮮に於ける通信事業は之を統監の管理に屬せしめ、次いで明治四十三年日韓併合の大業成るに及んで朝鮮總督の管理に屬し、以て今日に至つた。

1 遞信官署

朝鮮に於ける遞信官署は遞信局、貯金管理所、郵便局、電信局、電話局、郵便所及び飛行場で、其の従業員は昭和十三年度末に於て二萬四千五百二十二二人、其中に朝鮮人の従業員一萬三千六百三十人を含んでゐる。遞信官署の内容の充實に伴ひ之に要する豫算も逐年増加してゐるが、昭和十四年度に於ける遞信豫算(朝鮮簡易保險特別會計を除く)は歳入二千八百四十萬百七十六圓、歳出五千五百八十八圓に達してゐる。

2 郵便局

郵便局は通信機關の樞軸をなすものであるが、朝鮮に於ける郵便局所数は昭和十三年度末に於て郵便局八八、分室二二、出張所一、郵便所八九三、同出張所一及び郵便取扱所三一、合計一、〇四五であつて、郵便切手賣捌所数は五、四七五に及んでゐる。郵便取扱局所の分布状況を内地其他と對比してみると次の通りである。

區別	局所數	一局所に対する	
		面積	人口
朝鮮	一、〇四五	三二・六	三、六九
東州			
南洋			

内地	臺灣	關東州	樺太	南洋
一三、六〇九	一九四	二六	九	二
五、七二五	一八五・三七	二七・四八	四〇・〇〇	一九五・三六
二九、六三四	一〇、四七二	七、七〇六	二、二九	

期さねばならぬであらう。然しながら他方郵便物の取扱數に就て見れば、昭和十三年度に於ける引受數三五〇、四五〇、七〇五、配達數三八五、三三五、九六三であつて、現住人口十に對する引受數は一五四・八通、同じく配達數は一七〇・二通となつてをり内地、關東州、樺太等よりも著しく尠ない現狀に於ては、右の分布状態も一面に於て亦止むを得ざる所であるかも知れない。又小包郵便物は引受數三、二五八、七二六、配達數四、六三二、三三九で人口十に對する引受數一・四三箇、配達數二・〇四箇であつた。

郵便爲替並に郵便貯金も其口數、金額共に逐年増加の傾向を示してをり、昭和十三年には、郵便爲替の振出高口數五、三〇〇、四八三、此金額一八六、三七〇、五六九圓、拂渡高口數四、八一九、八三四、此金額一七三、九八八、一六三圓にして、一口當り振出金額は三五・一六圓であつた。郵便貯金は國民貯蓄運動を背景として漸く大衆階級の間に浸潤普及の傾向にあり、昭和十三年度末現在の預入人員五、三八一、一五二人(昭和十一年は三、八六一、一〇五人。以下括弧内は昭和十一年度計數を示す)此金額八七、二七〇、二五四圓(六〇、四三二、九六一圓)であつて、人口百に對する預入人員は二三・七人(一七・五人)で一人當り預入金額は一六・二二圓(一五・六圓)である。因に昭和十三年度中の預入口數は一七、六四一、五一五、此金額一七二、六六六、一八五圓、拂渡口數は二、八三三、四八六、此金額一五七、四四九、六三七圓であつた。

3 電信

朝鮮に於ける電信は、帝國政府が明治十七年二月より釜山に設けた帝國電信局で通信を開始したるを以て嚆矢とす

る。本線の敷設工事は明治十六年丁抹大北部電信會社が帝國政府の免許を得て長崎釜山間に敷設した海底電信線で、其後明治四十三年帝國政府は之を買収した。翌十八年京城仁川間に電信線の架設があり、同二十一年には京城釜山線が開通し、同二十四年には京城元山線の竣工を見るに至つた。かくの如く主要地間には電信が漸次通するやうにはなつたが、此等の工事は何れも幼稚粗笨であつて通信上の不便亦頗る多かつたので、日清戦争後此を修築して稍々完備し、其後朝鮮に於ける通信事業の一切が帝國政府の經營に移るに及んで電信も非常な發達を遂げるに至つた。

昭和十三年度末に於ける朝鮮の電信線路は陸上線の線路八、八一七杆、線條四八、五一三杆、地下ケーブル線の線路五・五杆、線條二、五五一杆、水底線の線路一八七杆、線條五六〇杆、合計線路九、〇一〇杆、線條五一、六二四杆である。次に電信の發着數を見るに、發信は内國一一、六九八、九三六通(内諺文八九五、六五六通)、外國一一、六三九通、合計一一、七一〇、五七五通にして、着信は内國一一、四七三、一二八通(内諺文八七四、四八八通)、外國一四、二〇四通、合計一一、四八七、三三二通、人口十に對する發信數は五・一七通、同着信數は五・〇七通であつた。之を十年前の昭和三年度の計數と比較するに丁度二倍の増加を示し、即ち發信に於て五、九四〇、九三五通を、着信に於て五、七七一、二八八通を増加した。因に昭和三年度に於ける人口十人當り發信は三・〇一通、着信は二・九八通であつた。蓋し文運の進歩と産業の發達に伴ふて、電報の發着通信數も益々増加の傾向を有つものであるから、躍進朝鮮の現況に照し將來の動向を察して、充分なる對策を講究してをく必要があらう。

4 電 話

電話に關する施設は明治三十五年京城及び仁川に電話交換業務を、龍山及び永登浦に電話通話事務を開始したるを以て嚆矢とする。而して日韓合同當時の電話通話區間は京城——龍山、釜山——草梁間等僅かに十六區間に過ぎな

つたのであるが、其後時勢の進展に伴ふて漸次鮮内各都市に電話交換事務が開かれ、昭和十三年度末に於ては一二、九六九區間に及んでゐる。

内地朝鮮間の電話連絡は比較的近年の事で、昭和七年下關釜山間に既設の電信用海底線を利用して電話一回線を構成したのを嚆矢とする。翌昭和八年には福岡釜山間に平等負荷海底電話ケーブル線を敷設し、十年にはこのケーブル線を利用して搬送式電話一回線を作り、此等の回線により大阪京城線、下關釜山線、福岡釜山線、嚴原釜山線を構成した。更に十二年には新に朝鮮海峡に敷設したる十四對海底電話ケーブル線を利用して東京京城間、大阪釜山間及び門司釜山間に各電話一回線を構成して内鮮間の通話の疏通を圖つたのである。然るに内地と不可分の聯關に立ち、近時驚くべき發展を遂げつつある朝鮮經濟界の活況は、内地との通話需要量を著しく膨脹増大せしめ如上の施設を以てしては到底その需要に應じ得ざるの状態を招來した爲め、早急に之が對策を必要とするに至つた。

時恰も盟邦滿洲國の健全なる發達に伴ひ遞信省に於ても内地滿洲間の通話の必要を痛感し、其の線路位置として朝鮮を経由することに決定した。茲に於て内鮮滿を連絡する電話回線建設の機運は全く熟し、朝鮮總督府遞信局と遞信省とが共同して三箇年繼續工事として昭和十一年度より之が工事に着手した。工事は順調に進捗して昭和十四年九月三十日遂に朝鮮を縦貫して東京奉天間を繋ぐ二千八百杆の全コースを完成開通するに至つた。このケーブルは無裝荷搬送式市外電話ケーブルと稱する我國獨特のものであつて、音聲周波の周波數より、數倍高い周波數をもつ電話電流を重ねることにより、一つの回線で一時に多數の通話路を構成し得る方法である。この日滿ケーブルの完成は内鮮滿間の時間的障壁を超越するものであつて、新東亞建設上極めて重大なる意義を有するものであることは既に一言したところである。

尙、十四年六月三十日には日滿ケーブルの一部完成を利用して日華電話(京城北京間)の取扱が開始せられ、同十月

八日には東京經由京城上海間（京城—東京間有線連絡、東京—上海間無線連絡）の國際電話が開通し、超えて同十一月一日には朝鮮と米國を結ぶ國際連絡電話（京城—東京間有線連絡、東京—米國間無線連絡）が開通して朝鮮通信史上に新しい一頁を加へる等、最近に於ける朝鮮電話通信事業の縱横無盡の活躍はまことに絢爛目を奪ふものがある。

昭和十三年度末現在に於ける電話延線路は陸上線、地下ケーブル、水底線を合計して線路一一、四九四杆、線條二八一、二六三杆となり、又全鮮の電話加入者数は内地人三七、九七二人、朝鮮人一四、八四四人、外國人四九〇人、合計五三、三〇六人である。

第三節 朝鮮に於ける航空

朝鮮に於ける民間航空事業は、昭和四年四月日本航空輸送株式會社（現在大日本航空株式會社）が内地、朝鮮、滿洲相互間の貨物及郵便物の定期航空輸送を開始したのがその嚆矢である。當時の航空路は六八四杆に過ぎなかつたが其後續々と定期航空路が開設せられ現在では約一萬杆に及んでゐる。かくの如く航空路は逐年擴大せられ、航空施設も財政の許す範圍内に於て整備せられつつあるのであるが、朝鮮に獨立の地盤を有する民間航空事業會社としては、僅に慎航空事業社一社を數ふるのみで、他は内地滿洲に本社を有する大日本航空株式會社及滿洲航空株式會社の支所出張所である。此の點に於て、朝鮮航空事業そのものとしては未だ低調の域を脱し得ないのであるが、然しながら現在朝鮮の航空界に課せられた任務は、半島民間航空の振興といふよりも大陸ルートの一として、日滿を一翼の下に結ぶべき航空路の確保といふ點にあるべく、従つて航空保安施設の整備強化といふ方向に一切の努力が向けられてゐる如くである。

1 航空施設

巨額の經費を必要とする航空施設の完備は、到底一朝にして之を望むべくもないので、財政と施設の輕重緩急を比較考量して、漸次之が完成を期することとした。

即ち飛行場に於ては逕信省の東京大連線設置に對應して昭和四年五月京城及び蔚山に飛行場を開設したるをその第一着手として順次新義州（昭和八年三月）、清津（昭和十年十二月）、大邱（昭和十二年一月）、光州（昭和十三年五月）に夫々飛行場が設けられて事務を開始し、京城清津線の定期航空開始と共に中間寄航地たる咸興にも之が設置を見た。以上は公共用飛行場の概要であるが、この外不時着陸場として烏山、裡里にその設備がある。

定期航空が航空路上を正確に、安全に運航するが爲には航空路上に道標を必要とする。昭和十二年度末に於ける航空地上標識は蔚山、黃淵、大田、天安、京城、沙里院、平壤、定州、新義州、金泉、尙州、江景、烏致院、陰城、忠州、安城、長湖院、水原、利川等に設置せられてある。夜間の安全な飛行の爲に夜間航空燈臺として、蔚山、大邱、秋風嶺、大田、天安、京城（二箇所）、開城、沙里院、平壤、定州及び新義州に大型航空燈臺が建設せられてをり、此等の中間に適當の間隔を置いて航空補助燈臺が慶州、金烏山、深川、烏致院、烏山、一山、南川店、中和、永柔及び車輦館の各地に夫々設けてある。

天候の急激な變化に備へ危険を未然に防止する爲に、氣象觀測の設備が行亘つて完全でなければならぬ。即ち仁川に所在する朝鮮總督府氣象臺を中心とし、支所として蔚山、秋風嶺、新幕の三箇所、大邱、京城、平壤、新義州の各飛行場出張所、釜山外五箇所の測候所及び大田外十三箇所の出張所より、定時及び臨時の氣象を速報し、必要ある箇所に於ては上層氣流の觀測をなす等氣象に因る航空路上の障礙を出來得る限り排除することに努力してゐる。

航空路上を飛行中の飛行機に對し氣象を通報し或はその位置を指示し方向を與へる等航空用無線通信施設は、安全なる航空が行はれ得る上に於て極めて重要な役割を演ずるものである。朝鮮に於ては昭和五年五月先づ京城無線電信局に於て福岡無線電信局と連絡して對福岡大連間の航空業務取扱を開始し、同年七月には蔚山に航空業務専用の無線電信局を設置、越えて昭和十年度には新義州にも航空無線電信局が設置せられて京城、大連、奉天間の航空業務を開始し、昭和十二年度には大邱に航空無線電信局が設置せられた。尙江陵及び鬱陵島にも最近之が設置を見たる等定期航空の安全、確實を確保せんが爲に不斷の努力が續けられてゐる。最後に現在運航中の定期航空線路は次の通りである。

經營者	航空路	寄航地	就航機と其の搭載量	備考
朝鮮に於ける定期航空線路一覽(昭和十四年十一月一日現在)				
大日本航空	東京大連線	名古屋、大邱、京城平壤、新義州	(福岡—京城間) AT機、旅客八名、郵便貨物一一〇瓩 (京城—大連間) エンボイ機、旅客五名、郵便貨物一三〇瓩 (東京—京城間) ダグラスDC3機、旅客六名、郵便貨物六〇瓩 (京城—新京間) AT機、旅客八名、郵便貨物一一〇瓩	昭和四年四月一日開始 毎日一往復
同	右	東京新京線	福岡、京城	昭和十二年六月一日開始 毎日一往復
同	右	京城大連線		同
同	右	京城清津線	咸興	昭和七年十月一日開始、毎日一往復
同	右	京城新京線	奉天	昭和七年十月一日開始、毎日一往復
同	右	清津牡丹江線	琿春、圖們	昭和十年十二月三日より清津乗入を開始、毎週三往復
同	右	京城光州線	裡里	昭和三年四月一日開始、毎週三往復
慎事業社			瓦斯電機、旅客三名、郵便貨物五瓩	

猶ほ鮮内各飛行場に於ける定期航空機の發着數は、昭和十三年度に於て到着四、五六五、出發四、五三九にして不
定期航空機は到着九七二、出發九四八であつた。之を昭和四年度に於ける定期航空機の到着六九六、出發七一〇、不
定期航空機の到着四〇三、出發四〇七に比較すれば格段の發展と云はねばならぬ。

2 航空事業の概況

(1) 日本航空輸送株式會社は、資本金一千萬圓を以て政府補助の下に、昭和三年十月設立、昭和四年四月一日より内鮮滿相互間を結ぶ東京大連線(寄航地大阪、福岡、蔚山、京城、平壤)を開始し、最初は郵便物及び貨物の輸送のみを取扱つてゐたが同年九月十一日より旅客輸送をも併せ行ふこととなつた。昭和六年十二月廿八日より新義州にも寄航し、滿洲航空株式會社の經營に係る定期航空機により滿洲各地と連絡し(但其後昭和十二年六月に至つて新義州に於ける滿洲航空との連絡は廢止された)昭和十二年二月一日よりは南鮮の主要都市大邱に寄航することとなり、蔚山への寄航は使用飛行機の關係等よりして昭和十三年九月三十日限り之を廢止せられた。而して時運の進展に伴ひ航空機の利用價值急激に増加し、前述の如き輸送力を以てしては到底その需要を充し

得ざる状況に至りたる爲、昭和十二年六月一日より日滿兩首都を結ぶ東京新京線（寄航地福岡、京城、奉天）及び之と連絡して北支へ延びる京城大連線の急行便を増設せられ、更に昭和十三年十月一日よりは京城清津線（寄航地咸興）を設置して滿洲航空の既設線清津新京線と連絡し、北鮮より滿洲國へ連絡することが出来るやうになつた。

然るに支那事變後に於ける東亞の新狀勢に鑑み民間航空事業の統合發展を圖らんが爲め、昭和十三年十二月一日日本航空輸送株式會社と國際航空株式會社を統合したる大日本航空株式會社を設立し、兩社の經營し來つた事業を繼承することとなつたのであるが、其の後に於ける我が大陸政策の進展に伴ひ現在の航空線路を以てしても尙交通需要に應じ得ない爲め之が打開策を考慮中である。

(2) 滿洲航空株式會社は昭和七年九月資本金三百八十五萬圓を以て設立せられた。然し實際上は夫より以前の同六年十二月より軍用連絡の目的を以て新京新義州間の定期航空を開始し、前述の如く新義州にて日本航空會社の定期便と連結したのであつた。又昭和十年十二月より新京延吉線を延長して清津に乘入れ、北鮮との連絡を開始したのであるが、昭和十四年十月東北滿洲の重要性に鑑みて、この航空路の代りに、改めて清津牡丹江線と新京圖們線の二線を開設するに至つた。尙鮮滿間の交通需要激増に對應して滿洲航空に於ても新京京城間の定期航空路を開くこととなり、昭和十四年十月から實施した。よつて京城新京間には滿航機と日航機が雁行して飛ぶこととなり、結局東京新京間には直航或は京城にての乗換を利用することにより毎日二機宛が往復するわけで内鮮滿を一如とする空の大動脈たるに相應しい賑ひを見ることとなつた。

(3) 慎航空事業社は慎備瑣個人經營に係る朝鮮唯一の民間航空事業社にして、昭和十一年十月より京城裡里間の定期航空を開始した。此の航空路は同十三年四月より光州まで延長され毎週三回の定期航空を實施してゐる。

同社は此定期航空以外にエアタクシー飛行、遊覽飛行等種々の事業に従事してゐるが、其中の一として魚群探見飛行がある。即ち昭和十二年七月より清津及び咸興を基地とする北鮮地方に於て、又同十三年六月より南鮮多島海を中心として魚群の探見を實施した。右の成績甚だ優秀なる爲め昭和十四年十一月には江陵を基地とする魚群探見をも實行することとなつた。尙ほ同社は從來逓信局の命を受けて定期航空豫定線の試験飛行、氣流調査飛行等に従事し、昭和十年九月より十月にかけて日滿支を結ぶ東亞連絡親善飛行を完成した。

(4) 朝鮮に於けるグライダーは昭和十一年二月朝鮮グライダー俱樂部が結成せられて城大、齒科醫專、高商、高工各學校が之に参加し空のスポーツとしてのグライダー研究に乘出したるに始り、昭和十二年七月に朝鮮青年航空團體が結成せられる等全鮮に於けるグライダー研究熱が日を逐ふて昂りたる爲め、昭和十三年三月此等航空研究團體を綜合し、總裁に政務總監を、會長に朝鮮商工會議所會頭を戴く朝鮮航空聯盟の結成を見るに至り、全鮮各主要都市に於て益々發展しつつある。尙本競技は昭和十二年より朝鮮神宮奉讚體育大會に加へられた。

(5) 平安北道警察部に於ては昭和十年より國境警備のため飛行機を購入利用し、匪賊討伐に際しては相當の効果を收めてゐる。

(6) 民間航空事業の指導監督の任に當る逓信局に於ては從來種々の方法に依り鮮内民間航空の助長發達に努めて來たが、其の廣汎なる自己本來の使命の爲めにも時代の先驅者たる航空機を使用することにより、より迅速に又より效果的に使命の遂行をなし得べきことは論を俟たざる所なので、昭和十二年自ら瓦斯電式KR二型及びサルムソン式二A二型各一機を整備し種々の任務に服せしめることとした。

第十一章 朝鮮に於ける市況及物價

序説——物價の動向——九・一八物價と市況

第一節 序 説

支那事變の擴大とその長期化は、日本の統制經濟をしていやでも擴充強化せしめ、凡る部面に於ける國家的統制の強化が企圖せられたが、就中軍需並に生産力擴充を基調とする低物價政策はその最重要なるものの一つである。支那事變が東亞新秩序建設への道程として把握されてゐる現段階に於ては、その解決こそ先づ第一の先決條件であらねばならぬ。かくして事變の進展するに連れて國家購買力の増大が不可避とするならば、通貨の飛躍的増加と云ふ條件の下にその物價政策は確立されねばならぬのであり、この目的に向つて當局の諸統制方策が實施され來つたことは、朝鮮として從來の如く特殊事情を主張する前に、内外地の一元的統制に協力せざるべからざる現實に當面してゐると云はねばならぬ。

さて朝鮮に於て實施せられて來た物價統制策の推移を概観すれば、内地と同じく大體に於て三段階を經過したことを知り得る。即ち暴利取締令を中心とした時期、輸出入臨時措置法第二條に基く物品販賣價格取締規則を中心とした時期、國家總動員法を中心とする時期である。今その概略を左に述べることにしよう。

暴利取締令が發布されたのは支那事變勃發前の十二年五月十二日（朝鮮總督府令第六十號）にして、爾後數回に亘り改正を行つたのであるが、その内容を見れば内地と變りなく、大體左の通りである。

第一條 暴利を得るの目的を以て左に掲ぐる物品の買占若は賣借を爲し若は爲さんとし又は暴利を得て左に掲ぐる物品を販賣し若は販賣せんとする者あるときは朝鮮總督又は道知事は其の者に對し期間を定めて其の行爲を爲すべからざる旨を戒告し、且必要と認むるときは當該物品の取引に付條件を附し得ること。尙不當の報酬を得て左に掲ぐる物品の販賣を媒介し又は媒介せんとする者あるときも亦同じ。

而してこの暴利取締令の對象となる物品名を見れば金屬品以下二十九項目に亘つてゐる。然しながらこの法令は販賣價格を中心とする暴利販賣行爲に對するもので、生産又は仕入原價の騰貴に原因を有する物價の横斷的並に縱斷的昂騰を抑制する上に不充足であることは現實が證明する所で、この打開策として生れたのが、所謂朝鮮物品販賣價格取締規則に依る指定價格並に公定價格制である。即ち最初に朝鮮總督府物價委員會規程（訓令第五十號昭和十三年八月十日發布）を制定し、總督府及各道に夫々物價委員會を設けて物價に關する重要事項を調査審議し、之を法文化して決定實施せんがために昭和十二年法律第九十二號輸出入品等に關する臨時措置に關する法令第二條に基いて朝鮮物品販賣價格取締規則（府令第二百十八號昭和十三年十月十二日發布）なるものを發布した。その内容を見ると左の通りである。

第一條 朝鮮總督の指定する物品を販賣する者は何等の名義を以てするを問はず、其の指定の際朝鮮總督の指定する年月日に於ける販賣價格を、朝鮮總督又は道知事が販賣價格を指定したるときは其の販賣價格を越ゆる對價を以て當該物品を販賣（指定前に爲したる契約に依る引渡を含む）するを得ざること。但し輸出する場合及已むを得ざる事由に依り卸賣に付ては朝鮮總督、小賣に付ては道知事の許可を受けたる場合は差支なし。

右に依り明らかなるが如く物品名及年月日の指定がある場合、其指定物品は其指定日に於ける販賣價格を、又價格

が指定されたときはその指定価格を超えて取引することを禁ぜられることは論ずるまでもないが、朝鮮に於て販賣される物品は内地より移入されるものが大部分を占めてゐる關係上、朝鮮内に於ける前述の指定価格の決定條件は内地に於ける公定價格に運賃、利潤、その他手数料等の諸掛が基準となるのであるが、現在迄の公定價格決定の事情を見れば、先づ物品名と年月日を指定して所謂釘付價格を決定し、然る後公定價格制に進展するのが殆ど全部を占めてゐる。今事變勃發以來朝鮮内に於て公定價格の施行中のものと、物品と年月日の指定されたものを列擧すれば左の通りである。

(一) 公定價格の決定せられたもの

甲 朝鮮總督指定最高販賣價格(全鮮通用)

イ 朝鮮物品販賣價格取締規則に依る販賣價格

- 一 綿 絲 (昭和十三年十月三十一日 告示第八百七十一號)
 - 二 綿 布 (右 同)
 - 三 襪 寸 (昭和十三年十二月二十九日 告示第千三十六號)
改正昭和十四年十月六日 告示第八百三十九號)
 - 四 朝鮮産石炭の内家庭用石炭山元貨車乘價格 (昭和十三年十二月二十九日 告示第千三十八號)
 - 五 朝鮮産木材 (昭和十四年六月二十一日 告示第五百七號)
 - 六 ゴム靴故ゴム (昭和十四年十月六日 告示第八百四十號)
- 朝鮮物品販賣價格取締規則に依らざる販賣價格
- 一 皮の販賣價格 (昭和十四年四月二十八日 告示第三百六十八號)
 - 二 肥料の販賣價格 (昭和十四年三月十日 告示第九十一號)
改正昭和十四年八月二十九日 告示第六百九十五號)

乙 各道知事指定最高販賣價格

- 三 穀用吠の販賣價格 (昭和十四年二月二十日 告示第二百二十一號)
 - 一 綿 製 品 (昭和十三年十一月十七日 告示第二百三十三號)
 - 二 毛 製 品 (同)
 - 三 家庭用燃料 (石炭、煉炭、木炭) (昭和十四年一月四日 告示第一號)
 - 四 アルミニウム製品 (昭和十三年十二月二十六日 告示第二百四十八號)
改正昭和十四年三月十五日 告示第四十四號)
 - 五 アルマイト製品 (同)
 - 六 皮革製 品 (昭和十三年十二月二十六日 告示第二百四十八號)
 - 七 珪 瑯 鐵 器 (昭和十四年三月十五日 告示第四十四號)
 - 八 味 噌 (昭和十四年十月二日 告示第九十三號)
 - 九 ゴム製履物 (昭和十四年十月六日 告示第九十六號)
- (右各道告示とあるは京畿道のものにして他はこれを略す)

(二) 物品名、年月日のみ指定されたもの

- 一 醬 油 (昭和十四年三月二十三日)
- 二 樽 (故のものを含む) (同)
- 三 傘 (昭和十四年五月十八日)

所で内地中央物價委員會に於ては、本年四月二十七日物價統制大綱を發表して戰時適正價格決定の理論的根據を料明し、續いて八月三十日この大綱の實施上の具體案としての物價統制要綱を決定發表して我國の戰時物價の具體的根本方針を示した。要するに内鮮を問はず公定價格決定の一つの指針を闡明した譯である。

所が歐洲戰亂の擴大長期化は海外物價の昂騰を促し、之は又我國物價の騰勢に一段の拍車を加へることとなり、從來の方法では低物價政策の萬全を期すること困難となるは、九月中に於ける諸物價の奔騰を見ても明白な事實であるが、政府は九月十九日の閣議に於て國家總動員法を發動して、九月十八日に於ける額を超えて價格を引上ぐることを禁止した。有効期限は一ヶ年で、之は一の應急措置なるを以て一年間に戰時適正價格を設定す。方針であるが、早急な公定價格の決定は現實問題として不可能なるを以て、差當り商工農業者の組合又は團體若は價格等の協定を目的とする團體間に協定價格を決定させ、行政官廳の認可を受けてこれを九月十八日の價格とす。所謂協定價格の制度を採用する方針であるが、價格等統制令の施行の際には從來の朝鮮物品販賣價格取締規則は廢止され、今日までに朝鮮總督又は道知事の指定したる販賣價格はこの統制令に依る販賣價格と看做されることになつてゐる。何れにしてもこの總動員法の發動は我國戰時物價政策の根本的な方策であることは論ずるまでもないが、一面又商品界に及ぼす影響も廣汎且つ深刻なるものであることも想到し得らるる所である。

第二節 物價の動向

我國に於る物價の動向を見れば、昭和十二年年末金輸出再禁止を契機として物價は連年昂騰に昂騰を續けて來たことは事新しく論ずる迄もないが、昭和十二年七月七日に端を發した支那事變は、南京漢口陥落を一轉期として時間的將又空間的に擴大長期化するに從ひ、物價もこれに歩調を合せるつもりではなからうが第一年よりは第二年と、第二年よりは第三年と昂騰に昂騰を繼續する有様で、事變の進展するに從ひ物價も亦昂騰の一路を辿つてゐる。この傾向は内地を初めとして圓ブロック全般に亘る現象にて、我朝鮮も決してこの線外に存立せざることは贅言を要しない所である。

ある。

今事變勃發前月に當る十二年六月を最初の起點とし、次で一年後の十三年六月を第二の起點とし、國家總動員法の發動を見たる十四年九月を現段階として、朝鮮に於ける物價の動向を京城商工會議所調査に依り見ることにする。

1 卸賣物價の動向

事變勃發滿一ヶ年後に當る十三年六月と事變前月に當る十二年六月と比較すると、其騰貴率は二割九分四厘の昂騰である（第一表参照）。これを十三年上半期平均と比較すれば一割六分四厘昂騰してゐる。十三年六月と十三年平均に於て上の如き騰貴率に差を生ずるのは、十三年六月は同年中に於て物價の最も昂騰せることが原因をなしてゐる。即ち六月二十三日物資特に輸入物資の消費節約の徹底強化を核心とする物動計畫の發表を前後として、朝鮮に於ても物資需給不圓滑なること、物資の使用制限、物價抑制を目前に控へ思惑的人氣浮遊し、實需に先立つて思惑買特に綿絲布の買付旺盛となり、物價は暴騰を演じた。

所が十三年下半期に入ると今迄暴騰を示現した物價も反動を示し、一面又物價抑制策強化、統制商品の擴大に依り下落を示現し、幾分安定状態を示しつつ十一月迄繼續した。即ち十一月と事變前月とを比較すれば二割二分八厘騰貴を示し、六月に比すれば下落してゐる。之を要するに政府の物價政策が幾分功を奏してゐるか如き觀を呈したが、物價は年末に入るに從ひ從來の安定状態を一蹴して騰勢に轉じ、十二月は事變前月に比し二割六分五厘の昂騰を示した。とは云へ十三年下半期は上半期に比し幾分安定状態を示してゐることは争はれない事實である。と云ふのは前述せるが如く、事變勃發後滿一ヶ年に當る十三年六月二十三日池田藏商相に依り發表された物動計畫に因る物資配給政策、物價抑制政策に因り、凡ての商品が自由より統制へ轉換したことである。即ち十三年上半期迄は戰時統制下にあ

りながらも幾分自由性を帯びて物資の配給、使用消費並に價格の抑制に對して積極的支配なく、それに連れて實需よりも思惑的取引多く、自然物價は上昇傾向を辿りつつ六月に入つて最高頂に達した。所が戦局は五月十九日の徐州大會戰を経て後西南支方面へ擴大し、物資の需給が益々不圓滑を來し、從來實行して來た微温的統制のみでは戦時經濟を圓滑に運行し得ざることとなり、茲に直接軍需關係の有無を問はず重要物資に對する統制策として、前述せるか如く物動計畫の發表を見ることとなり、凡ての商品は物資方面より配給、消費の制限を受け、物價方面よりは基準價格の公定に依り物價をば事變前の物價へ引下げんとする政策が採用された。この具體的表れとして綿製品、石炭を中心とする公定價格の決定を見、物價は下半期に入るに従ひ下落安定状態を繼續した所以である。

京城卸賣物價指數表(第一表)

年 月	指數	騰落率
昭和八年中平均	100.00	
同 一二年六月	127.76	八年比 27.76
同 同 下半年	120.33	十二年六月比 19.33
同 一三年六月	125.55	同 5.22
同 同 上半年	148.75	同 23.20
同 同 七月	156.35	同 5.10
同 同 八月	156.35	同 0.00
同 同 九月	156.99	同 0.40
同 同 十月	156.61	同 0.24
同 同 十一月	156.99	同 0.24
同 同 十二月	160.81	同 2.42
同 十四年一月	159.67	同 0.70

この物價の動向は十四年に入るに従ひ益々騰貴率を引上げ上昇の一路を辿り、十四年六月は事變前に比し三割五分の暴騰を示現し、前年同月に比すると僅かに四分三厘の騰貴を示してゐる。これは前述せるが如く十三年六月は同年中に於て最高位を占めてゐることも一因をなしてゐる。同十三年平均指數と比較するときは一割五分九厘の昂騰を示現してゐる。何れにしても事變勃發後滿二ヶ年にして朝鮮に於ける物價は三割五分の暴騰を示現したのである。

朝鮮に於る物價政策の實施經過を見れば、物資配給政策は云ふに及ばず、物價の指定乃至公定を實施したのは

同 同 二月	163.86	同 6.76
同 同 三月	164.33	同 0.28
同 同 四月	167.00	同 1.62
同 同 五月	168.43	同 0.85
同 同 六月	173.56	同 3.05
同 同 七月	173.63	同 0.04
同 同 八月	179.00	同 3.09
同 同 九月	183.31	同 2.42

十三年末頃からのことで、これに依つて見ると抑制政策は結果に於て逆効果を生じた感なきにしもあらず。然らばこれは何に基因するか。端的に云へば事變の進展は物資の累増的消費を招來するは勿論、又一面に於ては後にも述ぶる如く、從來統制の最も少い穀類を始めとして、食料品の騰貴が指數全般に亘り影響を及ぼしてゐることが、其主因をなすものである。この騰勢は下半期に入る

に従ひ益々騰貴率を繼續して、九月に入つては遂に事變前に比し四割五分の暴騰を示し、前年同月に比すれば一割六分九厘の昂騰である。九月は前述せる通り總動員法に依り十八日現在を以て價格の釘付をなしてゐる現狀であるから將來に於ては斯の如き現象は如何なる發展を示すかは豫斷を許さざるも、兎に角九月は、歐洲大戰勃發を契機とする物價の暴騰も一因をなすものであるが、何れにしても四割五分の暴騰を表はして事變以來の最高位を示してゐる。

抑も我國に於て物價を抑制する當初は、戦時物價を事變前の物價の位置へ引下げることが主要目標とし、次で物價統制大綱發表當時からはその基準目標をば海外物價に置いたことは前述した通りであるが、海外諸國の物價は暫く措

東京卸賣物價指數表

日 銀 指 數	昭和一〇年六月	一四年九月	騰貴率
東京經濟指數	133.6	159.9	19.35
日銀指數	126.5	150.7	19.1

(日銀指數は昭和八年度を一〇〇、東京經濟新報社は昭和六年を一〇〇とす)

き、今内地の物價と對照して見れば上の通りである。

右に依り見れば日銀調査は二割五厘、東京經濟のそれは二割四分一厘の昂騰にして、京城の四割五分の暴騰とは比較にならぬほどの開きを示してゐる。内地に於て既に英米物價に比し獨歩的騰貴率を示現してゐる現狀を考

第二部 事變の進展と朝鮮經濟の動向

慮に入れる時、朝鮮に於ける物價の地位は最も重大なる經濟問題の一つであらねばならぬ。次に類別に依り物價の動向を見れば左の通りである。

京城卸賣物價類別指數表(第二表)

類別	十二年六月		十三年六月		十三年十二月		十四年一月		十四年六月		十四年九月	
	比	値	比	値	比	値	比	値	比	値	比	値
食料品穀類	143.5	167.3	147.3	165.5	174.8	174.8	174.8	174.8	203.1	219.1	218.7	218.7
同調味料	114.7	154.0	114.1	148.1	111.3	143.5	111.3	143.5	118.3	153.6	118.3	153.6
同飲料	107.9	114.7	114.1	119.0	111.5	111.5	111.5	111.5	118.2	133.1	118.2	133.1
其他食料品	113.3	134.9	114.9	133.6	113.2	113.2	113.2	113.2	119.6	144.6	119.6	144.6
衣料品	118.9	148.8	118.9	148.8	115.7	148.8	115.7	148.8	117.6	149.4	117.6	149.4
金屬類	159.8	199.6	159.8	199.6	156.9	199.6	156.9	199.6	176.9	218.5	176.9	218.5
建築材料	135.8	164.1	144.1	164.1	146.6	164.1	146.6	164.1	176.8	200.4	176.8	200.4
燃料	117.7	145.8	117.7	145.8	116.5	145.8	116.5	145.8	116.5	145.8	116.5	145.8
肥料	110.2	152.0	110.2	152.0	113.0	152.0	113.0	152.0	116.7	167.8	116.7	167.8
雜品	115.6	135.6	115.6	135.6	110.5	135.6	110.5	135.6	117.7	147.7	117.7	147.7
總平均	117.7	135.6	117.7	135.6	110.5	135.6	110.5	135.6	117.7	147.7	117.7	147.7

類別騰落表(△落印)(第三表)

類別	十二年六月		十三年六月		十三年六月		十四年九月		十四年九月	
	比	値	比	値	比	値	比	値	比	値
食料品穀類	116.2	132.9	116.2	132.9	116.2	132.9	116.2	132.9	116.2	132.9
同調味料	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2
同飲料	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2
其他食料品	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2

類別	十二年六月	十三年六月	十三年十二月	十四年九月	十四年九月	十四年九月
衣料品	348.9	321.3	487.7	191.1	539.0	333.3
金屬類	489.7	336.6	550.0	△333.0	333.9	△333.8
建築材料	310.2	333.3	400.2	77.3	500.5	147.7
燃料	310.3	371.3	333.2	77.3	566.8	101.9
肥料	78.4	△55.5	190.3	100.7	323.5	113.9
雜品	63.6	53.9	△44.7	67.8	67.8	21.5
總平均	290.3	320.7	350.5	80.8	450.0	110.7

一 穀類の動向

事變後滿二ヶ年三月に當る十四年九月は、事變前月に比し五割二分五厘、十三年六月に比し三割八厘、十三年十二月よりは三割二分一厘昂騰してゐる。之に依り見れば事變後年を累るに従ひその騰貴率を引上げてゐる。即ち十三年は十二年より、十四年は十三年よりもつとその騰貴が激甚を表示してゐる。一方總平均指數を見れば十四年九月は事變前に比し四割五分、十三年六月に比し一割二分昂騰して、穀類の騰貴率は總平均指數の騰貴率を大部上廻りしてゐる。特に十四年に入つてからの騰貴の著しいことは注目し値するものがある。これは取りもなほさず穀類は人間生活に最も不可欠のものにも拘はらず、事變下に於ける物價統制は、穀類に對しては最も輕微なることを物語るものである。今穀類の動向の内容を検討するに、同じく穀類にしても米と雜穀の動向はその動きに於て相當なる距離を發見し得る。これを表にすれば左の通りである。

米並雜穀價格騰落表(第四表)

品名	十二年六月		十三年六月		十三年十二月		十四年九月		十二年六月		十三年六月		十三年十二月	
	比	値	比	値	比	値	比	値	比	値	比	値	比	値
一等米	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二等米	89.7	89.7	91.7	91.7	93.1	93.1	111.0	111.0	110.7	110.7	110.0	110.0	117.0	117.0
雜穀	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
總平均	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第十一章 朝鮮に於ける市況及物價

第二部 事變の進展と朝鮮經濟の動向

品名	十二 年六月	十三 年六月	十三 年九月	十四 年六月	十四 年九月	騰落 率(十四 年九月比)
支等一石米	三二・六	三二・七	三三・一	三九・六	三六・〇	一〇・九
白等六十石米	一四・一〇	一四・二〇	一四・八〇	一六・三〇	一四・九	一七・八
韓白石米	三〇・二	三〇・〇	三〇・〇	三七・〇	三三・三	三三・三
平滿洲精	八・八	八・八	九・七	一四・三	六・一	二二・七
百斤粟	—	—	—	—	—	—
一大石麥	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一四・三
一小石麥	三二・〇〇	三三・九	三三・七	三三・〇	二二・九	六七・九
三大等一石豆	三二・〇	三三・三	三三・七	三三・〇	三三・五	四六・七
一小石豆	三三・〇〇	三三・三	三三・七	三三・〇	三三・五	四六・七
百斤胡	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	—
平均	—	—	—	—	—	—

上掲の表が示すが如く、米類は十二年六月に比し二割一分七厘、十三年六月よりは同じく二割一分七厘になつてゐる。これに依れば事變一ヶ年は米に關する限り、昂騰を現し初めたのは十四年初頭よりのことにて、十三年十二月に比し一割六分八厘昂騰し物價指數の騰貴率四割五分には及ばざること大なるものがある。これを要するにかくの如き昂騰を示現せるは、第一は十四年度産米は未曾有の凶作を呈し戦時下に於る米の不足を豫想して米價の昂騰を來せることと、第二は米價は他の物價特に雜穀に比し割安である現狀に鑑み大農筋の先高見越の賣惜強く粗の出廻は減少の

一途を辿り、米價は十四年より昂騰を示した。特に十四年中頃よりその昂騰は顯著に表はれ、九月二十三日農林局に於ては全鮮に亘り粗、玄米、白米の公定價格を決定して米價の安定並に需給の圓滑を期せんとしたが、實際に於ては何等改まる所は見えないのが現實である。

次に雜穀を見るに十四年九月は十二年六月に比し實に七割三分八厘、十三年六月よりは三割六分三厘暴騰し、十三年十二月に比すれば四割二分三厘を示して物價指數の騰貴率四割五分をはるかに凌駕してゐる。雜穀は米類と共に一般食用品たるは論を俟たざるも、滿洲精粟は事變勃發と共に産地高を呈し、特に北支方面への流出も手傳つて暴騰を示現し、大麥は馬糧關係に依り事變前月に比し十割と云ふ高位を示してゐる。その他雜穀類も工業製品の原料としての需要は事變以來年々累増的傾向を辿りつつある現狀である。

何れにしても雜穀は米類に比して二倍乃至三倍近く暴騰して、これが結局全體としての穀類の指數をして物價指數を上廻りさせたことは争ひ得ざること、米類にしろ雜穀にしろ統制の施行なきこと、特に雜穀に於ては殆ど自由主義經濟時代そのままの放任政策は益々その價格の昂騰を招來して居り、一方又一般經濟界の好況、人口の増加、代用食の獎勵等の原因に依り、消費量は年々その率を引上げてゐることも亦穀類の昂騰を促す一大原因をなしてゐる。

二 調味料の動向

調味料は十二年六月よりは五割八分九厘、十三年六月よりは一割八分四厘を騰貴し、同年十二月に比すれば二割三分騰貴して、物價指數の騰貴率をこれ亦上廻りしてゐる。

調味料價格騰落表(第五表)

品名	十二 年六月	十三 年六月	十三 年九月	十四 年六月	十四 年九月	騰落 率(十四 年九月比)
砂糖	三三・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	—
白双百斤	—	—	—	—	—	—

第二部 事變の進展と朝鮮經濟の動向

品名	数量	十二六月	十三六月	十三十二月	十四九月	騰落率(十四九月比)
再製鹽	百斤	二・六〇	三・四〇	三・五〇	三・九〇	三・四八
醬油	十六立	四・六〇	四・八〇	四・九〇	五・一〇	一三・〇五
味噌	二十貫	一三・七〇	一四・〇〇	一五・一〇	一五・八〇	一〇・八六
煎子	中羽十貫	三三・〇〇	四〇・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	八・九六
平	均	一七・七〇	一七・〇〇	一三・〇〇	一〇・七五	一八・七五

今其の内容を見れば砂糖、醬油、味噌等は事變前に比し一割五分乃至八分程度の昂騰を示し、再製鹽、煎子、蕃椒等は何れも事變以來暴騰を示現し特に蕃椒の如き二十一割と云ふ暴騰振りを示してゐる。これを要するに北支よりの輸入品たる關係上輸入杜絶を主因として暴騰を演じてゐる蕃椒を除いて、最近は概して穩健なる歩調を示してゐる。砂糖は事變前より一般業者の自肅的協調に依り割合に健實なる動きを示して居り、再製鹽は事變最初は山東鹽の輸入減に因り暴騰を演じたるも、十三年六月以後は漸次順調となり、醬油、味噌は十四年三月二十三日價格の釘付をなし相場は變化を示してゐない。

三 飲料の動向

飲料は事變前よりは二割三分三厘、十三年六月よりは一割五分九厘、同年十二月に比すれば一割一分一厘の昂騰にて、事變以來比較的穩健なる歩調を示してゐる。物價指數の騰貴率四割五分とは遙に及ばない。

飲料價格騰落表(第六表)

品名	数量	十二六月	十三六月	十三十二月	十四九月	騰落率(十四九月比)
清酒	地一斗五升	五五・〇〇	六二・〇〇	六二・〇〇	六六・〇〇	一〇・〇〇
啤酒	地一斗五升	—	—	—	—	—

品名	数量	十二六月	十三六月	十三十二月	十四九月	騰落率(十四九月比)
啤酒	地一斗	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・一五	三三・三六
燒酒	地一斗五升	八・七〇	九・九〇	一〇・五五	一三・六五	四三・〇〇
麥酒	サツボロ	七・七〇	八・六〇	八・六〇	八・八八	一四・八八
サイダー	三打	七・七〇	七・七〇	八・三〇	九・八八	二六・〇〇
茶	百斤	六四・〇〇	六四・〇〇	六四・〇〇	六四・〇〇	〇・〇〇
煉乳	四打	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	〇・〇〇
平均	均	—	—	—	—	三三・三三

右の表が示すが如く、清酒を始めとして酒類は元より業者の協定價格を實施してゐる現狀にして、特に麥酒並に清涼飲料は十四年四月、清酒は六月より各道産業部の統制の下で協定價格を實施してゐるため、飲料價格は他の凡てのそれより穩健なる歩調を示してゐる。

四 其他食料品の動向

その他食料品の動向を見れば十二年六月に比し五割九厘、十三年六月よりは一割六分七厘、同年十二月よりは一割四分二厘にして總平均指數を何れも上廻りしてゐる。これは食料品の中前述の穀類、調味料、飲料に比し殆ど統制なく暴騰を示現してゐる。今品目の内容を第七表に依り見れば小麥粉は原料小麥の暴騰に原因を有し、澱粉は事變下に於ける消費の増大は云ふに及ばず、滿洲への輸出を契機として暴騰を示し、牛肉、豚肉が他の品目に比べて暴騰を示現せざるは、早害を原因とする家畜の放賣甚しくこれが結局價格に多分に反映してをり、鶏卵は事變に依る消費の増大は遂に價格の暴騰を招來してゐる。鯖罐詰は製品そのものよりも罐の暴騰が多分に影響を及ぼしたもので、罐詰類の殆

第二部 事變の進展と朝鮮經濟の動向

三五二

人絹法級	中柄物	一正	二、八〇	三、一〇	三、九〇	四、三〇	六〇・七	四、五・六	五、五・七
布團綿	一京	一貫	三、三〇	四、一〇	四、九〇	五、七〇	五〇・〇〇	五〇・七	〇・〇〇
平均	均他		一	一	一	一	一	一	一

事變に依る北支棉の輸入杜絶は原棉不足を招來し、需給の不圓滑と共に價格の昂騰を惹起した十四年九月、陸地・在來棉共に七十四圓に釘付になつてゐる現狀である。繭の暴騰は生絲の暴騰に主因を有し、生絲は又米國輸出品たる關係上米國內景氣の好況に依り暴騰を現し、特に歐洲大戰の勃發は遂に九・一八物價の適用を受けざる關係もあるであらうが、大爆發して二千圓臺を突破せんとする形勢を示してゐる。綿絲は十三年六月の暴騰を一轉期として同年十一月より公定價格制に依り變化なき有様である。

次に製品に眼を轉すれば、粗布細布共に事變以來六割乃至七割の暴騰を示してゐるが、昨年九月混紡實施並に純綿の國內使用禁止を契機として大暴騰を演じたが、十一月よりの綿布の公定價格制に依り暴落を初め、十四年以降は最高價格に釘付のまま現在に至つてゐる。苧麻布はその原料苧麻の軍需への消費關係と内地への移出増大、一方統制の實施のない關係上暴騰を現してゐる。天絹人絹は一般に綿製品の消費制限より自然斯品等への需要多く、又公定價格制なく、暴騰を現してゐる。

六 金屬類の動向

金屬類は事變前月に比すれば僅かに二割三分三厘の昂騰を示してをり、十三年六月よりは逆に三割三分二厘程暴落し、同年十二月より僅に五厘の昂騰を現して、爾後殆ど安定商狀を示してゐる。これは事變勃發當初より暴騰して十三年六月には最高頂に達したが、後割當制實施と共に業者の協定價格實施に依り下落安定を繼續して、物價指數の

騰貴率四割五分に及ばざること大なるものがある。

今第九表の示す數字に依りその内容を見れば丸鐵、鐵板は事變前に比し前者は二割二分五厘、後者は二割六分二厘の昂騰を示し、十三年六月よりは何れも下落してゐる。鐵釘は十二年六月よりは五割一分四厘暴騰を現せるも、十三年十二月よりは二割七分二厘程反落を示し、亞鉛板は事變前に比し實に六割四分四厘の暴騰なるも、十三年十二月以降變動を示してゐない。と云ふのは何れも協定價格の實施にその因由を有するからである。

金屬類價格騰落表(第九表)

品名	數量	十二六月	十三六月	十三十二月	十四九月	騰落率(十四九月比)
丸鐵	一五 噸分	二八、九六	二七、六六	二四、〇〇	三三、三三	△三・七
鐵板	一四八 噸分	二七、〇一六	三三、三三三	二七、一〇〇	三三、一〇一	△六・六
鐵釘	一二 噸分	一四、三三	一七、七〇	二四、八〇	三三、〇〇	五・四
亞鉛板	一小 枚浪	九、九〇	一、三〇	一、四八	一、四八	〇・〇〇
其他		一	一	一	一	一
平均		一	一	一	一	〇・九

七 建築材料の動向

建築材料は事變前月に比し五割三厘、十三年六月より一割四分七厘、同年十二月より一割三分五厘の昂騰にして何れも物價指數の騰貴率より上廻りしてゐる。品目別に見れば第十表の示す如く木材は消費の増大、貨車の不圓滑等に依り事變以來非常なる暴騰を示したが朝鮮に於ては十四年六月全鮮主要地に亘つて木材の公定價格の實施を見るこ

とになつた。セメントは事變以來二割一分七厘の昂騰を示現してゐるのは重要産業統制法に依る製造業者の販賣價格の協定に依ること多い。煉瓦は事變前に比し二割の昂騰なるも爾後差したる變化を示してゐない。

建築材料價格騰落表(第十表)

品名	數量	價			騰落率(十四年九月比)
		十二年六月	十三年六月	十四年九月	
角材	一杉才	11.00	13.00	17.00	155.5%
板材	一杉坪	1.20	1.50	1.70	141.7%
セメント	一袋	1.10	1.10	1.50	136.4%
煉瓦	一並千個	10.00	11.00	12.00	120.0%
板硝子	一旭三十八枚箱	8.00	9.00	10.00	125.0%
平均					120.0%

八 燃料の動向

燃料は事變前に比し三割六分、十三年六月よりは一割一厘、十三年十二月に比すれば僅かに一分七厘の昂騰を示現し、總平均指數の昂騰率四割五分とは大部分開きがある。と云ふのは石炭を初めとして煉炭、木炭等は十三年十月十日に價格の指定を受け、十四年一月家庭用炭の山元貨車乘販賣價格の公定をなし、續いて卸賣・小賣の販賣價格のみは統制外にあるため事變以來暴騰を示現して價格統制の必要を促してゐる。燈油・揮發油も亦同業組合の協定に依り價格の暴騰を示さず、唯薪

燃料價格騰落表(第十一表)

品名	數量	價			騰落率(十四年九月比)
		十二年六月	十三年六月	十四年九月	
撫順炭	一中噸塊	18.50	22.50	33.00	178.4%
筑豊炭	同	17.50	21.00	26.50	151.4%
鮮内炭	同	17.50	20.00	26.50	151.4%
煉炭	一官製二穴噸	20.00	24.00	33.50	167.5%
薪炭	百松貫	5.50	7.50	9.50	172.7%
木炭	二枝十斤	1.10	1.40	1.70	154.5%
燈油	裸青二罐	6.80	6.70	7.00	102.9%
揮發油	裸赤二罐	6.70	7.30	7.60	113.4%
平均					120.0%

九 肥料の動向

肥料は事變前に比して二割二分八厘、十三年六月よりは一割三分九厘、同年十二月より八分九厘の騰貴であつて、物價指數より遙に下廻りを示してゐる。各類別指數の中最低位にあるは他にあらず、元來肥料は朝鮮臨時肥料配給統制令第十一條の規定に依り價格の協定をしてゐたが、十四年三月販賣價格の公定を見てから差したる昂騰を示してゐない。唯大豆粕は滿洲よりの輸入品たる關係上事變前より一割七分三厘昂騰し、事變の進展するに連れて尙その騰貴

率を引上げてゐるが、それは原料大豆の暴騰に基因するは論ずるまでもない。

肥料價格騰落表(第十二表)

品名	數量	價格			騰落率(十四年九月比)
		十二年六月	十三年六月	十四年九月	
硫酸安	十貫	三、八四	三、九四	三、九六	三、二二
過燐酸石灰	十貫	一、九〇	二、四四	二、五五	四、五七
大豆	一斗	二、六〇	二、五五	二、五五	一七、三〇
平均					三、八五

十雜品の動向

事變前に比し六割七分八厘暴騰し、十三年六月以降は差したる騰貴を示してゐない。十二年六月に比する時は類別指數の最高を示してゐる。雜品中には工業原料乃至製品關係のもの多數を占め、事變勃發最初は金屬類と共に最も敏感に暴騰を示してゐたが十三年六月以後は徐騰商狀を持續してゐる。その内容を見れば酒精は事變前月に比すれば實に十一割以上の暴騰を表はしてゐるが、十三年十二月よりは逆に一割四分ほど下落を示してゐる。その他硫酸、苛性曹達、硫化染料、ペイント等工業原料は需要の激増に依り事變當初より暴騰したが、十四年に入つてからは幾分安定を示し、洗濯石鹼は事變前に比すると七割八分五厘、十三年六月よりは五割六分二厘、同年十二月より二割七分五厘と暴騰を表はしたが、これは原料の昂騰に主因を有する。牛皮は事變當初消費制限に依り暴騰を示現したが、皮の販賣價格の指定に依り、爾後釘付價格のまま變りなく、洋紙は業者の協定に依り比較的穩健なる歩調を辿り、ゴム靴は事變前に比すれば十三割三分の暴騰を示現してゐたが、十三年十二月より釘付價格實施のため變化なく、燐寸は十六割二分の暴騰を示したが、これ亦十四年一月より公定價格制のため釘付商狀となり、呷は薬工品需給調整規則の規

定に依る販賣價格の指定により、釘付價格のまま現在に至つてゐる。

雜品價格騰落表(第十三表)

品名	數量	價格			騰落率(十四年九月比)
		十二年六月	十三年六月	十四年九月	
酒精	工業用 一五担	六、七五	一三、四〇	一七、〇〇	二四、八二
硫酸	四五担	五、〇〇	六、五〇	六、五〇	一三、三三
苛性曹達	三百担	六、四〇	七、四〇	七、三〇	一〇、一〇
洗濯石鹼	一箱	七、〇〇	八、〇〇	九、八〇	四一、三三
硫化染料	百斤	二七、〇〇	四四、〇〇	四六、〇〇	九六、三九
ペイント	白 百斤	九、七五	九、五〇	一三、一〇	三三、八四
牛皮	改 百斤	八〇、〇〇	一三〇、〇〇	一〇四、六六	一三〇、三七
洋紙	一連斤	一三六〇	一五、五〇	一五、七〇	一九、五四
燐寸	一十足	四、五〇	四、七〇	一〇、五〇	一三三、三三
平均	三十枚	六、八四	一〇、〇〇	一三、九〇	一〇八、三三

以上卸賣物價に於ける各類別の動向の概要を述べたのであるが、今總平均指數を對照して各類別の騰貴率を比較して見れば、縷述せる如く總平均指數の騰貴率は事變前月に比し四割五分昂騰してをり、各類別に於ては雜品が六割七分八厘の最高を占め、次に調味料の五割八分九厘、衣料品の五割二分九厘、穀類の五割二分五厘、其他食料品の五割九厘、建築材料の五割三厘が何れも總平均指數の騰貴率を上廻りしてをり、燃料の三割六分八厘、金屬類、飲料の各

第二部 事變の進展と朝鮮經濟の動向

類別	右騰落率表(△落印)	
	十二比十三年	十三比十四年
同第四類 (乾物及罐詰)	二〇・一九	二七・六六
同第五類 (調味料及嗜好品)	二四・四九	一〇・三五
衣料品及身廻用品	二〇・六〇	一七・七七
建築材料	一〇七・九七	一五三・六八
燃料	一〇八・六六	一五五・二七
雜品	一六六・六七	一五五・四八
平均	一一八・三三	一四四・二〇
同第四類 (乾物及罐詰)	一三六・三三	一四八・八二
同第五類 (調味料及嗜好品)	一五八・三三	一三三・三七
衣料品及身廻用品	一八八・二二	一九二・三七
建築材料	一五四・三二	一四二・九〇
燃料	一四九・四二	一四六・五五
雜品	一六一・三五	一六四・七九
平均	一五五・九九	一五五・八四
同第四類 (乾物及罐詰)	一五七・六四	一七三・三二
同第五類 (調味料及嗜好品)	一三九・八四	一三六・六九
衣料品及身廻用品	二〇六・二三	二〇七・七三
建築材料	一五三・五五	一五二・七五
燃料	一四四・二八	一四六・五五
雜品	一七三・一七	一七〇・六八
平均	一六一・九七	一六七・一七

一 食料品第一類 (穀類及穀粉) の動向

類別	十二比十三年		十三比十四年	
	六月	六月	六月	九月
食料品第一類	五・九一	一三・六五	三三・六	一六・四〇
同 第二類	△三・八七	三三・八五	三四・七七	四〇・二二
同 第三類	一七・九二	三三・五三	一五・八八	△一・七三
同 第四類	一五・八五	三五・〇五	四三・〇六	一五・五五
同 第五類	一三・八五	三五・〇五	一三・四〇	△〇・三九
衣料品及身廻用品	四四・七九	五九・五二	七・〇〇	一八・九五
建築材料	二五・八一	三三・三五	四二・二二	一四・八六
燃料	二五・〇六	三五・四九	三三・三一	七・七〇
雜品	三三・二六	四一・二四	四八・四二	一・七七
平均	二二・八六	三二・六九	三六・八七	一一・三三
食料品第一類	三三・六	一六・四〇	三八・一五	三〇・四四
同 第二類	三三・八五	四〇・二二	五〇・〇四	五六・〇九
同 第三類	三三・五三	一五・八八	一四・九七	△二・五〇
同 第四類	三五・〇五	一五・五五	五六・二八	三四・八九
同 第五類	三五・〇五	一三・四〇	一三・九九	四・八六
衣料品及身廻用品	五九・五二	七・〇〇	七・三四	一九・八一
建築材料	三三・三五	四二・二二	四一・四七	一四・三六
燃料	三五・四九	三三・三一	三五・四九	〇・七七
雜品	四一・二四	四八・四二	四六・二六	九・七七
平均	三二・六九	三六・八七	四一・二七	一五・九三

事變前月に比すれば三割八分一厘、十三年十二月よりは二割五分一厘の昂騰にして總平均指數の騰貴率四割一分二厘には及ばない。表に示すが如く第一類は十四年に入るに從ひ昂騰率を引上げてゐるのは、卸賣物價の昂騰とその軌を一にしてゐる。品目に依り見れば、白米と雜穀との騰貴率の差は歴然として現はれ、滿洲精粟最も高く七割四分の高率を示し、白米の二割一分が最下位を示してゐる。

二 食料品第二類 (蔬菜及果實) の動向

第二類は事變前月より五割、十三年六月より五割六分、同年十二月より一割八分六厘の昂騰を示して總平均指數の騰貴率を上廻りしてゐる。第二類に於ける品目の大部分は季節的影響を受けるもの多く、玉葱が十五割、甘藷の十割が最も甚しい。

三 食料品第三類 (牛肉及鶏卵) の動向

第三類は事變前より一割四分九厘昂騰し、十三年六月よりは二分五厘、同年十二月よりは六分一厘の下落を示してゐる。品目を見れば鶏卵の六割二分が最高を示し、他は比較的穩健な歩調を表はしてゐる。と云ふのは牛肉、豚肉、鶏卵、牛乳等は事變前より業者の組合に依る協定價格を實施してゐる關係上概して健實なる歩みを辿つてゐる。

四 食料品第四類 (乾物及罐詰) の動向

第四類は五割六分二厘、十三年六月よりは三割四分八厘、同年十二月よりは二割六分二厘の昂騰で何れも總平均指數の騰貴率をはるかに上廻りしてゐる。品目別に依ると鹽鮭の七割三分、鯖罐詰の七割一分を初めとして全般に互り昂騰を示現してゐる。これは内地よりの移入不足を呈すること多く、特に罐詰類は罐の値上りに因り、價格の昂騰に拍車を加へてゐる。

五 食料品第五類 (調味料及嗜好品) の動向

第五類は事變前月に比し一割九分三厘、十三年六月よりは四分八厘、十二月よりは僅かに一分一厘の昂騰を示してゐる。濁酒の五割、蕃椒の四割二分の最高を示して他は概して健實なる歩調を示してゐる。

六 衣料品及身週品の動向

衣料品は事變前に比し七割二分二厘、十三年六月よりは一割九分八厘、十二月よりは一割四厘の昂騰にして物價指數の騰貴率をはるかに凌駕してゐる。品目の内容を見れば人絹熟素の十六割九分、人絹交織の十三割三分、ゴム靴の十五割等暴騰を示しその他粗布、細布も七割以上の昂騰を表して全般に亘り暴騰振り甚しく、従つて品目の大部分は現在に於て公定價格の實施を受けてゐる。

七 建築材料の動向

事變前月に比すれば四割一分四厘、十三年六月よりは一割四分二厘の昂騰にして十二月よりは九厘の下落を示してゐる。これは板材を始めとして、鐵、亞鉛板等公定價格の決定せるものが多數を占めてゐることは前述せる通りである。

八 燃料の動向

事變前月より三割五分四厘、十三年六月よりは僅かに七厘の昂騰にして、十三年十二月以降は變りなく推移してゐる。と云ふのは大部分が公定價格の實施に依る結果である。

九 雜品の動向

事變前より四割六分二厘、十三年六月より九分七厘、十二月よりは五分八厘の昂騰を示してゐる。燐寸の十割、酒精の七割一分が最高にしてその他相當なる昂騰を示してゐる。今類別に依り騰貴順に述べると衣料品の七割二分二厘を最高とし、食料品第五類の五割六分二厘、同第二類の五割、

雜品の四割六分二厘、建築材料の四割一分四厘にして總平均指數の騰貴率を凌駕し、食料品第一類の三割八分一厘、燃料の三割五分四厘、食料品第五類の一割九分三厘、同第三類の一割四分九厘が何れも平均指數を下廻りしてゐる。品目別に事變以來昂騰順に記述すれば左の通りである。

小賣物價騰貴率品目別表(十二年六月・十四年九月比較)

- 一 十五割以上のもの 人絹熟素・人絹交織・ゴム靴・玉葱
- 一 十割以上のもの 甘藷・燐寸
- 一 七割以上のもの 滿洲精粟・鹽鮭・鯖罐詰・粗布三A・同鶏籠・タオル・麻布・靴下・足袋・酒精
- 一 五割以上のもの 押麥・大豆・澱粉・饅頭・豆腐・馬鈴薯・乾明太魚・出昆布・濁酒・布團綿・綿縫絲・杉松板材・亞鉛板・薪・木炭・洗濯石鹼・バケツ
- 一 四割以上のもの 澤庵・蕃椒・洗濯曹達・硫化染料・塵紙
- 一 三割以上のもの 小豆・小麥粉・胡麻油・サイダー・鐵釘・石炭・珪瑁鐵器・陶磁器茶碗・同サバリ
- 一 二割以上のもの 白胡麻・林檎・再製鹽・煎子・清酒・サージ・煉炭
- 一 一割以上のもの 白米・牛肉・牛乳・煉乳・砂糖・麥酒・食パン・洋傘・オンドル油紙
- 一 五分以上のもの 醬油・燒酎・板硝子
- 一 五分未満のもの 豚肉・椎茸・味噌・茶

以上卸賣、小賣物價の事變下に於ける大體の動向を述べたのであるが、今特に朝鮮内に於ける物價の内地のそれと異なる特質につき主なるものを掲げるであらう。

第一は卸賣物價と小賣物價の動向傾向の顯著に相違せること即ち卸賣は九月現在に於て一八五・三一、小賣は一六

七・一七(何れも昭和八年基準)にして事變前に比し前者は、四五・〇四後者は四一・二七騰貴して何れも卸賣が小賣を上廻りしてゐる。

内地に於ける動向を見れば東京卸賣物價指數(日銀調昭和八年一〇〇)は九月現在に於て一五九・九で事變前に比し二〇・五、小賣(日銀調大正三年七月一〇〇)のそれは二三二・三で騰貴率三五・五を示してゐる。之に依り見ると内地に於ては小賣が卸賣を上廻りして朝鮮とは逆の現象を示現してゐる。

平常なる經濟現象を考慮する場合最終消費に當る小賣相場の變動如何が卸賣相場をリードすることは想到し得られる所で、小賣相場の騰落は或程度卸賣相場の騰落を惹起する動因をなすものであるが、内地に於ける卸賣小賣物價の動向は大體に於て後者が前者を上廻りしてゐるが、朝鮮内に於けるそれは右の事實を否定するが如き現象を示してゐる。

これは如何なる原因に依るか云へば、朝鮮内に於ける公定價格の制定なるものの大部分は、所謂最高價格制即ち小賣最高價格のみを決定實施し、生産價格又は卸賣價格の決定實施をしてゐるものは數種類にすぎず、よつて結局小賣價格は釘付状態となり、卸賣價格は斯の如き制限少きため、その騰勢は小賣の騰勢を凌駕して小賣の動向が卸賣の動向を左右する原則を否定して却つて卸賣が小賣を左右する逆現象を示してゐる。これは勿論今次事變を契機とする統制經濟時代に於ける物資の不足に因る卸賣業者の販賣上に於ける小賣業者への優位に基因することも一因をなしてゐる。又一面に於て小賣物價指數は主に府營公設市場に於ける小賣相場を主材料とするものであるが、公設市場内に於ける物價は白米の公定價格を始め、府の監督指導の下にある關係から自然公設市場以外の小賣價格より低廉なる現狀にあることも一因をなしてゐる。

第二の特質は内地に於ける物價との開きの甚大なることである。

前述せるが如く朝鮮に於ては卸賣は事變前に比し四割五分、小賣は四割一分二厘の昂騰を示してゐるが、内地に於ては卸賣が二割五分、小賣は三割五分五厘昂騰して何れも内地を凌駕してゐる。特に卸賣に於て甚しい開きを示してゐる。朝鮮に於ける主要物品は殆ど内地の移入に俟つことは贅言を要せざる所であるが、事變を契機とする物品の移入の割當又は制限に依り鮮内に於ける物品の不足は内地よりも甚しきものあり、又一方に於て滿洲國內に於ける物價高を契機として同地方への流出益々濃厚に表はれ、これが結局朝鮮の物價をば内地のそれより甚しく上位に置く一因をなしてゐる。

第三の特質は、事變下に於ける物價は平常時に於ける物價騰落の原因たる需給關係に左右されざる傾向濃厚たるものがある。假令供給の需要を超過する場合あるも下落を示さず保合又は上昇を示現するものが多い。これは要するに供給増大の場合でも物資不足を見越しての賣惜、買溜乃至思惑買旺盛を極めてゐる結果である。

第三は闇相場の激甚が物價高に拍車を加へることである。

これは何も朝鮮特有の現象ではないが前述の卸小賣の價格は、云はば表面に表はれた所謂「表相場」であつて、裏面には所謂「裏相場乃至闇相場」が潜行してゐることは贅言を要せざる所で、事變勃發當初に於ては、鐵鋼を中心として行はれ、事變の進展するに連れて織物特に粗布、細布、雜穀、セメント、燈油、揮發油等枚舉に遑なき有様に於て、これが徹底的に正は戰時經濟の圓滑なる運行を期するに於て最喫緊の問題でなければならぬ。

第三節 九・一八物價と商況

事變下に於ける商品界は前述せるが如く、低物價政策の強化に依り公定された物品は釘付又は保合狀況を呈してゐる。

るも、公定された物品は僅かの數量にすぎず、大部分の商品は自由放任の形となり、事變の進展するに連れて昂騰に昂騰を以てし、一方又公定された商品は公定相場を無視して闇相場が旺盛を極めてゐるのが事變下特に十四年以降の商品界の實態である。かうした雰囲気の中で生れたのが歐洲大戰で、之に依り株式高、生絲高を始めとして商品界は人氣明朗化し先高氣配旺盛となり、物價は否應なしに一齊に上放れた。かうした事態は、從來海外の事情より離れて獨歩高を示現して來た我國の物價が、歐洲戰亂と云ふ國外の影響を受けて、茲に内外の二重作用に依り、昂騰に拍車を受けることになり、九月に於て既に暴騰の有様になつてゐる。物價と云ふものは凡る經濟現象の集中的表現である。と云ふことを考慮に入れるとき、その暴騰の及ぼす影響も亦凡る經濟現象に廣汎に亘るであらうことは何も事新しく論ずる迄もない。茲に於て物價政策の應急的措置として、九月十八日を以て一般物價の釘付を命ずるやうになつたのである。

國內總動員法の發動は商品市場に如何なる影響をもたらしたか。何しろこの總動員法の發動は突發的措置であつたため、一般商品市場は氣迷商狀を呈し、取引は見送り状態となつて弗々當用買を散見する程度である。歐洲大戰は物價高を促す強材料なるも、此禁止令はこの強材料を粉碎するための應急的措置なるため、商品界は氣迷人氣となり安値には賣物薄となり、この賣物薄は買物薄を招來し一般に見送り商狀を呈するものが多い。と云ふのは前述の禁止令に對する一般業者の不徹底も一因をなすであらうが、何れにしても九月十八日に釘付になつてゐる關係上、九月十八日以後に於て既に仕入價格に於て同日の價格を上廻りするものあり、従つて賣物薄に拍車をかける等プライス・ストップは結局商品賣買のストップを招來する氣運濃厚なるものがある。

九月十八日に於ける價格は、卸賣にしても、小賣にしても又業者の橫的關係にしても、縱的關係にしても、千差萬別なる故禁止令の有効期間一年内に適正價格を決定する方針であるが、この公定價格決定迄に商工業者の組合や團體

若くは價格等の協定を目的とする單なる申合せ團體の間に協定せる價格は、これを行政官廳の認可を受けて、九月十八日の價格とする方針であるが、この組合の協定價格の決定認可すら容易ならず、而もこの協定價格は業者の自肅價格なるにつき、意識的にしろ、無意識的にしろ、價格の昂騰を促す恐れなきにしもあらず、と云ふのは九月十八日以後既に仕入價格、生産價格に於て昂騰せる現狀は、遂に價格の引上を惹起してゐることは既に現實的のものとなつてゐる。

適用外にある商品との關係に於て見るに、この適用外商品を原料とする場合の製品價格に於ても大なる困難を伴ふ結果となつて、一般に闇取引をなすもの旺盛を極め、一方これを契機として滿洲方面への物資の流出甚しく、朝鮮に於ても九月二十九日、滿關支向けの輸出調整令を發布して、從來の實績主義に依る許可制度へ轉向したのであるが、滿鮮兩地間の物價の甚しい開きは物資の流出延いては鮮内物資の不足に尙一層の拍車を加へることは論ずるまでもない。何れにしても適正價格の決定認可せざる今日に於ては、一般商品界はその取引價格に於て將又需給關係に於て圓滑を缺くは論ずるまでもないことにして、禁止令のもたらす影響の甚大なるに鑑み、早急に適正價格の決定實施を計ることは、戦時低物價政策を遂行するに於て必要且つ最喫緊の問題でなければならぬ。

第十二章 朝鮮に於ける貿易

事變第二年に於ける朝鮮貿易の發展——事變第三年の實績と戰時體制の強化

第一節 事變第二年に於ける朝鮮貿易の發展

1 概 観

事變第二年たる昭和十三年に於ける朝鮮貿易に就いては、八月末までの統計に據り、本年報第一輯に於て、既にその程度の解明と展望を試みて置いた。即ちそこでは圓ブロック向輸出の飛躍と第三國向輸出の低調、圓ブロックよりの輸入減と第三國よりの輸入激増といふ對外貿易構成の變化が指摘され、他方依然として移出入は殷盛を辿りつつあり、而も輸移出入を総合しては著しい入超減が現れてゐたことが述べられてゐた。この傾向は同年中合計して大體變らないこと、次表が之を示してゐる。

輸 出	昭和十三年	%	昭和十二年	%
圓ブロック	一、九〇、〇七〇	八・七	一、三〇、〇九八	七・三
第三國	一、六三、八九七	八・四	九六、九八六	六・二
合計	三、五三、九六七	〇・三	二、二七、〇八四	一・〇

上表並びにそれを具體的に示す以下各表に依り、我々は、事變第二年在劃期的業績を、朝鮮貿易史上に印するものたることを確認し得るのである。即ち、貿易總額に於ける異常なる躍進とその對外貿易に於ける未曾有の出

移 出	七〇、五四〇	三六・七	五三、四四五	三六・九
小 計	八七、六〇六	四〇・四	六八、五四三	四四・三
輸 入	一、三〇、五八三	六・九	一、二八、三三九	八・二
圓ブロック	八〇、四三六	四・一	七九、五三四	五・一
第三國	五〇、一四七	二・七	四八、七九五	三・一
移 入	九二、三四六	四七・六	七三、四一四	四七・四
小 計	一、〇五、九二八	五〇・五	八六三、五五三	五五・七
合 計	一、九三、五三四	一〇〇・〇	一、五五九、〇九五	一〇〇・〇
(入 超)	一七、三三三		一六、〇〇〇	

超がそれである。

前表の如く昭和十三年中の輸移出入合計は十九億三千六百萬圓、前年に比し約四億圓の激増である。その中八四％は移出入貿易であつて、この比重は前年と變りはなく、朝鮮貿易の對内地依存は極めて濃厚なものである。但し移出と移入に分けると、輸入が爲替管理の強化によつて相對的に減少した結果、輸移入合計中移入の占める比重は前年に比し二％増加して八七％となり、輸移出に

於ては、對外輸出貿易、特に圓ブロック輸出の繁忙のため、輸移出合計中、移出は前年の八四％より、八一％に低減し、輸出の比重が三％上つてゐることは注目すべきである。而もこの移出入貿易の内容を検討するに移出の増加は主として米穀移出の激増に基くに反し、移入は建設財の増加に負ひ、そこに明に米穀農業の好調と朝鮮産業開發の消息が示されてゐる。

又、昭和十三年中に於ける右の貿易構成の變化に於いて、同年の輸出貿易の殷盛が輸入の減少と相俟つて、前年の對外收支千五百萬圓の入超を一躍三千四百萬圓の出超に轉ぜしめたのであるが、之は過去施政以來最初の記録にして朝鮮貿易史上の劃期的業績として特筆するに足るのである。勿論對第三國貿易は四千八百萬圓の入超であるから、ここに對外貿易の躍進、入超を克服して出超への前進は、一に關はつて所謂圓ブロック貿易のそれに外ならないのである。

斯様な圓ブロック貿易の躍進、特にその輸出貿易の發展に就いては後に重要品別に検討することとするが、總じて

前年來の傾向と事情を等しくし、その大を加へたのに過ぎない。即ち事變の長期化とその擴大に伴ひ、大陸に於ける物資の需要の増大を齎し、以て輸出貿易の激増を來したことはいふまでもない。更に右に關聯して大陸に於ける購買力が増大し、爲に大陸物價の昂騰は著しく、之が圓ブロック輸出貿易發展の推進力として大を加へつつあつたことも遺却されない。これは一方に於て對第三國貿易特にその輸出に於ける不振と共に、戰時下に於いて重大關心の拂はれるに至つたものである。之を要するに昭和十三年中に於ける朝鮮貿易は貿易額の異常な膨脹と圓ブロック貿易の躍進として特色づけられるであらう。このことは半島經濟そのものの時局的容貌に外ならない。

對外輸出貿易の産地別

産品	昭和十三年		同十二年	
	千円	%	千円	%
鮮産品	101,000	60.0	67,000	59.3
内地産品	68,810	38.3	40,322	35.6
外國産品	2,213	1.3	5,001	5.0
合計	172,023	100.0	112,323	100.0

右の如く對外輸出貿易の増加と歩調を一にし、鮮産品の輸出割合が逐年漸増しつつあることは力強さを覺へしめるものである。

2 商品別檢討

先づ移出の主要品を見ると、十三年度に於ける鮮内未曾有の豊作と、内地需要の増加により、米穀移出は金額に於て三億二百萬圓に達し、前年に比し、約七千七百萬圓(約二百萬石)の増加を示したのを首めとして、水産物、石灰が各々、一千三百萬圓、一千二百萬圓(前年比各々約五百萬圓増)、重石鑛、合金銀粗銅、パルプ、魚粉も各々、九百六十萬圓(前年比約六百萬圓増)、二千七百萬圓(前年比約百三十萬圓増)、九百二十萬圓(前年比約三百六十萬圓増)、千五百萬圓(前年比約二萬圓増)で、魚粕の微増を除きいづれも好況をみせてゐる。

石炭、重石鑛、合金銀粗銅の増加は時局に躍るものであり、水産物の移出増加は沿岸各地の豊獲に負ひ、パルプは北鮮製紙事業の活況によるものである。

而して近來主要貿易品として登場し來つた魚粕は、金額に於てこそ微増に止つてゐるが、數量に於ては、一億七千二百萬斤の激増であり、十三年に於ける値下りが金額に於けるこの結果を來さしめたにすぎないのである。他面、大豆、繰綿、生絲は減少を見せてゐるが、大豆は後述の如く滿洲大豆が統計上内地向通過貿易となつた爲であり、繰綿は鮮内需給上移出制限を受けた爲である。生絲は内地經由で結局その大體が對外輸出に向けられるものであつて、米國の不況が直接そこに響いて來たのである。

移出重要品別

區分	昭和十三年		昭和十二年	
	千円	%	千円	%
米及穀	101,000	58.7	67,000	59.3
大豆	33,111	19.2	33,333	29.7
水産物	33,336	19.3	17,933	15.9
繰綿	7,994	4.6	8,266	7.3
生絲	15,833	9.2	18,966	16.9
石炭	11,792	6.8	6,755	6.0
重石鑛	9,633	5.6	5,588	4.9
合金銀粗銅	26,336	15.3	33,333	29.7
パルプ	9,336	5.4	5,994	5.3
魚粕	14,811	8.6	14,933	13.3
其他	2,213	1.3	5,001	4.5
合計	172,023	100.0	112,323	100.0

移入に於ては、砂糖、毛織物、絹織物、人造絹布、ス・フ布、肌衣、洋紙、石炭、鐵道車輛(機關車を含まず)、木材、過燐酸等いづれも増加を示して居り、特に人絹布が千七百萬圓、ス・フ布(混紡品を含む)が千二百萬圓と特に著しい増加をみせて居る。前者は、輸出統制を見込んだ思惑移入が多かつたことと、内地に於ては八月以後人絹パルプ、人絹絲布のリンク制が實施され、圓ブロック向人絹輸出が間接に禁壓された爲、未だそのことなき朝鮮を経て滿支に向けて積出されるものが多かつた故である。後者は、内地に於て毛製品に對するス・フ混用規則は既に十二年十一月より施行せられて居り、十三年二月よりは國內向綿製品も亦三割以上の混用を命ぜられたが、後更にオール・ス・フにまで強化されたかの纖維品に對する戰

時統制の前進により、朝鮮に於ける綿織物の移入減にこのス・フが代替した結果である。移入減をみたものは繰綿、綿織物、絶縁電線等であるが、繰綿は元來内地經由の輸入品であり、従つてその移入減はいふまでもなく内地の爲替管理の強化に基く輸入統制に結果する。綿織物は例の國內向使用制限に因ること無論であり、絶縁電線の移入減は配給統制の結果に因るものであらう。

移入重要品別

區分	昭和十三年	昭和十二年
砂糖	九、七〇七	六、三三三
繰綿	三、〇〇八	三、一七四
綿織物	二五、六三九	三三、六〇〇
毛織物	一四、七四二	一一、八四一
絹織物	一六、六四四	一〇、五〇五
人造絹布	四、四二六	二六、八八五
ステープル	一三、〇三三	一、四三六
フアイバー	一八、一〇〇	一四、三六一
肌紙	一六、八五九	一三、七五六
洋紙	一〇、三三三	一一、〇五七
石炭	六、〇〇一	八、四三四
絶縁電線	一〇、九九五	四、四四八
鐵道車輛	三二、五三七	一四、二二七
木材	九、二七五	六、四〇一
過燐酸	六八、九三九	五三、六五二
其他	九二、三四六	七五、四一四
合計		

先づ輸出に於ては米及び粗が一千百萬圓と一躍前年輸出高の八倍に上つたのを首め、小麦粉、水産物、礦油、綿織物、セメント、機械類が各々躍進を示してゐる。米の搬出増加は今更説明を要しないであらう。滿洲建設の進捗とこれまた建設期に入つた支那大陸は邦人の活動舞臺であり、それは巨額の米消費を惹起する。綿織物に就いては、前輯既に觸れた如く八月以降、圓ブロック向の輸出制限が漸行されるに至り、然もその輸出許可制は取扱上既約定以外禁止的であつたのであるが、年計に於ては結局かかる激増となつて現れてゐる。セメント、機械類の増加は大陸開拓の影響だ。礦油は主として特殊需要であらう。小麦粉には滿支の不足と滿洲に於ける輸入税の免除が働き、水産物の増加は滿洲國關稅率の引下の外、米の増加とそ

の軌を一にする原因もあらう。尙、砂糖、人絹布及び木材が減少を示してゐるが、これは原料輸入の統制強化或は國內資源の確保等の諸要因によるものである。砂糖については更に滿洲國の關稅引上といふ大きな障壁も發生した。一方輸入をみると、主として爲替管理、輸入制限の諸制約により、總額に於ては九十萬圓の微増に止まつた。粟、大豆、豆粕、柞蠶生絲、支那麻布、木材等の減少が著しい。粟、支那麻布は爲替管理の強化を主因とする輸入減であり、木材は滿洲の輸出統制による減少である。大豆、豆粕は内地仕向が朝鮮の貿易統計上通過貿易と化したものが多い、特に大豆に關しては、第三國仕向が北鮮三港に於て特殊保稅地域の設定せられると共に積戻扱となつたためである。柞蠶生絲も直接内地仕向が増加してゐるであらう。他方、天日鹽、繰綿、石炭、硫安が増加して居り、特に繰綿

對圓ブロック輸出重要品別

區分	昭和十三年	昭和十二年
米及粗	一一、〇三三	一、三八一
小麦粉	四、八三三	一、〇一〇
水産物	七、二四四	五、〇六二
砂糖	三、八一〇	四、四七六
砂油	四、一〇七	二、〇一八
礦織物	二七、〇四五	一六、五四三
人造絹布	四、二四九	七、八五八
セメント	三、二八二	八、八八六
機械類	九、七九九	六、四七七
木材	三、四一八	七、三三八
其他	八四、六七九	四四、〇九八
合計	一六二、八九七	九六、九八六

對圓ブロック輸入重要品別

區分	昭和十三年	昭和十二年
粟	一三、五三四	一四、一一一
大豆	五、四〇五	二、七〇〇
天日鹽	二、六四二	一、七四一
繰綿	六、七六六	八、五八
柞蠶生絲	五、七三三	六、六八九
支那麻布	一	一、八九九
石炭	一〇、四二七	八、一五〇
木材	二、四七七	三、三三九
硫安	六、三三九	三、三四七
豆粉	三、〇六六	三、五六七
其他	二四、〇九八	二四、一七五
合計	八〇、四三六	七九、五三四

の増著しいものがあるのは、内地の爲替管理が米棉の移入を減少せしめたことと、臨時政府による輸出關稅の暫時免除も作用して居らう。天日鹽、硫安いづれも需要増加を反映してゐる。

次に第三國貿易に關しては、事變の長期化

と共に、從來圓ブロックに踞踏した朝鮮貿易の斯方面への展開は、特に力強い國策的要請を受けるに至つたのであるが、當局の對策については未だ語るべき何ものも同年中には施されて居らない。このことは前にも觸れた通り、例へば人絹の如く、朝鮮に於いては未だ内地の圓ブロック輸出統制を回避する餘地が存したやうに、同年中に於ける朝鮮貿易の戰時體制が未だ非常な低段階にあつたことを示すものである。

而して同年中の第三國貿易は輸出の激減と輸入の増加に特色づけられるのであつて、これを主要品目別にみると、輸出は僅かに魚粉の好況を除いて他はすべて大縮減を免れなかつた。この輸出不振は原料資材の不足、事變による排日貨等の一般的原因の外、尙、例へば魚油の如くこれが輸入地たる歐洲に於て、又は人絹布の如くアフリカ方面に於て、取引不況を來したためにもよるのである。

右の間獨り増加した魚粉は從來の獨逸市場の外、新に北米を新市場として開拓するに至り、しかもその新市場は魚粉の同年第三國輸出中半額を占めるに至つたのである。

一方第三國よりの輸入は總額に於て、對前年一割一分増の五千四百萬圓を示し、夥しい輸入超過となつたのである。これを主要品目別にみれば、牛皮、生ゴム、線綿、燐鎳石及び木材について増加をみ、砂糖、葉煙草、機械類は減少を示してゐる。

牛皮は前年輸入皆無であつたが、特殊需要に應じて、主としてアルゼンチンから輸入をみてゐる。生ゴム、線綿は共に從來内地經由だつたものが直接輸入に轉じたものであり、燐鎳石は肥料需要の増

對第三國輸出重要品別

區分	昭和十三年	昭和十二年
魚介	三二二	三〇〇
葉煙草	一七六	一〇五
魚油	三三八	三三〇
綿織物	八三三	一、六四〇
人造絹布	七〇〇	一、五九四
黒鉛	四〇〇	二二
陶磁器	四〇〇	八三三
玻璃器	七七七	二、三三七
電球	四六六	五六三
魚粉	一、五五二	三三三
其他	六六	四、九三
合計	六、七〇	一六、二二

加を反映し、木材は、原木最も多く、ベニヤ板用車輛用等の需要に應ずるものも多からう。輸入減をみたものは一に爲替統制強化によるものであらう。

3 對外貿易の地方別狀況

昭和十三年に於ける朝鮮の對外貿易が著しく圓ブロックに偏倚することは既述の通りであるが、同年に於ける圓ブロック貿易の飛躍的増進は、それだけで既に大陸に於る我が經濟圏の擴大に伴ふ朝鮮貿易の變貌に外ならない。勿論第三國輸出貿易の伸張は内地と共に最も要請された所であるが、現段階の朝鮮經濟としては、その實勢に相應しい實績を収むる外なかつたのである。

對第三國輸入重要品別

區分	昭和十三年	昭和十二年
砂糖	九九五	三、五六
葉煙草	一、〇七	二、六七
牛皮	一、八四	〇
生ゴム	二、三二	八
線綿	一〇、九七	三三
燐鎳石	三、三三	一、九一
機械類	三、〇〇	三、六〇
木材	八三	三、〇〇
其他	三〇、一一	三三、九三
合計	三〇、一七	四八、六三

區分	昭和十三年	同十二年
亞細亞洲	一、四八	一、〇一
歐羅巴洲	一、三三	九三、七〇
亞米利加洲	一、一七	七、〇六
阿弗利加洲	一、〇一	三三、六八
其他諸洲	三三	三三、七三
合計	一、六二	一〇、七五

區分	輸出	輸入	合計
亞細亞洲	一、四八	一、〇一	二、四九
歐羅巴洲	一、三三	九三、七〇	九五、〇三
亞米利加洲	一、一七	七、〇六	八、二三
阿弗利加洲	一、〇一	三三、六八	三四、六九
其他諸洲	三三	三三、七三	六六、〇六
合計	一、六二	一〇、七五	一二、三七

亞細亞洲が壓倒的地位を占めてゐるのは圓ブロック貿易の關係に基く。而して第三國貿易の變化を國別にみると、輸出に於てはイラク、加奈陀、アングロ・エジプシアン・スーダン、南

阿聯邦等に於て若干の増加を齎したに過ぎず。之に反し近來輸出市場として有望視され來つた獨逸、米國、埃及、蘭印の如きは著減を來した。輸入に於ては英領印度、同海峽植民地、アルゼンチンは増加となつてゐるが、是等は内地經由移入が直接輸入に代つたに因る。爾餘の各國は軒並に減少となつてゐるが、それは戰時輸入統制の強化を反映するものに外ならない。

圓ブロッツク貿易地方別

對關東州		對滿洲國		對中華民國		合 計	
輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年
一八、七三七	七、七〇	一〇、一五七	四、二	一八、〇〇〇	七、〇	三三、三三三	一〇、〇〇〇
二〇、六二六	二、七	二、八九五	二、九	五〇、一	七、一、五三七	一〇〇、〇	一七、七五〇
二〇、六二六	二、七	二、八九五	二、九	五〇、一	七、一、五三七	一〇〇、〇	一七、七五〇
二〇、六二六	二、七	二、八九五	二、九	五〇、一	七、一、五三七	一〇〇、〇	一七、七五〇
二〇、六二六	二、七	二、八九五	二、九	五〇、一	七、一、五三七	一〇〇、〇	一七、七五〇
二〇、六二六	二、七	二、八九五	二、九	五〇、一	七、一、五三七	一〇〇、〇	一七、七五〇
二〇、六二六	二、七	二、八九五	二、九	五〇、一	七、一、五三七	一〇〇、〇	一七、七五〇
二〇、六二六	二、七	二、八九五	二、九	五〇、一	七、一、五三七	一〇〇、〇	一七、七五〇
二〇、六二六	二、七	二、八九五	二、九	五〇、一	七、一、五三七	一〇〇、〇	一七、七五〇

他方圓ブロッツク貿易を地方別すると、接壤の地たる滿洲國が輸出入共に最大の市場であることは怪しむに足りない。又、朝鮮としてもそれに主力を注ぎ來つたものである。然るに事變勃發以來支那が有力市場として登場し來つたことは注目すべきである。即ちその実績は上に示す通りである。

斯くて圓ブロッツク内に於て、その總額中、對滿洲國貿易が圓ブロッツク貿易總額の七四%を占めてゐるが、對前年比の躍進に於ては尙三割二分にすぎず、關東州は遙かに下つて對前年五分の増加に止るに反して、對支貿易は輸出が對前年約五倍、二千二百萬圓、輸入は一割八分増の一千二百萬圓であり、輸出入合計に於て、十二割六分の増加だつたことが注目される。これが原因は前述の圓ブロッツク輸出激増の一般原因が、特に支那に於て著し

かつたことによらう。而してこの對支貿易に就いては更に同年に於けるその質的向上が指摘せられる。

從來滿洲國、關東州に對する朝鮮貿易は、輸入品が農産物又は工業原料品であり、輸出は食料品及び工業製品であることが連年の傾向であつた。然るに支那に對しては從來輸出品中工業製品としてみるべきものなく、連年多額の入超ですらあつた。それが昭和十三年に至つて、例へば輸出に於て車輛同部分品が對前年二十五倍の四十五萬七千圓、綿織物が九十二倍、五百五十萬圓といふ異常な飛躍をみ、輸入に於て線綿、石炭がそれぞれ著しい増加をみて、全體としては從來よりの滿洲國、關東州に對する貿易と全く軌を一にするに至り、しかも輸出は遙かに輸入を突破したのである。従つて事變を契機に朝鮮の圓ブロッツク貿易は量的に將又質的に向上著しきものがあり、斯かることは、朝鮮の大陸前進兵站基地的性質を有つことを意味し、尠くともそれを強調することが獨善に非ざることを、この昭和十三年の貿易実績が證してゐる。

第二節 事變第三年の実績と戰時統制の強化

一 概 観

汪精衛の對蔣聲明に明けた昭和十四年は事變の進展と國際環境の變轉に於いて、實にめまぐるしいまでの展開をみせた。それは朝鮮貿易にとつても必然的に戰時體制の前進を齎したことはいふまでもない。六月に於ける十四年度物動計畫の樹立、九月以降に於ける物價並びに圓ブロッツク輸出の統制強化及び前年來の宿題たる第三國輸出振興策の具體化等がそれだ。今これら各種統制強化の態様をみる前に同年中の貿易実績を概観しておかう。

昭和十四年に於ける朝鮮の貿易總額は、輸移出入合計二十三億九千五百萬圓、前年に比し約四億六千萬圓の増加と

なつてゐる。この總額中に占める輸移出入各々の比重を見ると、移出及び輸入の地位の低下と移入及び輸出の増加が目につくのである。移出の低下は米及び粗の前年比約一億五千萬圓（約五百萬石）の移出減によるものであり、輸入は主として他の金額激増に基く相對的低下である。移入の増加は半島生産力擴充諸資材の流入、輸出増加はいふまでもなく圓ブロック輸出の増加である。

尤もかかる金額上の増減は、物價水準の相違により必ずしもそのまま受取れないものがあり、特に歐洲戰亂勃發後はポンド下落に伴ふ對米爲替相場の下落と海外物價高によりこの影響は著しいものがある。この點は商品別検討の際にふれることとして、ここでは一應金額のままみて行くことにする。

朝鮮貿易額

	昭和十四年		昭和十三年	
	千円	%	千円	%
移出	七五、八八三	四〇・八	九〇、五三〇	五七・七
移入	一、三三九、四一七	五三・三	九二二、三四六	四七・六
小計	一、三九六、三〇〇	八三・一	一、八二二、八七六	八四・三
輸出	二六六、九二二	二二・三	一、九三〇、六七	八・七
輸入	一、一三〇、三七八	六・六	一、三三三、三三三	七〇
小計	四九六、九四〇	一七・九	三、二六三、九一〇	一五・七
合計	一、八九三、二四〇	一〇〇・〇	五、〇八六、七八六	一〇〇・〇

生産力擴充資材の移入は、勿論物動計畫の一部たる貿易計畫に依る嚴正な制約を受けてゐるのであるが、米穀移出減、圓ブロック輸出増は、米穀に就て早害の如き不可避の事情があり、しかも同年後半期に於いてはこの要素が決定的に作用してゐること無論であるが、いづれに於いても、統制の未だ手緩かつた間隙を縫ふ思惑的要素が少なからず作用したことを見逃し得ない。これ同年二月早くも圓ブロック向鮮米輸出制限が斷行せられ、やがて九月歐洲戰亂の勃發と共に、國內高物價對策に關聯し、圓ブロック輸出が全面的に強い統制下に入るに至つた所以である。

米穀に就いては商品別検討の際に再論することとし、ここには圓ブロック輸出制限にのみ言及して置きたい。

即ち、九月歐洲に再び動亂勃發するや、それが長期化は必然的に歐米列強を盡くその禍中に捲込み、東亞再建に邁進すべき獨往日本はその間航路と販路を全世界に獲得し、輝く繁榮は我が手に獨占するに至るであらうとする樂觀説や、歐洲動亂の長期化による我が生産力擴充の齟齬と、航路並びに販路の獲得の必ずしも容易ならざる點を擧げる慎重論や、更には、動亂の短期終了を唱へるもの等、世論はしばし混迷せざるを得なかつたが、株價の思惑的高騰もあり、九月を機として諸物價の騰勢は更に顯著なものがあつた。磅下落と海外高はこの傾向を拍車した。かくて遂に九・一八價格等停止令の發動をみ、國內物資の確保と第三國貿易振興のため圓ブロック輸出制限物資の擴張をみた。事變以來進展しつゝあつた統制強化はここに一階梯を劃することとなつたのである（この點の詳細は本輯の他章に於いて取扱はれてゐるであらう）。即ち九月十九日の閣議は國家總動員法第六條、第十一條と共に第十九條に基く勅令案を決定し、その前日の額を超える物價の騰勢に、ストップを命ずることとなつたのである。これに對しては第三國向輸出品に就いて、除外例を認めることとなつたが、圓ブロック向輸出品に對してはそれが認められなかつた。事變を轉機とし、特に前年中より、朝鮮の對外貿易は新市場支那を得て急速に圓ブロックに偏倚したこと前節にみた通りであるが、本年に至つてからの圓ブロック輸出増加は更に一層の激増をみせ、それは大陸に於ける邦人の増加、購買力の増加、占領地の擴大等よりもむしろ前年來注目せられて來た大陸の高物價を慕つて流れて行くものが多くなつたのであつて、圓ブロック輸出貿易は漸く不健全な要素を内包するに至つたのである。圓ブロック向輸出品に對するプライスストップはかうした根據から實施をみたのである。十月十六日右勅令は公布をみ、朝鮮に於ては同月十七日より施行せられることになつた。又、圓ブロック輸出許可制の擴張に就いては、これより先九月二十九日の輸出入品等に関する臨時措置法に基く昭和十三年府令第六十一號の改正を以て、翌三十日より實施せられることになつたのである。従來の制限が殆ど綿製品に止まつたのに對し、此度の追加によつて圓ブロック輸出許可制は百三十七種類にも及

び、諸織維品、食料品、其の他の日用品、諸染料、機械部分品、紙類、ゴム製品、電球等その種類は廣汎多岐に亘つてゐる。而して朝鮮のそれは大體内地に於ける同種物資の制限に歩調を合せてゐるのである。

同日公表された殖産局長談はこの許可制擴張の理由として、「國家總動員法に基く價格等統制に對する應急措置に伴ひ生ずる思惑等による關、滿、支向輸出の激増を防止し右措置の圓滑なる實施を期するため」にかかる處置に出でた旨を述べ、尙つづいて、「現地に於ける建設諸工作の進捗に伴ひ圓ブロック内の物資の需要は益々増加の傾向を來し、之が圓滑なる供給は本邦の責務であるが、他面一大轉換期にある現在の國際情勢に對應し、我國の國際收支の均衡、生産力擴充及び第三國向貿易振興の諸計畫の遂行上一部商人の思惑等による必要以上の物資の流出をさけるため圓ブロックに對する輸出の調整は喫緊の急務であると思ふ」といつてゐる。

即ちこの圓ブロック輸出制限令の使命は、徒らに圓ブロック向輸出を抑壓せんとするものでないことは明らかである。思惑をさけ輸出入は必需品に止めようとするものに外ならないのであつて、これによつて圓ブロック貿易はその不健全な要素を清算し、本然の姿に還元し得るに至つたわけである。これを實績についてみると、制限強化直後の十月は、圓ブロック輸出に於て、米、小麦粉、砂糖、綿織物、セメント、礦油等は出荷皆無又は激減を示したが、總額に於ては尙前年同期に比して、三割七分方増加をみせた。十一月には前年同期に比し第三國貿易は三十八萬圓の増加をみせたに反し、圓ブロック貿易は六十萬圓（三分）の減少となり、漸くその効果を顯現し來つた。而して十二月に至つては、統制外の鮮魚類、木材、瑛瑛鐵器等の圓ブロック輸出増加があつて反轉し、總額に於ても前年同期に比し二百萬圓以上の増加となり、結局圓ブロック輸出年計は二億六千二百萬圓といふ未曾有の巨額をみせて越年したのである。

圓ブロック・第三國別朝鮮對外貿易

輸 出	昭和十四年		昭和十三年	
	千円	%	千円	%
圓ブロック	三六、九一一	一〇〇・〇	一六、〇六七	一〇〇・〇
第三國	二六、六六八	九六・九	一六、三、八九七	九六・四
合 計	六三、五七九	一〇〇・〇	三二、四八四	一〇〇・〇
輸 入	八、二四三	三・一	六、一七〇	四・六
圓ブロック	一、九〇三	一〇〇・〇	一、三、五三三	一〇〇・〇
第三國	六、三四〇	七六・九	四、八三七	七六・八
合 計	八、二四三	一〇〇・〇	六、一七〇	一〇〇・〇
圓ブロック	三六、九一一	一〇〇・〇	一六、〇六七	一〇〇・〇
第三國	二六、六六八	九六・九	一六、三、八九七	九六・四

この圓ブロック貿易に關しては、滿支に於ける輸出入統制の強化もあり、その朝鮮貿易に與へた影響は尠少ではない。即ち滿洲國に於ては五月二十五日、貿易統制法による輸出統制品目の追加を行ひ、大豆、落花生、荏胡麻子、大豆油、落花生油、荏胡麻子油、蓖麻子油、柞蠶絲、柞蠶屑絲並びに柞蠶繭、ヘツシアンクローズ及び麻絲、麻線、麻繩並びに麻網索の輸出を許可制としたのである。これら輸出統制の趣旨に關し經濟部當局は次の如き説明を行つてゐる。即ち右の内荏胡麻子までは對第三國向輸出の確保のためであるが、蓖胡麻子に關する統制

は對日供給を確保せんとするものであつて、従つて日本向輸出以外は原則として許可しない方針である。柞蠶絲、柞蠶屑絲及び柞蠶繭は最近に於ける日本及び國內需要の激増に對應しこれを按配調整せんとするもので、日本向輸出は國內所用量に支障を來さざる程度に於いてこれを許可する方針である。ヘツシアンクローズ並びに麻絲、麻繩、麻條及び麻網索は、麻袋原料確保を目的とするもので仕向國の何れたるを問はずこれが輸出を許可しない方針である。云々。之によれば對日供給の確保を目的とする蓖胡麻子を除き他は程度の差こそあれ、盡くその輸入に際し制限とならざるを得なくなつたのである。

やがて歐洲戰亂勃發となり、日本側の圓ブロック向輸出制限に對應し、滿洲に於ても十二月八日、輸出品に於いて七十品目、輸入に於いて五十四品目が新に貿易統制品として追加せられるに至り、主要輸出入品は殆ど統制下に入つ

た。これより先滿洲特産專管公社創設せられ、十一月以降は先づ輸出大豆に關し獨占的な買收機關として機能するに至つてゐる。即ち滿洲に於ける貿易統制、貿易機關の獨占化がかくて着々固められて行つたのであるが、これらも亦朝鮮の圓ブロック貿易に對して及ぼす處少くはない。

一方支那に就いても、特に北支に於いては、旱害による農作物の減收もあり、治安未だ十分ならざるため出廻りも良好ならず、加ふるに地場消費確保の必要もあつて、各個商品に關する貿易統制は廣範圍に亘つてゐるのである。

尤も右の内滿洲に於ける十二月の統制強化の如きは、年末ではあり、年計貿易額にはさしたる影響を示してゐないが、いづれも朝鮮貿易に向けられた統制強化の一動として遺却し得ない一項であらう。

一方第三國貿易に關しては、前年來懸案の第三國輸出増進策が實施せられ來り、加ふるに九月歐洲動亂の勃發をみて、實績は前表の如く輸出年計八百萬圓、前年に比し約二百萬圓の増加となつた。これは必ずしも満足し得る數字ではないが、これを月別にみると九月以後に於けるこの第三國輸出は顯著な發展を示して居り、歐洲戰亂による國際商晶市場に於ける英獨佛の退歩は、朝鮮の第三國輸出貿易には極めて良好な影響を及ぼしてゐることが觀取されるのである。尤も半面獨逸方面に注文中の生産力擴充資材の入手難を來し、この點に於て蒙つた不利を見逃し得ないといふまでもないが、米國其他の中立國よりの輸入に振替へ得るわけであり、數字上輸出程顯著な變化は現れてゐない。今その間に於ける第三國輸出振興策をみると、それらは概ね七月以後の實施であるが、大體次の如くなつてゐる。

一、輸出損失補償制 第七十四議會は豫算外國庫の負擔となるべき契約の一つとして朝鮮に於ける輸出資金前貸損失補償を五十七萬六千圓を限度として認めた。この五十七萬六千圓といふのは、金融機關の前貸したるものの中三割は補償を要するに至るとみて、その損失の八割を補償せんとするものであるから、結局本制度によつて前貸さるべき金額は大體二百四十萬圓位と見込まれてゐる。而も前貸期間は四ヶ月とされてゐるから回轉によつて運用額は年間にはその三倍に及ぶ計算とならう。

本制度は七月以降實施され、その實施狀況は極めて圓滑で、十二月末現在前貸高は百四萬七千三百三十二圓となつてゐる。

唯九月第二次歐洲大戰の勃發以來、交戰國に對する輸出に對しては同制度の運用が中止せられるに至つたので、其後は専ら中立國向輸出に對する有力な振興策となつたわけである。

二、リンク制 綿織物及び人絹織物について初めてリンク制が施されるに至つたことも亦第三國貿易振興策として擧げられる。綿織物も人絹布も共に個人リンクであり、綿織物は各紡績會社が直接又は朝鮮ス・フ人絹綿絲布同業組合會員の手により輸出した時に、一定の基準により算出した棉花の輸入が可能となる仕組であり、人絹リンクは朝鮮人絹織物工業組合所屬組合員が朝鮮で製織した人絹織物を自ら又は朝鮮ス・フ人絹綿絲布同業組合所屬會員を通して輸出した場合、これに要した人造絹絲を内地の人絹聯合會加盟會員より配給を受けることとなつて居る。

而して人絹聯の朝鮮配給は千八百函を限度として居り、朝鮮人絹織物工業組合員に人絹絲を配給した人絹聯合會は、それに應ずる人絹バルブの輸入が認められることとなつて居るのである。いづれも下半年後の實施であり、後にみる通り綿織物に就ては前年對比かなりの進展をみたが、人絹布に就てはリンク制實施の日も淺いため十月迄第三國向輸出は皆無に終り、十一月に至り辛うじて僅少の輸出をみたに過ぎず、尙今後に期待せねばならぬ現況にある。

三、其他 助成金の交付（例へば魚粉）とか、歐米向航路の擴充（例へば七月以降大阪商船紐育急行船は月一度定期的に釜山寄港となる）等の行はれたことも逸し得ない。

以上昭和十四年に於ける朝鮮貿易の實績とその統制強化の諸相を概観したが、圓ブロック輸出の思惑的傾向の抑

壓と圓ブロック全體に亘る必需品の圓滑な供給、その合理的配分、及び第三國輸出の振興と必要輸入資材の確保、これがその理想であり、諸々の對策は盡くこの線に沿うてゐる。それらの對策の成否は以下商品別地方別に検討する際に再びふれたいと思ふ。約言すれば、圓ブロック輸出の制限に於いて、第三國輸出の増進に於てかなりの効果を見たのであるが、これが一層の徹底こそ、國內物價問題とからみ戦時下朝鮮貿易の負荷する最大の責務なのである。

2 商品別檢討

先づ移出入貿易からみて行かう。

移出總額七億三千七百萬圓は、前年に比し二千六百萬圓の増加、移入は十二億二千九百萬圓で三億八百萬圓の激増となつてゐる。

これを主要品目別にみれば、移出に於て米及び粳の對前年一億五千三百萬圓減少（約五百萬石減）の外に大豆の百四萬圓、バルブの三十萬圓の各減少がある。米は大陸方面への急激なる輸出増加と六、七月以降は南鮮未曾有の旱害による内地市場に對する産地高の爲、移出は愈困難を極めたのである。これより先二月、内地に於ても漸く銃後食糧問題が論議せられるに至り、それが國內確保のため早くも大陸向鮮米輸出に對し許可を要することとして統制の手を加へるに至つたこと前にも一言したが、大陸方面の鮮米需要は依然切迫せるものあり、當局に於てもこれが輸出統制は極めて合理的に行はれたものの如く、年計に於ても大陸向輸出は激増を示し、移出は約半額近くにまで減少してゐる。

大豆の移出減に對しては、一方滿洲よりの輸入が後述の如く倍加をみてゐる故に、その原因としては一に鮮内消費

の増大と、最近に於ては旱害による鮮内食糧確保の措置が考へられる。然し其他は水産物を首め、繰綿にしても、生絲にしても、石炭、重石鑛、含金銀粗銅等の地下資源も、魚粉、魚粕及び硫酸等も金額に於ては増加をみせてゐる。

然し右の内、數量も増加してゐるのは繰綿、重石鑛、含金銀粗銅、魚粉及び硫酸に止り、生絲、水産物、石炭、魚粕いづれも價格騰貴著しく、數量は前年に比し減少を示してゐる。例へば生絲の如き、移出金額は前年に比し五割三分の増加であるが、價格は前年同期に對し六月に於て既に六割八分、十二月は實に十六割一分の騰貴であり、結局移出數量に於て前年比四十二萬八千斤、約二割の減少となつたのである。

従つて又移出總額に於ける前年比二千六百萬圓の増加も、數量に於ては恐らく多額の減少であらう。

移入に於ては綿織物を除き金額はいづれも前年に比し巨額の増加となつてゐるが、これも價格の騰貴著しく、人造絹織物、洋紙、釘類等は金額の増加に拘らず、數量に於て前年に比し減少を見せてゐる。恐らく移入總額に於ける前年比三億八百萬圓の増加も、數量に於て多大の割引を必要とするであらう。

この移入に於て注意すべきは、鮮内の鮮米需給の窮屈を反映して、灣米及び内地米の移入が顯著な増加をみせてゐることである。菓子、生果の移入増加はインフレ昂揚による消費力の旺盛を、石炭、機械類及び木材等の増加は生産力擴充の進展を示してゐる。洋服、肌衣、陶磁器及び鐵道車輛同部分品はいづれも前年に比し、金額は増加してゐるが、その増加額も比較的少く、數量に於ては恐らく微増又は減少であらう。機械類及び木材等も亦數量は不明であるが、金額に於てかかる大巾の増額をみてゐるから數量も恐らく増加をみたことであらう。特に機械類の激増は注目に値する。綿織物、人造絹織物の激減はリンク制其他による國內使用制限によることいふまでもなく、毛織物、ス・フ織物の増加には鮮内需要の増加の外、九月以前に於ては内地の統制を回避した朝鮮迂回の大體輸出分が含まれてゐると目すべきである。即ち毛織物の如き朝鮮に於ては輸出入リンク制なく、ス・フの如きも内地では業者の自治により

九月以前に於ても既に圓プロック向輸出が制限せられてゐたのである。之を要するに、十四年中に於ける朝鮮の移出入貿易は金額の増加著しい割に數量之に伴はず、その間米の移出激減と朝鮮に於ける生産力資材移入の増加が目立ち、物價高と統制の強化はどの商品をとつても色濃く刻まれてゐるのである。

移出重要品別		移入重要品別	
品目	昭和十四年	昭和十四年	昭和十三年
米及穀	一四九、三六六	一三、四九二	二、一〇〇
大豆	四、三三二	八三、三九八	一四、一六二
水産物	三、三三三	九、七〇七	八、二〇五
生絲	一、七二二	一〇、八八三	九、七〇七
石炭	一四、二五六	七、〇〇〇	一四、七四二
重石	一六、〇〇〇	九、六三三	三、八五六
合金銀粗銅	三〇、〇〇〇	二、九七〇	二、九七〇
魚粉	一、〇八九	一、〇三三	一、〇三三
魚粕	三、三三三	九、七〇七	九、七〇七
硫安	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
其他共計	七三六、八三三	七、〇〇〇	七、〇〇〇
米及穀	一三、四九二	一三、四九二	一三、四九二
大豆	八三、三九八	八三、三九八	八三、三九八
水産物	九、七〇七	九、七〇七	九、七〇七
生絲	一〇、八八三	一〇、八八三	一〇、八八三
石炭	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
毛織物	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
棉織物	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
菓子	一〇、八八三	一〇、八八三	一〇、八八三
砂糖	九、七〇七	九、七〇七	九、七〇七
其他共計	一三、四九二	一三、四九二	一三、四九二

絹織物	四四、一九三	一六、六五四	一七、三〇〇	機械類	一三二、六三六	七九、七三三
人造絹織物	三〇、七九八	一五、七四三	六三、六七五	洋紙	六八、三八九	—
ス・フ織物	四九、〇四七	四五、四六六	二八、四三二	石炭	二〇、四三二	—
洋服	一九、六九九	一七、二六六	一、二四八	木	三九、一八四	二、五三七
肌衣	三三、三三〇	一八、一四〇	一、〇八七	其他共計	一、三三九、四七七	九二、三四六
洋	—	—	—	鐵道車輛	一八、六七七	—
洋	—	—	—	同部分品	一〇、九八五	—
洋	—	—	—	釘類	一〇、二四〇	—
洋	—	—	—	陶磁器	三三、二〇〇	—
洋	—	—	—	其他共計	一、三三九、四七七	九二、三四六

圓プロック貿易に移らう。今十四年に於けるその推移をみる前にもう一度圓プロック貿易に對する朝鮮の立場を考へておきたい。

六月朝鮮貿易協會支部出張所主任會議に於て穂積殖産局長の次の言葉は味ふべきものがある。即ち「滿洲、支那に對する貿易を軽く取扱ふのは朝鮮の使命ではありません。之をしつかりやつて、次の時代には西比利亞方面との關係もよくなるのでありませうし、朝鮮の第一に受持つべき地域は亞細亞大陸であり、それに伴つて、第三國貿易を發展せしむべきであります。これは寔に至言であり、先に圓プロック向鮮米輸出統制の喧傳されるや、先走つたデマの飛ぶ中に、その運用は極めて合理的に行はれざるを得なかつた所以である。特に滿支に於けるインフレの昂進は一部に投機的な假需要があり、同年に於いてかかる不健全な要素が漸く圓プロック貿易に顯著となつたのであるが、大陸がその接壤の地たる朝鮮に不足物資を要求するは極めて自然であり、國內物資の確保と第三國貿易の振興に資すべき圓プロック貿易の抑制も朝鮮貿易としては自ら限度を有するのである。これ、朝鮮としては原料の供給について多分に

内地に依存せねばならぬ事情もあるが、未だ、リンク制の施行について頗る消極的たらざるを得ない原因でもある。然し第二次歐洲大戰の勃發は情勢を一變した。圓ブロック貿易制限は更に廣汎に擴大せられ、その不健全性を脱却するに至つたこと既に詳述した所である。

かくて同年に於ける圓ブロック貿易実績は、結局輸出二億六千二百萬圓、輸入約一億圓、合計三億六千百萬圓で前年に比し實に一億一千七百萬圓の増加となつてゐる。勿論かかる金額に於ける増加は、價格の高騰によりある程度削減せられなければならないが、別表にみる重要品目にみると輸出に於て、米及粳、水産物、人絹布、セメント、機械類、木材等おしなべて前年に比し金額數量共に急激な増加をみせ、小麥粉、砂糖及び綿織物は著しい減少を示してゐる。

かかる大陸向輸出の急増をみたるものについては、勿論今年來の滿洲國に於ける生産力擴充の一層の進捗及びそれに伴ふ一般購買力の増加、支那占領地の治安回復、經濟復興の進捗等によること無論であるが、又これ等地方に於ける今年來の急激な物價の昂騰と、その間を縫ふ思惑的假需要が少くなかつたのである。

減少をみた綿織物はいふまでもなく前年來の輸出統制により、小麥粉及び砂糖は原料手當薄と滿洲に於ける輸入統制の結果である。

一方輸入に於ては、粟、大豆が各々金額、數量共に増加し、柞蠶生絲、石炭は金額に於て微増であるが、數量は著しい減少をみせてをり、其他天日鹽、繰綿、木材、硫安及び豆粕等いづれも金額數量共に減少である。右の内、粟、大豆の輸入増加は鮮内需要の増加に負ふものであらう。粟に對しては鮮内の代用食確保の見地より九月末に輸入關稅が免除されたが、産地滿洲に於ける價格騰貴により以後の輸入は必ずしも著しい増進を示してゐない。尙、大豆については前述の如く、六月以後滿洲に於いて對日輸出制限が行はれてゐるにも拘らず、この実績をみたことを注意した

50

減少をみた柞蠶生絲も同様滿洲に於いて輸出統制の行はれるに至つたものであるが、その他、内地直輸出が多くなり、朝鮮經由は減少を免れなかつた理由もある。石炭は北支炭の増加に拘らず、滿洲炭の輸入減によつて數量に於ける減少をみたものであり、木材は滿洲の輸出統制、天日鹽、繰綿は主として北支の出廻り薄と輸入制限が原因してゐよう。豆粕、硫安の肥料類及び支那麻布等は地場消費及び内地並びに支那に對する供給増加によるものと目し得る。かくて昭和十四年中の圓ブロック貿易には幾分過渡的混亂も見られはしたが、日滿支經濟ブロックの貿易面をたぐる様相は格段の深化をみせ、その間に於ける朝鮮の地位はかの鮮米大陸向輸出制限の與へた反響によつて知られる如く、確固たるものが見られる。

對圓ブロック輸出重要品別		對圓ブロック輸入重要品別	
品目	昭和十四年	昭和十三年	品別
米及粳	二五、二七三 千円	一一、〇一三 千円	米
小麥粉	二七、五六七 千円	三、七五七 千円	小麥粉
水産物	一七、九一一 千円	七、二二四 千円	水産物
砂糖	一五、九六三 千円	三、八一〇 千円	砂糖
綿織物	六九九 千円	三三九 千円	綿織物
人絹織物	四、二四五 千円	四、二八三 千円	人絹織物
ス・フ織物	一〇、三九二 千円	七、二二四 千円	ス・フ織物
セメント	三、三三三 千円	三、三三三 千円	セメント
油	四、七六六 千円	四、一〇七 千円	油
機械類	一九、三四六 千円	九、九九九 千円	機械類
木材	五、二七二 千円	二、七〇四 千円	木材
其他共計	二二、〇〇〇 千円	一八、八三三 千円	其他共計
合計	一〇一、〇〇〇 千円	四、二八三 千円	合計

第二部 事變の進展と朝鮮經濟の動向

三九〇

品目	昭和十四年	昭和十三年
大豆	一、四七五	一、〇〇〇
支那麻布	八五、八六五	六、六六
石炭	二、六四一	一〇、八九〇
木材	六、七三六	八、八九
硫安	五、七三三	四、二八〇
其他共計	九八、九七五	八〇、四二六
次は第三國貿易である。		
移出貿易、圓ブロック貿易に於ける戦時體制の強化は同じ年の第三國貿易に於て輸出振興方策の具體化となつて現れてゐるが、かかる輸出振興策の内容は既に概観において論及した所である。実績も輸出八百二十四萬圓、輸入六千二萬圓、輸出入合計六千八百二十六萬圓で、前年に比し約八百萬圓の増加であるが、その大部分は輸入増加に負ひ、輸出は約百萬圓の増加にすぎない。これを次表によつて月別にみると、九月以降急激に輸出増加をみてゐるが、これは交戦國の國際市場からの退歩による輸出増進、下期より實施をみたる各輸出振興策が漸く奏功をみせ初めたことを示すと無論であるが、又ポンド下落に伴ふ弗騰貴の影響も後でみる通り北米向輸出の飛躍的增加に伴ひ少なからざるものがあらう。輸入に於ても、戦争發生後は弗系諸國に仰		

朝鮮第三國貿易月別

月別	昭和十四年		昭和十三年	
	輸出	輸入	輸出	輸入
一月	三五四、八六六	五、九〇〇、〇九〇	六二五、三〇七	三、八九〇、七六七
二月	四七八、五九九	三、四九六、三五一	九五四、三〇三	四、三九三、九八六
三月	四九七、三九一	五、五九一、〇三七	四五二、二一〇	四、八九二、〇三五
四月	三七六、九四六	五、六三〇、七九九	二九四、三三九	四、四七二、一〇〇
五月	三六四、八〇四	五、三三四、〇七七	四〇七、〇一六	五、〇八三、三〇三

の増加をみてゐるのである。特に綿織物及び魚粉の増加が著しい。綿織物は特にタイ國、蘭領印度及びアデンへの進出が目立ち、魚粉は大部分北米合衆國向である。輸入に於ては砂糖、葉煙草及び皮類が輸入皆無に終つた外、機械類及び燐礦石が前年に比し増加をみただけで、他はすべて輸入減少をみてゐる。

がねばならなかつたのであるし、ここに於いても戦前の日米二十七弗臺より戦後の二十三弗臺への安定がその圓價輸入額に相當の波動を與へてゐることいふまでもない。さて右を重要品目別にみれば、輸出に於いて魚油、人絹織物及び陶磁器が前年に比し減少をみた外、すべて金額に於ては相當

年	計	輸出	輸入
六月	二七、四五二	六、五五五、九二八	三、一二、九三二
七月	四〇、八八九	五、六七五、九八五	六、一二五、五三一
八月	六七、五三四	四、七三三、八二〇	三、九八〇、七五五
九月	一、三三七、〇三一	四、一〇二、六三三	三、七六六、六八六
十月	一、〇、〇五七	四、九八八、六二二	四、〇四七、九五二
十一月	一、一、五七、四九五	三、三〇三、四九二	三、三三七、三三一
十二月	一、一、五六、四〇三	五、一五四、一〇一	三、二四六、八五五
計	八、二四三、二六六	六、〇〇、五六、一八五	六、八二六、六九一

對第三國輸出重要品別		對第三國輸入重要品別			
品目	昭和十四年	昭和十三年	品目	昭和十四年	昭和十三年
魚介罐詰	三六〇	二二	陶磁器	四八〇	〇
煙草	一七九	一七六	珐瑯鐵器	一、〇一七	〇
魚油	一五三	三二	電球	七三三	七七七
綿織物	一、四〇二	八三	其他共計	二、九八九	四八六
人絹織物	一九	七〇〇	其他共計	八、三三三	一、五四二
黒鉛	一九	四〇	砂糖	〇	六、一七〇
			其他共計	七九五	六、一七〇
			葉煙草	〇	一、〇九七
			皮類	〇	二、一九三
			生ゴム	〇	二、三六一
			綿	〇	一〇、九七五
			燐礦石	〇	二、三三三
			機械類	〇	三、一〇一
			木材	〇	一、〇四九
			其他共計	〇	五、一五七

第十二章 朝鮮に於ける貿易

三九一

右表に就て特に注意すべきは、前述の如くポンド下落と圓の弗リンクに伴ふ爲替上の變動があり、特に大戰勃發以來は海外の物價高も著しく、これに國內に於ける輸出品のコスト高も加つて、これ等が右の金額上の増加に輸出入共相當の影響を與へてゐることである。このことは特に金額上比較的僅少の増加に止つた輸出について云ひ得るのであり、昭和十四年中に種々具體化された第三國貿易振興策の一層の擴充が要望せられる所以である。

3 外國貿易地方別檢討

昭和十四年中の外國貿易を四大洲別に前年に對比してみれば次の上段表の如くである。

	輸出		輸入	
	十四年	十三年	十四年	十三年
亞細亞洲	二六四、〇九八	一四四、六七四	二一八、三六七	一〇三、四四九
歐羅巴洲	八〇〇	一、三三一	七、三三二	四、三四三
亞米利加洲	三、九七一	一、六七七	二七、七三三	三、五五七
阿弗利加洲	九九五	一、四〇二	五九二	六八
其他	五七	三三	三、五五	三、二〇七
合計	二九、九二二	一六九、〇六七	一五九、〇三一	一三四、五八三
關東州	十四年	十三年	十四年	十三年
滿洲國	三、九三三	八、七三六	八、一八三	一〇、一六八
中華民國	三、五五六	三、一五五	一〇、三三四	一三、二二七
其他	二、四三〇	一、七七七	一九、五九二	三三、〇〇四
合計	一六四、〇九八	一六四、六七四	二一八、三六七	一〇三、四四九

右の亞細亞洲は勿論圓ブロック貿易が其大部分であるが、之を更に地方別にみたものが下段の表である。即ち滿洲國へは輸出入共顯著な増加をみたが關東州及び中華民國へは輸入の減少をみたことは注目すべきである。中華民國に就いては昭和十四年より更に細分した地方別の詳細な貿易統計(次表)が公表されてゐる。歐洲以下の諸地方に於て注意すべきは前年に比べ、歐洲への輸出減、歐洲よりの輸入増が著しく、亞米利加洲へ

	輸出		輸入	
	十四年	十三年	十四年	十三年
河北省	三、二七五	四、三六六	三、七七七	四、三六六
山東省	五、六四三	三、七七七	三、七七七	三、七七七
其他	五七二	四六	四六	四六
合計	三六、四〇八	八、〇〇九	八、〇〇九	八、〇〇九
中部	四、八六六	一、七六六	一、七六六	一、七六六
南部	三、三三三	五九七	五九七	五九七
合計	三三、五六六	一〇、三三四	一〇、三三四	一〇、三三四

の輸出入が共に旺盛な増加を示してゐることである。阿弗利加方面に對しても輸出入共相當の減少が目立つてゐる。

右の中歐洲向輸出の減少、輸入の増加は歐洲大戰勃發以前既に顯著にみられた所であるが、亞米利加洲に對する輸出激増、阿弗利加洲に對する輸出減少は明瞭に歐洲戰亂發生後の現象である。歐洲への輸出の減少は主として獨逸向魚油、魚粉の輸出激減の結果であり、歐洲よりの輸入増加は同様獨逸よりの機械類輸入増加に基づくものである。魚油、魚粉の輸出減はその値上りのためであり、機械類の輸入増はいふまでもなく生産力擴充の進捗である。亞米利加大陸への輸出増は主に北米合衆國への輸出増加に因り、その増額は弗騰貴によるある程度の修正を要するのであるが、特に魚粉の輸出増加が著しかった。阿弗利加への輸出減は勿論英領諸國の貿易統制及び海上不安等に基いてゐる。

以上地域別に眺めた昭和十四年の朝鮮對外貿易は、圓ブロック貿易を別とすれば、米大陸が輸出に於いても、輸入に於いても、甚だ重要な地位を占めて來たことが觀取されるのである。従つて本年一月二十六日を以て通商上無條約状態に入つた事態は、朝鮮貿易としても多大の關心を拂はざるを得ない所である。

事變第二年第三年に亘る昭和十三、四年の朝鮮貿易を以上檢討し來つたが、かくて結論し得ることはそれが單なる戰時色を帯びる以上に、新東亞建設途上に於ける圓ブロック全般の物動計畫並びに事變の長期化に伴ひ漸く昂揚され來つた物價問題とからみ合ひ、強力な統制を餘儀なくされ來つた事である。しかもそれは歐洲に於ける第二次世界大戰及びアメリカの極東政策の歸趨如何により、更に強き更に廣き統制を豫見せしめつつあるのである。

第十三章 朝鮮に於ける金融

事變後に於ける主流——金融機關活動の個別的觀察——
公債消化とインフレ問題

第一節 事變後に於ける主流

事變前に於ける朝鮮金融界は、特殊金融機構が主動的地位に立つてゐた關係上、統制主義が機構的には確立してゐたのであるが、各金融機關の業務の實態に於ては、相互の摩擦と相剋とが看られてゐた。これを本然の姿に還元し、以て各金融機關の合理的活用を期せんが爲に、昭和十一年秋の産業經濟調査會以來所謂金融機構の改革問題が採上げられてゐた。

蓋し、朝鮮銀行と殖産銀行との業務分野は混淆し、これ等特殊銀行と地場銀行（鮮内普通銀行）とも業面は接觸し、更に金融組合と地場銀行とは競争的地位に立つて居り、各機關の摩擦現象は輕視を許さぬ事態にあつた。換言すれば、外地的金融制度の枠内に在る朝鮮金融體系は、その中核をなす特殊金融機關の發生的根據に稽へ、その活動は制約された條件下に置かれ、當然に統制金融が採らるべき必然的性質を規定されてゐるのであるが、種々な事情の爲に特殊金融機關は營利性を濃厚に發揮し、自主主義的金融の發展となつて居り、然もその勢ひの趨く所は弊害さへ散見

せらるると共に、或部面に於ては金融活動の不備もみられ、この抜本塞源的對策が必要となつてゐたのである。この自主主義的金融活動の發展擴大を是正目的とする金融機構の改革問題は、事變を契機とする戰時金融統制の採用と、各金融機關の時局的協力といふ目標の軌一に伴ふ自制的發動及び資金調達の方面に於ける新事情の發生に依つて、自然的に解消すると共に政策的にも抹殺を餘儀なくされた。即ち、資金調整法の發動は各金融機關をしてその本來的性質と現實的位置とに依つて活動を制約せしめらるることとなつた反面、金融報國の念は金融機關の立場如何に拘らず國策協力に集約せられざるを得ない。加之事變直後に於ける金融の硬化は、朝鮮銀行をして中央銀行たる統制力を發揮せしむる機會を與へ、この新事實の發生は自ら摩擦部面にメスを入れた結果となつたのである。

かくて、朝鮮金融界は明朗なリズムを奏しつつ統制金融の軌道を行進してゐるのである。而してその統制金融は、授信業務の積極的方面に於ては時局産業に對する資金の積極的供給、消極的方面に於ては思惑的金融に對する抑制、受信業務に於ては、金利の平準化を實踐しつつ、貯蓄獎勵運動に對する積極的協力等をその基調とするものである。

鮮内金融機關が事變以來如何に時局産業の生産擴充資金の供給に努力を致したかと云ふことは、既にこれを述べて置いた（第二部第一章第六節）。勿論融資は受動的立場に於て行はれ、然も資金需要の旺盛なる今日に於ては、各金融機關は資金供給に就ては積極的關心を必要としないであらうが、時局産業資金の供給に専念したる點と、利益追求主義を止揚して低金利を以て應じた點、これ等は特に擧ぐるに足ることであらう。

思惑的金融の抑制は、低物價政策への協力の表れであることと言ふまでもない。これは當局の内面的指導にも依るが、値上り目的の金融は極度に排され、殊に土地思惑、商品買留目的の金融に對しては、各金融機關の自制方針は徹底し來つた。

貯蓄奨励は現下重要國策であり、總督府當局は昭和十三年度二億圓の貯蓄を目標にしたのであつたが、実績はそれを突破すること約八千萬圓に上るといふ好成绩を収めた。無論これは金融機關のみに依るのではなく、總督府の號令一下、官民の協力一致の資である。即ち貯蓄奨励の施設としては、總督府に貯蓄奨励委員會が設置されたのを手初に、官民の實行機關として、官公署、銀行等に貯蓄組合が新設されるとか、既設團體を利用して貯蓄機關とするか、貯蓄機關の組織網が充實され、然も是等の組織分子は至極眞面目に貯蓄の實行を期した。尤も當初に於て貯蓄の豫定額を各道に割當てた爲、末梢部面に於ては借入金をなす一方に預金したと云ふが如き惡弊も生じたが、かかる行過ぎは間もなく是正された。

昭和十三年四月乃至十四年三月末に至る各金融機關の預金増加は、次の如くである。

銀行一九七、八八三千圓、金融組合四九、五二一千圓、信託(金銭)一四、一六九千圓、郵便貯金一七、九六四千圓、計二七九、五三七千圓(東拓、無盡、簡易保險を一應除いた。)

昭和十四年度の貯蓄目標は三億圓(内地の百億圓目標に包含される)と、前年に比し一億圓の増加となつてゐるがこれに對し後三ヶ月餘地を残す十四年末に於て、各金融機關預金の増加は二億七千五百萬圓に上り、既に三億圓に接近してゐる。貯蓄奨励は寔に好成绩にして、金融機關の努力は敬意を拂ふべきであらうが、右に擧げた預金増加の總てが貯蓄的なものではないことは勿論であつて、殊に銀行預金は事業資金が一時的に休息化し、その増加に負ふことも明であると同時に、貯蓄的な定期預金に於てもそれを見返りとする貸付が漸増してゐることも推定に難くない。

昭和十四年四月乃至年末の預金増加は次の如くである。

銀行一七一、七二五千圓、金融組合五四、五〇四千圓、信託(金銭)九、八九〇千圓、郵貯一九、六八九千圓

かかる預金の増加は、朝鮮經濟發展の集中的表現であるが、預金増加の間に於て低金利とての水準化が行はれてゐ

たことは、從來外地的高利潤にあつたことに省みれば著しい變化と謂はねばならない。即ち、朝鮮は金融機關別に、又、地方的に、預金々利に著しい高低があつた。組合銀行所在地に於て預金々利協定は實踐せられてゐたが、組合銀行の所在せざる地方に於ては各金融機關は、所謂勉強率を提供し、預金吸收の競争は深刻なるものがあり、就中地場銀行と金融組合とは相刻的立場を採つて居り、地方には低金利政策が浸潤してゐなかつた。而して高利預金の吸收は必然的に資金コストを高め、その結果は低金利時代に相應せざる高利貸出はさることながら、公債の消化の如きは思ひも及ばない。されば總督府はここに着眼し、内地と軌を同ふし、然もより積極的に金利の平準化を期したのであつた。この意に應へんとして金融機關は立ち、各種金融機關を網羅する朝鮮金融團の設立が、昭和十三年秋以來企圖せられたのであつたが、この職能團體は金利協定を主たる目的とする爲に、利害關係上その成立が困難であつた。然るに各金融機關は折衝協議すること四ヶ月、十三年十二月下旬に至つて愈々結成をみたのであつた。全鮮の金融機關を打つて一丸とし、然も劃一的な預金協定を實踐に移したことは特筆するに足り、その金利協定は次の如く劃期的なものである。

朝鮮金融團金融協定

銀行定期預金甲種年三分六厘以下、乙種年四分一厘以下(因に東京は甲三分三厘以下、乙三分五厘以下)

貯銀特約預金、年三分八厘以下

東拓定期預金、年三分六厘以下

信託會社信託利益歩合、一年以上年四分一厘以下、二年以上年四分三厘以下

銀行當座預金、甲日歩二厘以下、乙三厘以下

銀行特當預金、甲日歩六厘以下、乙七厘以下

第二部 事變の進展と朝鮮經濟の動向

銀行通知預金、甲日歩七厘以下、乙八厘以下

銀行別段其他雜預金、甲日歩七厘以下、乙日歩八厘以下

右の協定金利は昭和十四年一月一日から實施せられたが、當日現在既契約のものはこの適用を一ヶ年半猶豫せらるることとなつてゐたが、後に一ヶ年に短縮せられた。而して最も論議の焦點となる金融組合預金に關しては協定に含まれてゐないが、金組の金利を上下する權限は道知事にある爲に、當局の責任に於て次の如く措置することとなつたのである。即ち金融組合預金々利は、

イ、非組合員の定期預金は三ヶ月、六ヶ月、一年以上と三本建となつてゐたが、これを六ヶ月一本とし、利率年三分九厘以下

ロ、組合員定期預金、六ヶ月以上年四分、一ヶ年以上四分一厘

ハ、公共團體課税定期預金、六ヶ月以上年四分一厘以下

となつたのである。

かくして預金々利の水準化は遂に實現をみ、その意義は大なるものがある、殊に金利を中心に地場銀行と金融組合とが預金の争奪戦を演じ、延てそれが金融機構改革論發生の一端となつてゐたこととて、謂はば金融上の痛が切開手術せられたのである。因に朝鮮金融團規約は次の如きものである。

第一條 本團は朝鮮に於ける預金利率及運用方法の特定せざる金銭信託の利率歩合の調整並に金融の改善發達を圖るを以て目的とす。

第二條 本團は朝鮮金融團と稱し朝鮮に於ける銀行、信託會社、東洋拓殖株式會社及び朝鮮金融組合聯合會（以下加盟者と稱す）を以て組織す。

第三條 本團はその目的を達成するため左の事項を行ふ。

1、預金利率（運用方法の特定せざる金銭信託の利益歩合を含む以下同じ）の調整に關する協定並にその處理。

2、金融に關する調査研究その他加盟者に共通する重要事項の協議並に處理。

第四條 本團の事務所を社團法人京城銀行集會所内に置く。

第五條 加盟者は代表者及其の代理者を定め本團に届出づべし。

第六條 本團に幹事六名以内を置き加盟者の代表者の中より選舉す。幹事互選を以て幹事長を定む。

第七條 本團に顧問一名を置き朝鮮總督府財務局長に委嘱す。

第八條 幹事長は本規約施行に關する事務を處理し總會の議長となる。幹事は幹事長を補佐し幹事長事故あるときは他の幹事一名之を代理す。

第九條 總會は幹事長必要ありと認むるとき京城に於て之を招集す。

加盟者の代表者より會議の目的を示して請求ありたるときは幹事會の決議により幹事長は總會を招集することを要す。

第十條 加盟者の代表者又はその代理者總會に出席することを得ざるときは他の出席加盟者に代理を委嘱することを得。

第十一條 總會の決議は出席加盟者の四分の三以上の同意をもつてこれをなす。但し本規約の改廢並に預金利率の協定及びその變更は出席加盟者全員の同意を要す。

第十二條 加盟者預金利率協定に違反の事實あるを知りたるときは遅滞なく幹事會を開催し右事實を審査すべし。

第十三條 幹事長預金利率協定違反の事實あるを知りたるときは遅滞なく幹事會を開催し右事實を審査すべし。

被審査者たる幹事は幹事會に出席することを得ず。

第十四條 幹事會は被審査者に對し期日を定めて辯明書の提出を要求すべし。必要ある場合は帳簿其の他の關係書類の閲覧を請求することを得。

第二部 事變の進展と朝鮮經濟の動向

四〇〇

被審査者に於て前項の指定期日迄に辯明書を提出せざるとき又は帳簿其の他の關係書類の閲覽を拒否したるときは被審査者違反の事實を認めたるものと看做す。

第十五條 幹事會は過半数の決議を以て違約處分を總會に附議すべきや否やを決定す。可否同數なるときは幹事長之を決定す。第十六條 幹事長は前條附議の決定を被審査者に告知を發したる日より七日以内に總會を招集すべし。被審査者は前項の決議に参加することを得ず。

第十七條 制裁は左記標準に依る。但し總會の決議に従ひ右標準の外別に制裁を爲すことを得。最初の違反 警告、警告を受けたる加盟者違反の場合 違約金一千圓。

第十八條 鮮内各地に於て存する銀行間の預金協定規約は本規約に牴觸せざる範圍に於て之を存続せしむるものとす。

低金利を實現しつつある間に預金の増加したことは、外地的高金利と貯蓄奨励との矛盾を一舉に解消せしめたものであるが、これを齎した背後には當局の斡旋も與つて力大なるものがあるが、中央銀行として統制力を恢復した朝鮮銀行の金利政策の影響力も見逃せない。

事變直後たる昭和十二年七月十九日、朝鮮銀行は日本銀行と同一方針の下に商業手形以下の標準金利を引下げたのであるが、同行は獨自の見解を以て、日銀金利の引下がないのに拘らず、各種金利を二厘方引下、低金利の促進と金利平準化に積極的努力を拂つた。蓋し、内鮮中央銀行の割引公定歩合の稍は過去三厘稍を通例としたが、現在は一厘に接近したるのみならず、若し萬一、金利平準化に依つて資金難の如きが起らんか、鮮銀は低利の割引政策を以て事態の收拾に衝る方針を採つたのであつた。この鮮銀の決意は、各金融機關に對し無言の保證を與へ、これが金利水準の實行を促進したことは否めない。

以上に觀た如く、各金融機關實踐行動の國策的集約化、全鮮的金融職能團體の誕生、これ等に依つて規定された金

融體系の自然的整備は、朝鮮金融動向に巨線を劃したものと謂ふことが出来るであらう。

更に見逃し難い個別的變化として、大體次のこと指摘されるであらう。

(イ) 東洋拓殖株式會社の社債發行限度は拂込資本金(三千五百萬圓)の十倍であつたものが十五倍に擴張された(昭和十三年四月)。

(ロ) 朝鮮工業組合令が實施され、中小工業の團體的結成が可能となり、その金融的助成が行はれることになつた(十三年九月一日)。

(ハ) 日本産金振興株式會社朝鮮支社が設置され、鑛業金融の特殊機關として機能を發揮するに至つた。同社は昭和十七年度迄の朝鮮に於ける事業所要資金として一億九千萬圓の資金供給が計畫されて居り、その業務は次の如く豫定されてゐる(設立十三年十月)。

(a) 産金資金の融通

一億七千萬圓の資金融通をなし、産金計畫の實現に協力せしめた。因に同會社朝鮮支社設立前には代行貸付が行はれ、引續當時の残額は東拓一千九百九十三萬圓、殖銀五百二十七萬圓となつてゐた。

(b) 買鑛資金の融通

融通豫定額二千萬圓

(c) 鑛山用機械製作所建設資金の融通

この金融は既設金融機關が積極的に行ひ來つたものであつた。これを當社に肩代りすることに關し論議が起つたことは附記するに足る。

(d) 産金事業用品の賣買

これは(a)の資金融通の使途を制約する目的を有つが、その爲に産金業者は(a)の借入金の不自由を啣つてゐる。

(e) 粗地金銀の賣買
産金會社資金融通の實績は公表されないが、内地資本移入ルートが一つ増加したると、専門的鑛業金融機關として活動するに至つたことは、金融界の見地より重視すべきである。

(ニ) 殖産銀行は資本金三千萬圓を六千萬圓に増資した。これに依り同行は必然的債券發行限度が倍增し、その活動源泉力は強化された(十三年十二月)。

(ホ) 會社利益配當金及資金融通令が實施せられ、所謂配當制限の實行となつた(十四年四月)。

(ヘ) 朝鮮銀行券保證發行限度は一億圓より一億六千萬圓にと六千萬圓再擴張された(十四年五月)。

(ト) 金融關係主腦者の定期的會合の開催——財務局と鮮銀、財務局と殖銀との關係は素より密接であつたが、從來此三者は必要に應じ問題を處理するに止り、常時有機的に連絡することに缺けてゐた。この缺を補ふべく三者主腦者の定期的會合を開くこととなつた。これは過去彼是と噂されてゐた鮮銀殖銀の提携を意味するものとして重視すべきものにして、金融體系の自然整備は、この會合より自然的に起つたのであらう。

(チ) 輸出資金前貸損失補償制度が實行され、第三國貿易促進の金融的施設の實行となつた。

政府の損失補償額は五十七萬六千圓、此の中、十四年度は三十八萬四千圓、殘額は十五年度となつて居り、十四年度の目標前貸額は二百四十萬圓と豫定され最近迄の實績はそれに接近してゐる(十四年七月)。

(リ) 中小商工業資金融通損失制が實施せられ、工業組合令と相俟つて中小工業の積極的振興が企圖せられた。損失補償期間は昭和十四年四月より十九年三月迄にして、その總額は五百萬圓となつてゐた。而してその後の運用は餘り良好ではない。これは手続きの煩雜に基くと謂はれてゐる。

(ヌ) 金融組合貸付限度の擴張が行はれ、都市金組の擔保貸付限度は三千圓より六千圓に、村落金組は無擔保二百圓に擔保貸は千圓より二千圓に、又、總督の指定する中小商業關係の組合には、村落金組は擔保貸三千圓迄貸出が可能となつた。

(ル) 朝鮮殖産銀行社債に二億圓を限り政府保證が認められ、同行は戰時企業金融機關として面目を發揮するに至つた。即ち、朝鮮殖産銀行の朝鮮生産産業資金供給に關する件令が公布せられ、殖銀は同行社債とは別箇に二億圓の政府保證の社債發行が認められ、その反面、融資命令を受けることになつてゐる。

この社債は十四年末迄には未發行にして、又、融資命令を正式には受くるに至らない(十四年十一月)。

(ヲ) 朝鮮取引所有力取引員を以て、京城證券團が創設せられ、株式の公募、賣出しに活動することとなつた。これは地場株の開放が頻繁化してゐる際とて、金融上の意義尠少ではない。

(ワ) 國境地方に流通されてゐる滿洲國幣の積極的回收が十四年十二月より着手されその一ヶ月の回収は八百萬圓内外と謂はれ、これに依り國境地方の金融は正常化された。

右に擧げた日誌的な推移の概観によつても、金融界の變化は單調ではなかつたことが知られるが、それは金融施設が戰時的に再編成せられたると、從來みられてゐた不備を補つたものに過ぎないと要約せられるであらう。

第二節 金融機關活動の個別的觀察

先づ事變以來より最近に至る金融様相の推移を眺めてみるに、預金と貸出とは共に激増してゐることは既に明である。今一應改めて各金融機關の資金形成と供給との狀況を觀よう。然る場合に於ては資金形成は増大してゐるが、そ

の主因は預金の増加に負ふことは金融機關として當然である。

事變以後に於ける資金形成の變化

種別	昭和十二年六月末		同十四年末		増減(△)
	千円	千円	千円	千円	
銀行 拂込資本金	六六、四八一	七九、四三二	一三、〇五一		一九、〇五二
銀行 積立金	二八、六二七	三六、九三三	八、三〇六		八、三〇六
銀行 預金	四三三、四三〇	八六七、八八一	四三四、四〇三		四四、四七八
殖銀 債券	三四三、三五五	四四〇、三三六	九六、九七三		九六、九七三
東拓 債券	八〇〇、八九三	一、四二四、五七三	五六三、六八〇		一、二六〇、八九三
金 拂込資本金	二四八、八〇〇	三七五、八五四	一二六、九五四		一二六、九五四
金 政府下附金	一一、二二六	一五、一三九	三、九一三		三、九一三
金 準備金	四、二二七	四、二六三	〇、〇三六		〇、〇三六
組 借入金	三三、二四一	二八、八九八	五、三五七		五、三五七
合 計	一、六四、五六六	三三三、五二〇	九九、一三四		九九、一三四
信 一拂込資本金	二、五〇〇	二、五〇〇	〇		〇
信 一金錢信託	四六、八三六	七四、五七九	二七、七四三		二七、七四三
郵 貯金	四九、三三六	七七、〇九六	二七、七六〇		二七、七六〇
總 計	一、五五三、二一七	二、三六六、二七四	八一三、〇五七		八一三、〇五七

依つて各部門の地位は變化を齎し、銀行及金組預金はその第一位に躍進し、債券はこれに次ぐこととなつた。これは

上の如く、昭和十二年六月末の資金形成に於ては、銀行及金組預金は三割八分であつて債券發行額と略同額を示してゐた。尤も預金に金錢信託、郵貯を算入すればその比率は増大する反面、債券發行額に於ては東拓のそれは全部を朝鮮に投下してゐるものではなく、これ等の點を考慮すれば資金形成に於て預金が大を占めてゐたことは疑ひない。然るに事變後に於ては、銀行及金組預金は資金形成總額の四割五分に迫る額に達し、他面拂込出資金、積立金、借入金等は、その性質上大きな變化をみざることとて、資金形成上の地位は逐次低下し來つた。然し債券に依る資金調達

資金を長期資金に依存するといふ外地的性格を止揚し、内地に於けると同様に預金を資金の源泉とするに至つたものとして注目しなければならない。

事變後に於ける預金の激増は、素より景氣情勢の反映であつて、國民所得の増加が資本蓄積の大を齎してゐるのである。然しこの預金増加の總てが貯蓄的なものではない。その吟味を試みよう。

種類別銀行預金の推移

種別	昭和十二年六月末		同十四年末		増加	指數
	千円	千円	千円	千円		
定期 預金	一八六、四三三	三四四、〇〇三	一五七、五七一		一八六	
當座 預金	六、九二七	一九四、六〇一	一三三、六七四		三三六	
特當 預金	七、二六一	一九九、九〇三	七、六三三		二〇九	
諸 預金	一〇一、三九八	一七九、七三三	七六、九六九		一七五	
合 計	四三三、四三六	六七、八八一	四四五、四五三		二〇五	

貯蓄的と看做される定期及特別當座預金の増加額合計は、約五億圓に上り増加額總計の六割弱を占むる巨額となつてゐるが、増加率に於ては定期預金は最小にして、平均増加率より二割も劣つてゐる。従つて預金總額に於ける定期預金の比率は、事變前に於ては四割三分となつてゐたものが、十四年末には四割に低下してゐた。増加率の最顯著なのは當座預金であつて、その増加額も定期預金に接近する多額となつてゐる。これよりして、預金の増加を以て一概に貯蓄獎勵の結果であると斷ずるのは早計にして、未活動資本が休眠化してゐるか、乃至は事業活動の旺盛を反映して手許資金の豊富が期せられ、それが預金の増加を大ならしめてゐることに多大の原因があると観るべきであらう。

轉じて資金供給の狀況を観るに、各金融機關の貸出増加は極めて大なるものがあつて、事變後二ヶ年間に於けるその増加額は、銀行、金融組合及信託會社貸付金を合して、七億四千四百萬圓に上り、銀行貸付金の増加額のみにして六億七千三百萬圓に達し、預金の増加額四億四千五百萬圓を遙かに凌駕する盛況を呈してゐる。即ち次の如くで

ある。

金融機關資金供給推移

項目	昭和十二年六月		同十四年十二月末		増加
	千円	%	千円	%	
銀行貸付金	八三三、四三四		一、五〇六、四三〇		六七三、〇〇六
銀行有價証券	二九六、八五三		六〇〇、四三二		三〇三、五七八
金融組合貸付金	一、一〇〇、二七七		三、一九六、八七		一、〇九六、五九四
金融組合預金	一四九、〇五四		三〇六、四四七		一五七、四〇二
金融組合預金	七四、五四二		一四四、二五二		六九、七〇〇
信託會社貸付金	四〇、九〇〇		四五〇、七三三		四〇九、八三三
信託會社預金	一、五七、七六二		五五、一三四		一、〇二、六二八
總計	一、五七、七六二		二、八二八、四八三		一、二五〇、七二一

率は前者二割三分、後者三割二分を示し、銀行貸付の増加率に比較して極めて低位となつてゐる。有價証券の増加率は十三割三分の高率を示し、金融組合の増加率九割と共に之亦注意すべき點である。

かくて鮮内金融機關は、資金調達方面に於ても多大の伸展となつてゐるが、資金供給方面に於てはそれに倍大するものがあつて、時局下金融機關はその職責依然大にして現實の活動も期待に反しないものがある。

かかる金融活動の主力をなすものは云ふまでもなく銀行にして、金融組合に次ぎ、以下東拓、信託會社となつてゐる。之等各機關の活動を個別的に検討すべく先づ預金方面のそれを觀るに、銀行と金融組合とを大別してみると、昭和十二年六月に比し十四年末に於ては銀行預金の比率は四分増の七割五分を占め、金融組合のそれは二割八分より二割四分に低下してゐる。それだけ銀行預金増加率は金融組合に比し大なるものがあつた。即ち次の如くである。

銀行及金融組合預金の推移

項目	昭和十二年六月		同十四年十二月末		増加
	千円	%	千円	%	
朝鮮銀行	八二、六〇三		一八四、二七		一〇一、五二四
殖産銀行	二八、二〇〇		二五四、〇六		二二五、八六
貯蓄銀行	五七、一〇一		八九、七九		三二、六八八
普通銀行	一六四、五二六		三九、三五		一七五、一八
地場銀行	一一、九二七		二四、二五		一二、三二八
支店銀行	五、五九八		九四、四九		八八、八九一
合計	三三三、四三〇		八六七、八八		四三四、四五
金融組合	一四、三三五		六三、五〇		四九、一六五
村落	一一、二九二		一八九、二七		七六、八八
都市	三、〇九三		九四、三三		九一、二三八
總計	五八、六八五		一、一三一、四〇		五二、七一

右の如く銀行側に於ては貯蓄銀行を除き何れも二ヶ年間に十割以上の預金増加をなし、従つて、その預金總額に對する各銀行の比率は十四年末は十二年六月に比し貯蓄銀行を除き、若干高位となつてゐる。普通銀行のみに就て云へば、支店銀行に比し地場銀行の預金伸展率が大きい。これは支店銀行に於て地場銀行が多數なるに基き、地場銀行としては支店増設を希望するのは蓋し當然であらう。又鮮銀は少數の鮮内支店なるに拘らず、預金増加は殖産に比肩してゐることも注目すべきであらう。金融組合に於ては、預金の増加率は村落に比し都市が勝つてゐるが、これは米穀大減收の影響が示現したものと目せられる。

貸付金の方面を觀るに、銀行及金融組合の二ヶ年半間の増加額は七億三千萬圓に上り、その中、殖産の三億五百萬圓が筆頭をなし、鮮銀の二億一千五百萬圓に次ぎ、第三位は普通銀行にして、金融組合は貸付に於ては他に比し不振の状態である。鮮、殖産の貸付増加は時局産業に對する大口貸出の増加に負ふと謂はれ、普通銀行も時局産業に對する小口貸の累積が増大を齎したことは推定に難くない。即ち次の如くである。

銀行及金組貸付金

銀行	昭和十二年六月		同十四年十二月		増加
	千円	%	千円	%	
朝鮮銀行	1,455,823	1.3	3,211,764	2.9	1,755,941
殖産銀行	483,803	0.4	799,283	0.7	315,480
貯蓄銀行	26,690	0.02	35,133	0.03	8,443
普通銀行	1,770,466	1.6	3,100,765	2.8	1,330,299
地場銀行	1,466,035	1.3	2,466,666	2.2	1,000,631
支店銀行	300,700	0.3	744,078	0.7	443,378
合計	8,333,434	7.6	15,066,450	13.7	6,733,016
金組	3,499,054	3.2	3,647,700	3.3	148,646
村落	107,288	0.1	247,981	0.2	140,693
都市	411,766	0.4	584,899	0.5	173,133
總計	1,021,498	1.0	1,883,900	1.7	862,402

各金融機關別預金對貸出増加の推移 (自昭和十三年六月末 至昭和十四年十二月末)

更に各金融機關別に預金増加と貸出増加とを對比し、資金操縦の状況をみるに、鮮銀は預金に比し貸出超過は依然たるに反し、普通銀行は貸出に比し預金超過に轉じたことは、普通銀行經營上重視すべきことと謂はねばならぬ。即ち次の如くである。

上表に觀られる通り、二ヶ年半間に於ける預金の増加額に比し、同期間の貸出の増加額がそれを超過してゐるが、その原因は殖産を筆頭に鮮銀、次には絶對額は小なるも支店銀行の預金増加に對する貸出増加の超過がそれを齎してゐる。從來地場銀行は預金増に比し貸出増が超過してゐたものであるが、最近に於ては貸出増加に對し預金増加が勝り、以て地場銀行の經營が健實化してゐることが證せられてゐる。

然らば預金増加に比し貸出増加が大なる鮮銀、殖産は、如何にしてその資金を調達して

銀行	昭和十二年六月末		同十四年十二月末		増加
	千円	%	千円	%	
朝鮮銀行	1,940,000	6.5	5,013,430	7.0	3,073,430
殖産銀行	379,951	1.3	700,377	1.0	320,426
貯蓄銀行	30,333	0.1	53,933	0.1	23,600
普通銀行	3,440,000	12.3	6,368,100	8.9	2,928,100
地場銀行	—	—	—	—	—
支店銀行	—	—	—	—	—
總計	3,966,853	10.0	6,903,210	9.5	2,936,357
金組	747,542	2.0	1,441,250	2.0	693,708
村落	49,267	0.1	91,536	0.1	42,269
都市	251,275	0.7	537,714	0.7	286,439

銀行有價證券及金組預ケ金

銀行	昭和十二年六月末		同十四年十二月末		増加
	千円	%	千円	%	
朝鮮銀行	1,940,000	6.5	5,013,430	7.0	3,073,430
殖産銀行	379,951	1.3	700,377	1.0	320,426
貯蓄銀行	30,333	0.1	53,933	0.1	23,600
普通銀行	3,440,000	12.3	6,368,100	8.9	2,928,100
地場銀行	—	—	—	—	—
支店銀行	—	—	—	—	—
總計	3,966,853	10.0	6,903,210	9.5	2,936,357
金組	747,542	2.0	1,441,250	2.0	693,708
村落	49,267	0.1	91,536	0.1	42,269
都市	251,275	0.7	537,714	0.7	286,439

てゐるのである。殖産は資本増加に依る點もあるが、大半は債券發行にそれを求めてゐることは、説明の要はあるまい。即ち殖産は右期間に九千六百萬圓債券發行額を増加してゐる。然しこれのみにては貸出超過をカバーする額に達せず、そこで必然的に借入金等に依つてゐることが判明する。これ等のことは後述する。

金融組合は貸出増加に比し預金超過が大にして、最近に於ては遊資の運用に困却し、公債投資を開始するに至つたが、右期間に預ケ金が六千九百萬圓も激増してゐることは、明に抱資傾向にあることを語る。事變前後には金融組合

は資金難さへ看取されたものであるが、現今は抱資状態にあることはその變化の甚しいことが驚異とされ、大衆の資本蓄積が良好なる反面、農村が資金需要を喚起しないのは、農業の停滞を暗示するものともみられるが、今後産米増殖計畫の實行に伴ひ、農村の資金需要は再び活潑化するであらう。

次に銀行の所有有價證券の推移をみるに、二ヶ年半間に約四億圓の増加となつてゐる。貸出増加が七億三千萬圓に上つてゐる間に於

て、猶右の如き有價證券の増加を齎したことは注目すべきであつて、その銀行別状況は前表の如くである。即ち、各銀行共に有價證券の所有は増加してゐるが、その中約八割は鮮銀のそれに基く。かくて金融機關別にその活動状況を一瞥したのであるが、未だその全貌を説くに足りないが故に、更めて今一應觸れてみることにしたいが、先づ各金融機關の預金、貸出を種類別にその推移をみる。

各銀行預金種類別増減

昭和十四年十二月

同上昭和十二年六月に對する増減

銀行	昭和十四年十二月				昭和十二年六月			
	定期	當座	特當	其他	定期	當座	特當	其他
朝鮮銀行	九〇,三三二	四六,六八八	一七,八六六	二九,三八一	四〇,九八九	三〇,六四七	八,六四八	三,二五一
殖産銀行	一〇三,七三九	六六,五六三	五〇,八八三	三三,九三〇	四六,四三三	二四,六三六	一〇,一六四	一三六,五九八
貯蓄銀行	四二五	—	—	八九,三七八	—	—	—	—
普通銀行	一四九,六四七	八一,三三〇	—	二六,六八四	—	—	—	—
地場銀行	一〇三,四四〇	五六,九四〇	六七,九四〇	一七,〇〇〇	四三,五八八	四四,九四七	—	—
支店銀行	四六,一九六	三三,三三九	一一,八八九	九,六三二	一三,五七四	七,五九九	七,五六一	—
合計	三三三,〇〇三	一九九,一〇一	一九九,九〇二	一七九,七三三	一五七,五八一	一三三,六四四	八七,九七九	七六,九九九

右表の如く、定期預金の増加は各銀行共同様のテムボを以て進んでゐる。勿論普通銀行は地場銀行六行（百二十五支店）支店銀行三行（五支店）で行數に於て多數であつて、これ等を綜括して漸く殖銀、鮮銀の上位にあり、一行當りに觀ると問題にならない。當座預金も同様の状況を呈し、その増加割合は定期預金と略同一である。特別當座預金は異なる様相をみせ、普通銀行の増加が壓倒的である。これはその預金の性質上普通銀行に集中するのが當然であらう。而して殖銀の特當預金が鮮銀に比較して増加率が多いのは、支店數の關係からであらう。其他預金は別段、通知

預金（尤も貯蓄銀行は定期貯金等）を内容とするものであるが、この部門に於ては貯蓄銀行の特殊預金を除けば鮮銀の増加は壓倒的である。

素より預金の増加はそれ自體のみの増加に原因を置くことなく、貸出金と高度の相關を有し、當座預金の如きは貸出の代り金が滯溜してゐるものが多く、最近に於ては利子關係より特別當座預金にもそれが觀られ定期預金としても根擔保の關係に依るものもあつて、所謂靜的たるの故を以て、定期、特當預金等を一概に貯蓄的のものとは見難い。次には貸出状況をみることにする。元來鮮内銀行の貸出をその科目別に觀ると、當座貸越、割引手形、荷爲替手形割引等の所謂流動貸付は、長期性貸付たる證書貸及手形貸に比し至つて少ないのを過去の例とした。然るに時局産業融資は手形貸形態を採るのを通常とし、その反面、流動貸付は配給統制の強化に依つて減少せざるを得ず、愈々その減少となるものである。左にその状況を觀る。

各銀行貸出種類別推移

昭和十四年十二月

同上昭和十二年六月に對する増減

銀行	昭和十四年十二月				昭和十二年六月			
	證書及手形貸	貸越	割手	荷手	證書及手形貸	貸越	割手	荷手
朝鮮銀行	三〇五,一〇〇	一五,一一四	三三,三三三	六,七三九	一八九,七六七	五,七〇四	一八,九〇八	一,〇〇九
殖産銀行	七九,八五六	八九,七四四	三二,四九三	八,一八九	九九,二五三	一,八七〇	三三,六一九	三,九一一
貯蓄銀行	三三,一三三	—	—	—	—	—	—	—
普通銀行	三三三,八八八	一五,二二六	四五,三六〇	九,九一九	三三〇,七六九	—	—	—
地場銀行	一九八,六六〇	一〇一,六〇〇	二九,八三三	七,五六三	二四六,六六六	七,七二七	—	—
支店銀行	五五,一七六	二,四九七	一五,五四七	一,八三三	三三,六六六	三〇,三〇三	九,二四四	一,一五五
合計	一,一三三,九七七	四七,九四四	一〇一,一九九	二四,七〇七	九三九,七七七	一〇,八六八	七〇,九八九	一〇,三三三

右に依るときは、長期性貸付に於ては殖産を第一位とし鮮銀これに次ぎ、普通銀行の増加は二割に満たない。殖銀の長期性貸付の増加は産業、公共金融といふが如き本質的に長期的なものをも含むが、その増加額は左程に大ではない。従つて商業金融に於て長期性貸付が増加してゐることは推定に難からず、その多くは自己系統會社の貸出増となつてゐるものと想像される。鮮銀はその性質に於ては長期性貸付は消極的なるべきであるが、外地中央銀行なる特質と、中期金融（社債前貸又は三ヶ年内外に生産の操業となる企業貸出）が現實に必要な建前の下に、時局産業の融資に當つてゐると謂はれ、それが證書及手形貸等長期的貸付科目に於ける増加に反映してゐる。普通銀行は長期性貸付が特殊銀行に比較して伸展してゐないが、定期預金を資金とする事情下に於ては當然かもしれない。尤も長期性貸付科目の貸出を目して、長期又は中期的貸出といふは當らず、殊に手形貸に依るものは短期金融性質のものが多分に含まれ、米穀金融はこの方式に依るものが多いことは一言して置く必要がある。當座貸越以下の流動貸付も、各銀行共に増加してゐるが、配給統制に依り「商業」が統制されたとは雖、事變前に比較すれば流通經濟は異常の發展となつてゐることとて、短期金融が増加してゐることは不思議としない。只、その増加テムポは緩慢にして配給統制を如實に反映してゐると觀るべきであらう。而してこれ等短期金融に於て、普通銀行の増加額は目立つてゐるが、鮮銀のそれも尠くない。然し何れにせよ、表面上に示された商業金融は、その増加は他に比し微々たるものであつて、これは屢述の如き客觀情勢に規制せられ時局産業融資が増大した結果といふべきであつて、所詮、銀行の國策的集約化とその協力の實踐に外ならぬ。

更に銀行の支店網状況を觀るに、普通銀行數の多いことは當然であるが、殖産銀行の支店はそれに劣らざるものがあり、これ等を事變前と比較すれば次の如くである。

銀行營業所數

	昭和十二年六月		同十四年末	
	本店	支店	本店	支店
朝鮮銀行	一	一三	一	二四
殖産銀行	一	六六	一	六六
貯蓄銀行	一	七	一	三三
普通銀行	七	九八	六	一〇〇
合 計	一〇	一八四	九	二三三

地場銀行——朝鮮商業銀行、漢城銀行、東一銀行（以上本店京城）大邱商工銀行、慶尙合同銀行（以上本店大邱）湖南銀行（光州）

支店銀行 第一銀行（二） 安田銀行（二） 三和銀行（一）

銀行券發行高四四三、九八六

上の如く、支店數の増加は地場銀行のそれに依るものである。本店銀行が一行減少したのは海東銀行が漢城銀行に合併した爲である。

最後に各金融機關の現状を觀るに、既にその實況は略々述べて居り、且つ、その各々の特異性は本年報昭和十四年版に説述しあるを以て、ここでは現状をスケッチするに止める。何れも昭和十四年末、單位千圓）

一、朝鮮銀行

預金總計八八一、六五六、貸付金七八三、九四八、買替五、二〇八、利付爲替手形四、二六七、有價證券五〇二、四三〇、

銀行券發行高四四三、九八六
因に一言すれば、鮮銀の鮮内預金は一八四、一一七千圓、貸出は三六一、二七六千圓にして、従つて鮮外に於ける預金、貸出が極めて多額であつて、殊に鮮内に於ける貸出超過は保證發行又は鮮外預金に依つて調達されてゐることが窺知される。

二、朝鮮殖産銀行

預金（道金庫を含む）二五四、八四五、債券發行高四四〇、五〇三、貸付金七八九、二八三、有價證券七〇、三七七

三、朝鮮金融組合聯合會

預金一二七、四二九、債券發行高二八、六七四、借入金三四、六三三、貸付金一四〇、二四二、預ヶ金四一、三九一
金融組合聯合會は、金融組合の預金増加に依つて、預り金機關、化したことは注目を要する。

四、金融組合（組合數村落六百五十九、都市六十四）

四一四

	預金	借入金	準備金	貸出金	預け金	金融組合が全鮮を通じて七百二十三の組合數を有し、然も村落に於ては有力な經濟指導機關として活動してゐることは右の計數にも示され、
村落組合	一八、一七三	二、三、九四四	三、四、八五	二、四、七九二	九、五、三六	
都市組合	九、四、三三三	九、七、六三	五、四、三三	五、四、八九	五、二、七四	

五、東洋拓殖株式會社

定期貸付五九、七七四、年賦貸付六六、〇〇二（鮮内分のみ）

最近の東拓は持株會社として投資金融に活躍し、その關係事業は殖銀關係事業と相對するものがある。

六、朝鮮信託株式會社

金錢信託七四、七五九、其他信託五九、六一七、貸付金五五、一三四、有價證券三三、八九一

七、朝鮮貯蓄銀行

預金八九、七九三、貸付金三五、一二三、有價證券五三、九三二

貯蓄銀行は貯蓄獎勵の先達機關として大衆に呼掛けてゐるが、預金の増加率は内地のそれに及ばない。これは大衆の貯金が金組に洗れることに依らう。

八、普通銀行

この個別的計數は卷末統計を参照せよ。

地場銀行が預金の増加に依つて資金調達上の苦難より解放され、その經營が改善され來つたことは特筆するに足りる。

九、無盡會社

その金融的地位は微々たるも、朝鮮中央無盡株式會社を母胎に、各地の無盡會社が吸収せられつつあつて、その整備の曉は庶民金融の打開に資するであらう。

十、證券會社

京城有力株式店を以て京城證券團の結成せられたことは前述したが、株式現物の賣買は極めて急速に各階層に浸潤し、爲に内地證券會社としては山一證券株式會社のみであつたが、事變後藤本B・B證券會社京城支店が設置された。其他内地有力會社の進出も企圖されてゐる。これは、廣義の金融に新生面を開くものであつて、その將來は刮目すべきものがある。右を以て本項を終るが、金融活動の地方的狀況を一言すれば大都市集中が濃厚である。

第三節 公債消化とインフレ問題

戰時經濟は公債消化をその大きな課題たらしめる。外地朝鮮も亦、その任務の一部を分擔し、戰時財政に寄與すると共に購買力の吸収に努め、以て戰時經濟の圓滑なる運行に資する所あらねばならない。然しながら、朝鮮は外地たるの特質の故に、資本の不足は決定的事實にして、その蓄積は微々たるものであることは多く云ふまでもない。されば外地的高利潤が發生し、これが吸引力となつて内地資本が導入せられるのである。即ち内地資本の投下市場である朝鮮は、本來的には公債の消化力を有つてゐないのである。このことは事變前の昭和十二年六月末に於て、朝鮮銀行及殖産銀行を除く各銀行及金融組合聯合會の公債所有高が、僅か一千二百八十七萬九千圓の少額に止つてゐたことにその一端が語られて居た。従つて、本質的には外地に於ける公債の消化は、それ自體矛盾的なものと謂ふことが出來

る。けれども、時局の要求する所、又、内鮮一體の國策は、矛盾を意識しつつもそれを克服して、朝鮮に於ても公債消化に多大の努力が拂はねばならない。

公債消化とはこれを厳密に規定するならば、利子収入の目的を以て金融機關以外の企業者又は個人に公債が購入せられることと解すべきであつて、金融機關が資金運用の見地よりそれに投資することを以て公債の消化とは云へないと思ふ。然し我國の實狀は、引受發行をなす日本銀行以外の金融機關の公債買入が、その消化の良否を決定するものとされてゐる。これは大衆に公債投資思想が浸潤してゐないからと、公債政策が金融機關を目標とした過去の歴史的發展の結果に外ならない。

朝鮮に於ても公債の消化對象を金融機關に求めたことは當然であるが、郵便局賣出、官民機關の貯蓄組合とその資金利用としての公債買入と云つた方法に依つて、徐々に大衆に公債が消化されつつあることは注目を要するが、その消化額は金融機關のそれに比較すると微少であつて、依然金融機關に依存せざるを得ない。

金融機關の公債消化を決定するの鍵は預金々利に置かれる。然るに公債買入資金の源泉をなす銀行定期預金の金利は、内地大都市甲種銀行に於て三分三厘であるが、朝鮮は甲種銀行三分六厘、乙種銀行四分一厘にして、この金融機關の内地に比しての金利高は、公債買入に採算上の苦痛を加重するものである。然も朝鮮は昭和十三年末に至り漸く金利の平準化に成功したのであつて、それ以前に於ては、組合銀行所在地以外の地方に於ては、各金融機關の預金吸収策として高金利競争が演ぜられ、これが延て全體的に預金々利負擔を累嵩せしめ、三分半公債は採算上到底買入れの餘地はなかつたのである。かくて、公債消化の前提として金利の平準化が期せられ、金融機關、殊に地場銀行、金融組合の金利負擔は軽減されたのであつた。

然し未だに内鮮の金利鞘はみられ、即ち、内地の預金協定利率と朝鮮のそれとは、定期預金に於て甲種は三厘、乙種は六厘の鞘となつてゐることは次に示す通りである。

朝鮮金融協定預金利率(十四年一月一日實施)

定期	甲種	年三分六厘以下	乙種	年四分一厘以下
當座	同	日歩二厘	同	日歩三厘
特種	同	日歩六厘	同	日歩七厘
通知	同	同	同	同
通段	同	同	同	同
別他	同	同	同	同
其他	同	同	同	同

貯蓄銀行特約預金	年三分八厘以下
東拓會社定期預金	年三分六厘以下
朝鮮信託會社金錢信託利益歩合	一年以上年四分一厘以下 二年以上 四分三厘
金融組合定期預金	組合員 六ヶ月以上年四分以下 非組合員 一ヶ年以上年四分一厘以下 公共團體 年四分一厘迄

東京預金利率

定期預金	甲種	年三分三厘以下
	乙種	同三分五厘
當座預金	甲種	日歩一厘
	乙種	同二厘
特種預金	甲種	五厘
	乙種	同六厘

地に比し倍加してゐる實狀にある。

かくて朝鮮は公債消化の先決問題として金利引下が日程に上るべきであるが、このことは預金吸収上、金融機關、殊に地場銀行、信託會社、金融組合にとつては大きな自己矛盾であつて、公債消化に協力するといふ理論的建前としては利下を斷行すべきであるが、現

上の如く、内地に於ては甲種銀行は三分半

公債に對し二厘の利鞘があるが、乙種銀行は採算一杯である。而して内地に於ても收支採算からしては金融機關の公債所有限度は飽和度に接近したと謂はれてゐる。然りとすれば鮮内金融機關は定期預金に依存する限り、當初から公債所有は採算割となつてゐる。只、當座、特當等の低利預金を綜合して公債買入の收支採算が引合ふのみである。然も内地に於ける銀行は、當座、特當等の低金利預金が預金構成に於て比較的大なる比率を占めてゐる。従つて全體としての金利負擔は朝鮮は内地に比し倍加してゐる實狀にある。